

会議録

会議の名称		令和5年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会			
開催日時		令和6年1月31日（水）午前10時00分開会・午前11時20分閉会			
開催場所		つくば市役所 2階防災会議室			
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課			
出席者	委員	森地 徹	中島 幸則	五十嵐 純子	池田 由美
		大山 真紀子	細田 忠博	生井 祐介	後藤 真紀
		津梅 光子	武田 真浩	篠崎 純一	齊藤 新吾
		新谷 幹英	吉田 真一		
	その他	(株) グリーンエコ東京事業所 児玉健			
	事務局	福祉部：部長 根本 祥代 次長 相澤 幸男 障害福祉課：課長 岡田 治美 課長補佐 中村 央子 統括医療技士 吉村 千賀子 係長 飯田 強 係長 海老原 恵梨子 係長 倉持 博子 主事 近藤 秀将 障害者地域支援室：室長 福田 学			
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人	
非公開の場合はその理由					
議題		パブリックコメントの実施結果報告およびつくば市障害者プラン改定版の最終案について			
会議録署名人		確定年月日			
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 4 その他 5 閉会				
議 事 の 経 過					
1. 開会 ○事務局 お時間になりましたので、まだいらしていない委員もおりますが、始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から令和5年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会を始めたいと思います。なお齊藤秀之委員からは事前にご欠席のご連絡をいただいております。まず初めに、森地座長よりご挨拶をお願いいたします。					

2. あいさつ

○森地座長 皆さま、おはようございます。第3回つくば市障害者計画策定懇談会という事で、その間皆様にご意見、ご協力を賜りました、つくば市障害者プランの最終案ということで、お示しいたします。それほど大きな変更、修正点等はないかと考えておりますが、少しご覧いただいた中で、表現とか内容とかで気になるところ、あるいは間違えているところございましたらご指摘の方お願い致します。あとはあわせて改定案のパブリックコメントにつきましても本日いただいておりますので、そちらの内容もご確認いただいているかとは存じますが、ご確認いただいたうえで特にご回答の部分ですね、回答案が示されておりますが、そちらについても、何か対応としてももう少しこうした方がいいのではないかなど、ご意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 森地座長、ありがとうございました。事務局より、会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市障害者計画策定懇談会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは議題に移ります。ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

3. 議題 つくば市障害者プラン改定版の素案について

○森地座長 はい。よろしくお願いいたします。それでは、議題のパブリックコメントの実施結果報告及びつくば市障害者プラン改定版の最終案について、ということで事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。本日の資料は「1.パブリックコメント実施結果報告書(案)」「2修正内容一覧」「3.つくば市障害者プラン改定版(案)」「4.つくば市障害者プラン改定版 概要版(案)」「5.わかりやすいつくば市障害者プラン改定版(案)」の5点となります。不足等がございましたら、事務局までお声をおかけください。

それではまず、資料の概要について説明いたします。資料1は、パブリックコメントの概要と、それに対する市の考え方、計画の修正点をまとめたものであり、本懇談会終了後、委員の皆様からいただいた意見をもとに適宜修正等を行ったうえで、公表するものになります。続いて資料2について、こちらは、資料1の27ページ以降にある計画の修正点を本懇談会用にまとめたものになります。資料3～5については、パブリックコメントを受けての修正を反映させた最終案となっております。なお、資料5の「わかりやすいつくば市障害者プラン改定版」については、パブリックコメントで指摘を受けておらず、変更は加えておりません。続いて、資料1及び資料2の内容について説明させていただきます。資料1の1ページをご覧ください。令和5年12月8日から令和6年1月9日に実施したパブリックコメントについて、7名から85件のご意見をいただきました。提出方法の内訳は記載の通りです。意見概要については、目を通していただいていることと思いますので、変更にかかわった部分のみ説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。変更箇所と変更内容、変更の根拠となったパブリックコ

メント及び市の考え方を記載しています。なお、各論2第3章目標1の見出しについては、パブリックコメントの指摘によらず、表記を変更しております。

資料1の1ページをご覧ください。パブリックコメントで、障害者のための計画であることを明示してほしいという趣旨の意見がありましたが、国の基本指針において「障害の有無によって分け隔てられることなく」という表現がなされているため、障害者を主体として前面に押し出す表現は避けています。ただし、該当箇所については、これまでつくば市が進めてきた施策について簡潔にまとめるべきところであるため、現行の障害者プランにある、「障害のある人・ない人、すべての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。」という一文に変更いたしました。

続いて、資料1の2ページ、資料2の2ページをご覧ください。計画の策定体制にあるつくば市障害者計画策定懇談会について、「地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成…」と記載されていた部分を、「障害当事者、市民、福祉関係者及び学識経験者により構成…」と変更いたしました。

続いて、資料2、2ページの2番目の項目について、資料1の6ページをご覧ください。基本目標について、これまでは「互いを尊重し、ともに支えあいながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくり…」というように、「ともに」が連続して使われていて読みづらい文となっていたため、変更いたしました。また、資料2の3ページをご覧ください。基本目標7については、いただいた意見の通り、応援していく旨を追記しています。

続いて、資料2、3ページの2番目の項目について、資料1の14ページをご覧ください。令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた条例については、令和6年度内の制定を目指しているところであり、ご意見いただいた通り追記しています。また、資料1の22ページをご覧ください。今年度から開始した「遠隔手話サービス」についても、同じ項目内に追記しています。

続いて、資料1の18ページ、資料2の4ページをご覧ください。今後、本庁舎1階に福祉の店を開設する予定となっているため、ご意見いただいた通り追記しています。

最後に、資料2、4ページ2番目の項目について、資料1の21ページをご覧ください。こちらにもいただいたご意見の通り追記しています。

議題の説明については以上です。

○森地座長 ありがとうございます。そうしましたら今、事務局のほうからご説明いただいた内容につきまして、委員の皆さまからご意見、ご質問等々ございましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

○後藤委員 資料1の6ページの、先ほどご説明のあった2番目の各論1のナンバー2なんですけれども、市の考え方のほうで、パブリックコメントを受けてなんです、「子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支え、応援していきます」という文章が私はすごく違和感を感じたんですけど、その「支援」のほうがしっくり来るなと思ったんですけど、応援という言葉じゃなくて、家庭を支えなので、「家庭を支援していきます」のほうが私のほうはいいかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○森地座長 はい、ありがとうございます。そのあたり、事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 ご意見いただきありがとうございます。パブリックコメントを受けて応援っていうふうに入れさせていただいたかたちで、ちょっと違和感があるというような、おっしゃっていただいたような意見あるかなとは思いますが、こちらとしてはほかにも委員さんの方々が集まっていますので、どういう意見があるかほかにも伺いたいなところではあります。もし、ここで応援していきますという文言について、やっぱりちょっと違和感があるなっていうことであれば支援に変えようかなと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。委員の皆さま、いかがでしょうか。6 ページの2 番の市の考え方、会長のとこの下のあたりですね。子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支え、応援していきますということの、特に後半のほうですね。支え、応援していきますってここにちょっと違和感があるというご指摘だったのですが、いかがでしょう。はい、お願いします。

○大山委員 はい。私もこれを見たときに応援していきますというのはすごく違和感があって、支援していきますっていうほうがしっくりくるなと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。応援ってちょっと他人事っぽいというか、頑張れ、頑張れと言ってるけど何もしてくれないみたいな感もあるっていうか。

○大山委員 そうですね。ちょっと軽い感じがするという言い方が適切かどうかわからないんですけど、応援ってなんだろうっていうところがありまして、そこでやっぱり市とか行政としては支援っていうふうな表現のほうが適切ではないかと私としては思いました。

○森地座長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○池田委員 これ、応援と支援を両方入れるっていうのはありでしょうか、なしでしょうか。応援っていう意味も意見としていただいているし、こちらサイドとしてはやっぱり強い支援が求められるっていうのも気持ちわかるので、両方書くっていうのも1つの案かなと思うんですけども。

○森地座長 ありがとうございます。例えばそうすると、家庭を支援し、応援していきますとか、家庭を支援し、子育て家庭を応援しますとか、そんなような感じ。どうでしょう、皆さま。はい、お願いします。

○齊藤新吾委員 これ、障害者計画なので、政策としてやっていくっていうことであれば、支援するっていうのが適切なのかなとは思いますが、一方で多分その応援されていると

いうか、そういうことはあまり感じられていないということからのこの意見なのかなという気もちょっとしましたということで。私、支えるだけでいいとは思うんですけど、もし応援も入れるのであれば「支援、支える」が後なのかなと、「支え、応援する」よりは、「応援し、支える」なのかなって思うんですけど、ここは多分行政用語にも関わってくるのかなと思いました。

○森地座長 はい、ありがとうございます。ほかにどなたかご意見がございませうか。特にないようでしたら、そのあたり事務局のほうでご判断いただいて、1つは支援っていうところをちゃんと出すっていうような、おそらくこの行政責任っていうような意味合いがそこに含まれるってことだと思うんですが、それにプラスして、ただ応援してほしいみたいなニュアンスも必要ではないかというようなご意見もありましたので、そこをどういうふうに扱っていただくかっていうのは検討していただきたいと思います。よろしいですか。そうしましたらほかにいかがでしょう。今の点に関連しても、しなくても、どちらでも結構ですけれども。あと、先ほどパブリックコメントを踏まえての修正点ということでご説明いただきましたが、障害者プランの改定版の最終案についても何かご意見があれば、修正点等ではなくても何か、レイアウトの問題だとか何かそういうところ、大きく直すというのは難しいかもしれませんが、何かご意見あるいは確認等あればお願いできればと思います。お願いします。

○生井委員 パブリックコメントの、戻ってちょっと要望なんですけれども、まず7ページになるんですかね。啓発広報活動の充実についてっていうのと、同じようなことで、11ページのほうとか、広報とかについてなんですけど、SNSとかを活用してちょっと何か周知活動していただきたいっていう。例えば11ページの初めの、タクシー券とかガソリン補助や鉄道バスなどの補助なんていうのは、今もう制度としてつくば市は実施しているんですけども、これ、パブリックコメント出した人が知らないことだと思うんですよ。だからぜひ、周知がまだ足りてないっていうことだと思うので、SNSとか、つくスマでしたっけ、つくば市のスマホのアプリとかTwitterとかで、ぜひ周知をしていただきたいなと思ってます。タクシー券とかだけではなくて、つくば市独自の制度とかが複数、障害福祉に関してはあると思うので、例えば合理的配慮の助成制度にしても、つくば市としてやっている事業なので、そういうのもぜひ周知。4月から差別解消法も合理的配慮が民間事業者も義務化されますので、そういうのに踏まえて、ぜひ周知、SNSとかを利用していただきたいなと思います。複数あるんですけど一緒に全部言っちゃっていいですか。一個一個。

○森地座長 そうですね。では1回ここで切らせていただいて、今おっしゃっていただいた要望事項ということになるうかと思しますので、事務局のほうでぜひご対応よろしく願いいたします。では、続けてお願いいたします。

○生井委員 はい。次は、14ページのコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化についてなんですけれども、WEBバリアフリーの取り組みを全庁的に取り組んでほしいって書

いてあるんですけど、視覚障害者の方もホームページとか見られると思うので、その人に対応したテキスト版をホームページに掲載するとか、そういうふうにしていただきたい。ちょっと先ほど聞いたユニボイスを使った QR コードっていうのは、今回わかりやすい版とかには入れるっていうことだったんですけども、ぜひ、多分ユニボイスのアプリを入れてない視覚障害の方とかもいるので、テキスト版でも、PDF だけじゃなくて、テキスト版などもぜひホームページのほうに掲載していただきたいと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございました。今の点に関しましてはいかがでしょう。事務局のほうで今後の取り組みを進めていく予定があるのか、あるいは継続して検討していくことになるのか、いかがでしょう。

○事務局 はい。先ほど 1 点目にありました、SNS を活用した周知というところは今後取り組んでいこうと思います。2 点目について、ホームページにテキスト版を掲載してほしいということで、ユニボイスだけでなくというお話でしたので、テキスト版を載せることは可能なんですけど、ほかの計画との整合性もあるので、その辺を庁内のほかの課と調整をして検討していきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

○森地座長 はい、ありがとうございました。ではお願いいたします。

○生井委員 11 ページの防犯防災対策の充実についてなんですけれども、1 ですね。避難行動用支援者名簿を作ってるっていうことなんですけれども、やっと、つくば市のほうにも福祉避難所が、ホームページのほうに場所が掲載され、今月からだと思うんですけど、能登地震でも福祉避難所は 2 割しか開設されなかったっていうことがあったので、ぜひ、この福祉避難所で避難訓練みたいのを、私たち障害者も交えて実施していただきたいなと思ってます。やっぱり避難する側も、どこの福祉避難所があっても必要なものが、何がそろってて何がないのかとかはわからないので、行って避難してみたらこれがないあれがないとかは困るので、ぜひ避難訓練みたいのも開催してもらえればと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。そのあたり、現状と違ってどうなんですか。避難所の現状だとか、先ほどの避難訓練、防災訓練とかということに関してなんですけど。

○事務局 今現在ですと避難訓練はできていないということもあるので、今後検討していきたいと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。

○事務局 あと、すみません。特別支援学校のほうではやったということもありますので、危機管理課、ほかの課とも確認しながら検討していきたいと思います。

○森地座長 はい、お願いします。

○新谷委員 支援学校の方なんですけれども、いろんな想定をして、職員の中で、学校の中では避難訓練は行っています。市からの物品、お預かりしている物品を実際に、具体的に言うと段ボールのベッド仕切りとかベッドとかを組み立ててみたりとか、あと非常食に関しても実際作ってみたりとか、その収納場所に関しても職員の中で共有されています。なので学校の職員だけじゃなくて、実際利用される方が訓練するというのは有効だと思うんですけれども、福祉避難所についての課題が多いので、そこで事務局の、市のほうで大体よく整理をされてから、その次のステップ、段階があるのかなというふうに私は思います。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。重要なご指摘だと思いますので事務局の方で検討をよろしく願いいたします。では、続けてお願いします。

○生井委員 はい。福祉避難所、今、特別支援学校のほうでは開催されたということなんですけど、実際は多分地域に住んでいる障害者の方も福祉避難所、避難してくると思うんですよ。だから特別支援学校じゃないにしても、別にその福祉避難所周辺に住んでいる障害のある方も交えて、何か避難訓練とかやってもらったほうが、実際は避難してくるのは特別支援学校の生徒だけではないと思うので、ぜひそういう点も踏まえて実施してもらえればと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。事務局のほう、どうぞ。

○事務局 はい。福祉避難所についてなんですけれども、発災等ありまして、当初から福祉避難所に直接避難していただくということは想定しておりませんで、まず一次避難所に避難していただいたうえで、そこで対応の難しい方に関して二次避難所のほうに行っていくということになっていますので、最初から、大変申し訳ないんですけども二次避難所に障害の方が行っていくということは、現在のところ、すいません、繰り返しになっちゃいますけれども想定の方はしていません。

○森地座長 はい、ありがとうございます。あと、いかがですか。はい、お願いします。

○齊藤新吾委員 つくば市としてそういう運用であるのであれば、それはそれで現状は仕方ないところもあるのかなと思うんですけど、障害を持つユーザーのほうとしてみれば、少なくとも、どういうところに避難することになるのかっていうことは、見学とか避難訓練できたらそれはもちろんうれしいと思いますけど、福祉避難所ができたからといってよかったっていうわけではなくて、そこに行ったときにどういうふうに生活っていうか、いったん避難することによってイメージとか、それぞれ障害によって違うと思うので、そういうのとか自主避難というか、自分たちでやってもらわなきゃならない部分というか、自分たちで自分たちの身を守らなきゃならないと思うんですけど、そういうときに、ここの避難所だったらこういう

ことを持っていけばいいのかとか、こういうふうにはなんとか暮らせそうだなとかっていうイメージ作りってというのはすごい重要だと思うので、そういう意味では避難訓練が、二次避難所だったとしてもあるっていうのはユーザーのほうとしてはすごい安心なのかなというふうに思います。これは意見です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。今のご意見は非常に重要な点だと思いますので、市の方針はさておき、そこら辺の避難訓練とかっていうところでのご検討については、事務局のほうでまた考えていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○生井委員 最後に、10 ページのバリアフリー設計の住宅や施設の普及促進っていうのですが、市の考え方としてはバリアフリーのリフォーム補助金とか、福祉、日常生活用途給付金による交付があるって書いてあるんですけど、このリフォーム補助金とか交付金ってというのは借りた後の話なので、探すときには取りあえずないんです。私も新たにバリアフリーの物件を探しているんですけど、なかなかつくば市内、バリアフリーの段差がない物件って少ないので、ぜひ、例えば市営住宅がバリアフリーになってれば、そういうのをちょっと広報してもらおうとか、何かそういう活動も、探すときにもわかりやすいように何か手立てをしていただければなと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。事務局のほうでそのあたりいかがでしょうか。何か広報とかっていったところ、バリアフリー向けの広報とか。

○事務局 ご意見いただきありがとうございます。住宅の情報を公開しているのは別の課のほうにはなってしまうんですけども生井委員がおっしゃったように、そもそもバリアフリーの物件が少ない現状は実際あるっていうことで伺っているんですが、一方でそのバリアフリーの住宅の情報が入ったらすぐ公開できるように準備を進めているっていう話は聞いてはおります。必要な人に伝わるように公開できるような仕組みを考えていければなとは思っています。ごめんなさい、思いますっていう答えなんですけれども、ぜひ共有させていただければと思います。

○森地座長 ありがとうございます。そのあたり部署が違うとしても担当課が庁内にあるということであれば、少し情報共有、ご要望、ご意見が出たというところでおっしゃっていただいて、情報共有のうえでご検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○生井委員 すいません、これで最後にしますが、私、実はつくば市のバリアフリーマスタープランの策定委員もしてまして、そちら今パブコメ中なのでまだマスタープラン完成ではないんですけども、その中で基本方針2に、多分この障害福祉計画にも関わってくるものが複数あるので、ぜひそれと整合性が取れるようにしていただきたいと思います。マスタープランのほうはまだパブコメ中なので、確定してないのでなんとも言えないところが申し

訳ないんですけども。あと基本方針の3では、市内の公共施設のバリアフリー化についても謳っていますので、これも福祉計画の中にも意見が、9ページの下ですね、都市施設、道路の整備についてのところで、市内公共施設のバリアフリーについての意見が出てますので、ぜひそれも、何か実施計画みたいなのを作って、一番いいのは行ってもらうのがいいとは思いますが、一応整合性というか、マスタープランのほうにも何か、この障害福祉計画とリンクしてますよという図は載ってるので、ぜひ整合性が取れるようなかたちで作っていただければと思います。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。つくば市バリアフリーマスタープランとこの計画との整合性ということなんですけれども、このほう、いかがでしょうか。何かご意見等ございますか。特になければご要望ということでお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○齊藤新吾委員 ちょっと教えてもらいたんですけど、パブコメのほうの21ページの各論2の第2章のナンバー1にある理解促進研修・啓発事業についてなんですけど、この自発的活動支援事業って初めて聞いた事業で2団体に補助金ということですけども、どういう事業なのかとどこの団体だったのかって、もし教えていただければ。

○森地座長 はい、ありがとうございます。そのあたり事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 事務局のほうから回答させていただきます。自発的活動支援事業というところですけども、市町村が行う、これは市内の障害者団体さん等の活動に対して補助金というかたちで支援をさせていただいている事業で、今の2団体さんは、福祉団体と連絡協議会さんが取り組んでいらっしゃるような活動、事業として大きくイベントしていらっしゃいますので、そこに対する補助。あとは、もう1団体、その所属福祉団体と連絡協議会さんのほうに所属してる団体さんの活動に対しての補助というもので、2団体、今のところは補助をしてるという状況です。よろしいでしょうか。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。ご回答なんですけど、もう少し確認されたいこととかございますか。よろしいですか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○齊藤新吾委員 21ページのほうの各論2の第2章のナンバー1の施設入所の計画値についてのところなんですけど、さっきの生井委員のほうからもあったんですけど、障害のある人が住める、主にバリアフリーな物件のことなんです。ここでも住居の場を確保することが重要だというふうにもここにも書かれていて、私の実感としてもつくば市の中で障害を持つ人が住宅を確保するというのはなかなか大変だということはあるので、ここに関して施策として何か取り組んでいかなければいけないんじゃないのかなというのは私の意見です。で、なかなかそれは難しいとは思いますが、やっぱりここは自立支援協議会とかで議論する場を設けるとか、この自立支援協議会についても、パブコメの中で機能がもうちょっと充実し

でもいいんじゃないかというようなことも書かれていたので、それは私も思うところではあるので、やっぱりその自立支援協議会の中で課題をぜひ。なかなか今の体制など難しいところはあるのかもしれないですけど、ここで出された意見とかを抽出して課題に取り組んでいってもらいたいなというふうには、まずは思っているってということと、やっぱり住宅に関しては何か施策が本当に必要なんじゃないのかなというふうに思っていますという意見です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。今、いただいたご意見に対して、事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 よろしいですか。バリアフリー住宅の確保で何か施策が必要か、取り組んでいく必要があるというご意見をいただきまして、どんなふうやっていったらいいかということも含めて検討のほうをしていきたいと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。重要な点だと思いますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○中島委員 すみません、中島です。意見ではなく補足になりますけれども、パブリックコメント4ページの一番下に本学（筑波技術大学）の実名が出ておりますのでご説明しておきますと、確かに本学の学生、視覚障害、聴覚障害の学生がつくば市におりますが、住民票は移動してない学生がほとんどです。で、われわれ、学生たちが何ができるのかってところで、乗り物とか市のいろいろな障害者の、特に視覚、聴覚に関する障害者に対してどのようなバリアフリーが適しているのか、学生自身が企業さんとかつくば市の市役所の方とかといろいろ相談して、障害者のために貢献できることを探しているということで、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。補足説明ということですので、適時、今のご発言なんかも活用していただければと思います。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○齊藤新吾委員 12ページの各論1の第2章の、投票所における投票環境の改善に取り組むってところなんですけど、市の回答としては窓口に配布するガイドブック、掲載しておりますということなんですけど、今年、つくば市選挙があるはずなんですけれども、市長選挙、市議会議員選挙があると思うんですけど、私の場合、自筆で書くことができないので、そこに職員の人に代筆してもらっていかたちを取ってやっているんですが、毎回、基本的にはほかの投票者の人を入れずに、完全にシャットアウトしたかたちでその代筆投票することになっているんですが、その辺の運営の方法が行き届いていないのか、よく、ことがあって、ほかの人も入ってきた中で投票させられるってことがあるんですってということで。それ、かなりこっちとしては選挙に行きたくなくなる理由の1つでもあるというところで、そこは、これ福祉課だけの問題ではなくて、多分そのときは全庁舎のスタッフが、そこいら投票所に行くんだと思うんですけど、そのときにその周知というか、研修とかをしっかりと

raitaiという意見がありますということです。

○森地座長 はい、ありがとうございます。重要なご指摘だと思いますので、直接的にはパブリックコメントに関することでない部分もあるかもしれませんが、事務局のほうでご対応よろしく申し上げます。続けてどうぞお願いします。

○齊藤新吾委員 先ほどの住宅の件なんですけど、これは、元々は施設入所から地域移行のところの部分で出てきているんですが、やっぱり住宅を確保するというのは、その地域で施設から地域移行っていう中で本当に重要な要素なんですけど、なかなか、私は活動の中でも地域移行の支援をしているんですけども、やはり住宅を探すのにすごい手間取って、そこでもう頑張りきれなくなってやめちゃうっていうパターンも、そもそも地域から移行したいって人もそんな毎年毎年いるわけではないんですが、その少数の中でもそういう人がいらっしゃるっていうところで、本当にここは取り組んでもらいたいっていうところで、1つ、どういう案があるのかってことだったので、私が知っている限りだと、今、国交省のほうで住宅に関わるバリアフリー化のこととか検討していたりとか、あと自治体によっては、例えば何戸以上の集合住宅に関してはいくつバリアフリー化しなきゃならないとか、そういう条例を定めているところもあったりするので、1つはそういう条例を定めて、つくば市の中をバリアフリーな住宅を増やしていくっていうことを検討してほしいなというふうには思っています。かなりお金はかかっちゃうっていうふうに思うかもしれないんですけど、そんなに1年に何百戸の住宅をバリアフリー化するって必要はないと僕は思っているんで、10年計画とかで考えて、10年以内に何戸作るんだみたいなことでもいいんじゃないかと思うので、ぜひ検討してもらいたいなっていうふうに、ここは切実に思ってます。

○森地座長 はい、ありがとうございます。これも重要なご指摘だと思いますので、事務局のほうでご検討をよろしくお願いたします。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○五十嵐委員 すみません。この懇談会のほうに参加してから、やはり自分の意見っていうところではなく、市役所さんのほうでご用意されたものに対して意見を述べるっていうふうに自分でも落とし込んできたんですけども、どうしても少数派の意見としてお話しさせていただきたいことがありまして、公立の小学校に通う肢体不自由のお子さんなんかもいらっしゃるんです。それが市全体の中でも本当に1桁とかそれぐらいだとは思いますが、親御さんたちとしては、先ほど支援か応援かというところの言葉の違いもあったように、自分たちの存在を知られてないんじゃないかなと思ってしまう方もいらっしゃるんで、そういった方の、今回この調査には対象にはならなかったかと思うんですが、一言付けていただけると、すごく親御さんとしては知っていただいている、今後も何かしら考えていただけたかなと思うようなことになると思います。お子さんも将来社会の一員となりますので、そういったところでご支援いただけるとありがたいです。また、医療型の児童発達支援なんですけども、今後重症心身障害児の放課後デイとかと併せるようなかたちで、医療ケアのある小さなお子さん、0歳、4歳、それぐらいのお子さんを育てているお母さまとかご家族からし

ますと、発語ができるはずなのに同世代の子どもたちの言葉を知らず毎日を過ごすというのはどうかと思ひまして、そういった点でもちょっと不安はございました。移行期医療なのですが、これは本当に福祉と医療界とちょっと違うところではありますけども、皆さん、知的障害、発達障害、肢体不自由、難病、精神障害、いろんな問題を抱えながら健康を維持していかなければならないというところで、この調査の対象にはなるかはわかりませんが、どのように皆さんが過ごしているかということも調査、今後していただけたらありがたいなと思ひます。もう1つが、やはり言葉のようになってしまひますが、医療的ケア児という言葉ばかりが先行してしまひまして、重複障害だとか強度行動障害の方々、数が少なくとも問題がとてつ深いところがございます。その対象の調査の資料の中に、あまり言葉が出なくて少し置いていかれてしまつたような感覚がございますので、何かしら言葉を残していただけたらと思ひます。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。こちらの計画の基になるというか、その調査の中でのご指摘事項ということで承りました。それで内容につきましては、今回は当然反映できないことになるかと思ひますが、次回以降で調査をされる際には事務局のほうでご意見踏まえて、ご対応、ご検討いただければと思ひます。よろしくお願ひします。ほかにかがでしょうか。お願ひします。

○武田委員 すいません。資料2の修正内容一覧のところ、つくば市障害者計画策定懇談会で地域住民の表記が障害当事者と市民に分かれたという解釈をしてるんですけど、資料1のところにも意見の概要と市の考えが2ページのところに記載されていると思うんですが、個人的な意見なんですけど、「地域住民」の中に障害当事者の方も市民も含まれてるので変更しなくてもいいのかなと思うんですが、変更した案だと差別、区別されてるように見えてしまつるところもあるので、そのまま全然いいかと思うんですが、すいません、一意見ですが、いかがでしょうか。

○森地座長 ありがとうございます。今、地域住民というところに障害当事者も入ってくるのではないかとご指摘いただきましたが、委員の皆さまいかがでしょうか。修正案としては、この地域住民っていうのが、先ほどご指摘いただきましたが障害当事者、市民ということで分かれてくるということになるわけなんですけど、むしろその地域住民という表記のほうがいいのではないかとご意見です。いかがでしょう。お願ひします。

○斎藤新吾委員：地域住民のなかには障害当事者が含まれているので地域住民だけでいいのではないかと思ひます。

○森地座長 なるほど。地域住民に障害当事者が含まれるということで、あるわけだから地域住民ということでもいいのではないかと。ありがとうございます。そうしますと、修正案では障害当事者、市民というふうに分けられてますけれども、そこら辺のところも含めて地域住民ということなので、当初のとおり地域住民ということによろしいのではないかとご

となんですが、委員会の意見としてはそういったことでよろしいでしょうか。では事務局のほうでそのように委員会意見としてあったということを踏まえてご検討をよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○大山委員 先ほどの地域住民っていうのと障害当事者市民と分ける件なんですけれども、すごくデリケートな問題だと思うんです。ただ、地域住民だけだったら障害当事者も入っていないって言われるけど、ただ、「障害当事者」「市民」と分けてしまうのはやっぱり差別されている気持ちになるので、「障害当事者を含む地域住民」というふうにしてみてもいいかなと私個人としては思いました。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございました。先ほどの件については地域住民ということに加えて、「障害当事者を含む地域住民」というふうにしたほうがよいのではないかとご意見ですが、いかがですか。特にご異論ないようであればそのようなかたちで、委員会の意見ということでさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○五十嵐委員 バブコメのところ、13 ページの日常生活支援の充実について、6、短期入所事業等への参入の促進についてなんですが、医療的ケアの必要な障害者、介護者が体調不良等のときに緊急時に利用できるベッドあるいは部屋を医療機関の協力などで確保できないかということと、まったくまだ1件もないのでしょうか。全然何かで応えられて、できるってところはありませんか。

○森地座長 ありがとうございます。この13 ページの6のところの実績値ということですが、事務局のほうでいかがでしょうか。こういったこと、確保できないのかという背景には、確保できてないということがあるということなのかもしれませんけれども、実際にはどうなのでしょう。

○事務局 はい、一応この医療的ケアに関しましては事業所さんへの働きかけとかがっていうのも行ってはいるところなんですけど、短期入所に関してはいまだご協力いただけてるところが市内にはないような状況になっています。通所のほうですといくつか開設いただけてるところがあるんですけど、なかなか人員の関係とかで参入いただけないところではありますが、引き続きこういった働きかけのほうは継続させていただければと考えております。

○五十嵐委員 短期入所にはなってるんですけど、レスパイトっていうかたちでも難しいってことですね。

○事務局 医療機関とかの感じですかね。

○五十嵐委員 はい。

○事務局 そちらも併せて働きかけは行ってはいるんですけども、もうそれ専用っていう話ですとなかなか今のところは。申し訳ないですけど、引き続き続けていきたいとは考えております。

○五十嵐委員 一応、県西のほうですと西南医療センターと筑西の医療センターのほうでレスパイトが始まっていると伺っていますので、ぜひ今後、つくば市、医療機関が多いのでご理解いただけるようによろしくお願いします。伝えてください。

○事務局 はい。情報提供ありがとうございます。

○森地座長 ありがとうございます。こちらの働きかけていくということに関して、さらに踏み込んでということで情報提供いただきました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○齊藤新吾委員 これは本当に単純に教えていただきたいことなんですけれども、17ページの各論1のナンバー3なんですけども、就労支援に関しては富士市ユニバーサル就労支援センターがあり、全国でも注目されているということなんですけど、これ、どういうものなのか、もしわかったら教えていただきたいと思います。

○森地座長 はい、ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。ユニバーサル就労支援センター計画についてなんです。

○事務局 すいません。今言葉で、細かく説明というのはちょっと難しいのですが、ユニバーサル就労支援センターの話でしたよね。一応そのユニバーサル就労っていうのがいわゆる中間就労という考え方で、例えば障害者だからそのA型、B型とかではなくて、本当にその人に合った、その就労の環境とかの整備っていうのを福祉と企業などで連携を取って、一番良い働き方を見つけていくような、そういう支援をしているところだったと認識しております。ごめんなさい。もっと本当は深いと思うんですけども。

○森地座長 はい、ありがとうございます。というお答えなんですけどよろしいでしょうか。

○齊藤新吾委員 わかりました。ちょっと、自分でも調べてみます。

○森地座長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○齊藤新吾委員 つくばマラソンに車椅子マラソンもっていうところは、これはすごくいいんじゃないのかなと僕は思っていて、つくば市に車椅子のユーザーの人とかが来てもらえる

ってということは、多分バリアフリーとかそういうのも進んでいくことにもなるし、実際にその啓発というか街に障害者がいるということは、みんな、結構見てる人は見てるっていうか、そういう街なんだなと思っているということがある。で、イメージアップにもすごいつながると思うので、これはかなり僕は実現してもらいたいなというふうに、このパブリックコメントを見て思いましたので、応援を込めて一応メッセージ見てます。

○森地座長 はい、ありがとうございます。車椅子マラソンについてという、ぜひ進めていただきたいですね。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○津梅委員 就労の機会の充実というところで、パブリックコメントを受けての市の考えということで、街のサポート面談会について記載があるかと思うんですけども、プランのほうには面接会ということで、資料3のプランのほうの69ページに面接会の実施っていうところはあるんですけども、実際そのマッチングサポートに関しては、障害者の方と企業の方の面接会というようなニュアンスではないように思うんですけども、市としての取り組みっていう部分ではどういうことをご検討されて、面接会というところで載せているのかっていうところを教えていただけたらと思います。

○森地座長 ありがとうございます。そのあたりいかがでしょうか。事務局のほう、よろしくお願いします。

○事務局 事務局のほうからお答えさせていただきます。こちらは69ページのところにも記載されている、その就労機会の充実の中の表現で、市の役割としてと、あとその障害者の雇用とか就労を直接的に対応する窓口として、いわゆるハローワークさんがありますので、そこは役割を分担しているようなところで、共にそれは障害者の雇用に向けて進めているというご理解いただければと思います。個々人の、多分障害のある方の就労について、個別のその面接とか就職の面談はハローワークさんのほうが、少なくとも年2回は機会を設けて進めていただいているというところなんです。ただ、一方で企業さんも取り組み、どう雇用していいかっていうところで受け入れの窓口をどう広げていくかっていうところに、市としてはそこを応援するという意味で、かつ、就労したいというお考えの、そのご本人さんたちを輩出していく就労支援の機関さんの底上げというところで、その力を上げていく、企業さん側のほうも受け入れの窓口を広げていくという意味合いで就労支援というところで書かせているところがございます。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。というご回答なんですけど、よろしいでしょうか。

○津梅委員 ありがとうございます。ぜひ、その市として独自で進めているというか、力を入れていただいている部分であればプランの中に盛り込んでいくっていうこともご検討されてもいいのかなというふうに思いました。

○森地座長 はい、ありがとうございます。そういった取り組みについて、次の計画になるのかもしれませんが、盛り込んでいただいたほうがいいというご意見です。まず事務局のほうでご検討よろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。申し上げます。

○篠崎委員 はい。すいません。計画策定のうえで福祉人材の確保と育成っていう部分、入っていると思います。前回もちょっとお話をさせていただいたんですけども、やはり先ほど医療的ケア児の問題ですね。短期入所の受け入れなどの問題もあるんですけども、やはりどうしても国からも言われているように人がいないっていうところ。特に医療ケア児の方に関してはもう看護師の配置だとかっていうところも、それを、夜間対応もしなきゃいけないっていう部分が、なかなか難しい部分っていうところがあります。もちろんつくば市のほうも福祉人材の確保と育成っていうところで、例えばスタートアップフォローの給付金だとかっていうところ行っていますが、どちらかかっていうとこれ施策のほうは多分高齢福祉課にはなっていると思うんですけども、できれば例えば、結構高齢と障害の支援者って、やっぱり高齢のほうは結構、わりとイメージが付きやすいので来るんですけども、なかなか障害者施設の、例えば介護って結構わからない方だとか不安な方も多くて、なかなかそちらに求人が集まらないっていうのは現状ではあります。ですので、なるべく障害に特化したって言い方はおかしいかもしれないですけども、なるべくそちらを向けて、障害施設に就職したい方とかっていう向けに給付金とか、そういった PR していただけると市内の支援事業所の中でもとても助かるなっていうところがあって。もちろん事業所側でも頑張ってる部分ではあるんですけども、なかなかやっぱり、正直事業所単位でも、やはり人材を確保するのにかなりお金を使っているような状況があります。なので、できればそのあたり市としても少しそういったアプローチが、していただければ助かるなというところですよ。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。福祉人材の確保ということで重要なご指摘かと思えますけど、事務局のほうで何か今のご意見に対してご回答なりございますか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。ここで、61 ページで言っているスタートアップフォロー給付金とキャリアアップ費用給付金については、障害の事業所も含めて一緒に行っているという現状があります。で、障害者施設向けに PR ということですので、今後は市として何かアプローチできる方法をちょっと考えていきたいとは思っています。

○森地座長 はい、ありがとうございます。あるいは、そういう意味では私、福祉人材の養成にも関わっていますので、少しそういったところでご協力をさせていただくような、学生に対しての広報なんていうところでご協力させていただけることもあるのかななんて思っておりますので、その際にはお声がけいただければと思います。ありがとうございます。申し上げます。

○齊藤新吾委員 関連してなんですけども、スタートアップ、多分初任者研修だけが対象になっているのかなというふうに思うんですけども、障害の分野だと重度訪問介護という、障

害区分が5とか6とかの人たちが長時間使えるサービスがあって、それに従事するために必要な資格が重度訪問介護従業者養成研修という、そういうものがあるんですけど、それとも対象にしてもらえるとよりいっそう障害の分野っていうことに関しては、十分ではないかもしれないですけど、まずやれることなのかなというふうに思ったので、これは提案させてもらいたいです。

○森地座長 はい、ありがとうございます。重要なご指摘かと思いますが、事務局のほうでいかがでしょうか。お願いします。

○事務局 キャリアアップ給付金のほうで初任者研修だけではなく、実務者研修を修了した方に対しても給付金のほうっていうのは支給しているような状況です。今、ご提案のあったその研修についても含めるかどうかというところについては、今後高齢福祉課も含めて相談していきたいと思います。

○森地座長 はい、お願いします。

○齊藤新吾委員 ごめんなさい、ちょっと付け加えたい。重度訪問介護もそうなんですけど、先ほど医療ケアのこともあったと思うんですけど、今ヘルパーが医療ケアを、吸引をするための資格を取って在宅で医療的ケアが必要な人のところに行って、吸引とかしたりすることが認められていくんですけど、それに対しての資格を取る必要があって、そういうのとかも対象に含めてもらいたいと思います。そこのニーズってというのが、結局私たちもヘルパー派遣している事業所をやってるんですけども、やっぱりそのヘルパーの人に資格を取ってもらえないと派遣できないっていう現状があるし、ヘルパーの方たちも当たり前ですが、資格を持って、研修を受けたうえで安心してやりたいという気持ちがあるので、そこに対して費用とかかかかってきちゃうと、なかなか受けないという気持ちとか受けさせたいって気持ちが一步後退してしまうので、そこにキャリアアップって、実務者研修というのが入るのであればそことかにもやってもらえると助かります。特にそこら辺が障害の分野だとすごい重要な資格になってくるので、かといってこれは年間100人とか受けるものではない、多分つくば市ではだいたい10人とかくらいなのかなと僕は勝手に思ってますけど、比較的予算かからずにできることなのかなと思うので、ぜひ、こちらも検討をお願いしたいです。

○森地座長 はい。併せて、ぜひ、重要なご指摘かと思いますが事務局のほうでご検討よろしくお願いたします。ほかに、よろしくお願いたします。

○細田委員 すいません。資料3の障害者プランの改定版案ってところの80ページのところ、パブリックコメントでもありましたように就労機会の充実っていうところで、マッチングの強化っていうところもご意見いただいているかなとは思いますが、就労選択支援が今度新規で生まれて、ここがマッチングの強化としてはフォーマルな人たちで入っていけるようなサービスになるのかなというふうな予想を持っているんですけども、一応計画値

の部分は、令和7年、8年ってということで、今、計画のほうで出されてるっていうところで、この計画値の決めたところとしては、つくば市の現状の障害の方の人数とか、あとは周りの、国からある程度指針も出されてるのかもしれないですけど、そういうところで決められたところなのかをちょっと教えていただきたいなと思ひまして発言させていただきました。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 この計画値についてなんですけれども、今、つくば市で新規で就労移行支援と、移行とB型を新規で使う人の2割ぐらいが利用につながるかなという想定で一応計画値自体は作っております。それが8という数字なんですけど、令和7年度に関しては半年分ということで、その半分ってということで設定させていただきました。

○森地座長 はい、ありがとうございました。

○細田委員 ありがとうございます。

○森地座長 ほかにいかがでしょう。そろそろ時間としてもあと10分、15分弱ということで、はい、お願いします。

○吉田委員 つくば市社会福祉協議会、吉田と申します。よろしく申し上げます。資料2番の4ページなんですけれども、福祉の店に関する記述のところなんですけど、物品販売の充実に努めますと書かれているんですけども、こちらイベント等で事業所のPRというの兼ねるかと思ひますので、何か広報活動のところの文言も入ってもよろしいのかというふうに考えております。以上です。

○森地座長 はい、ありがとうございます。ご意見、ご要望ということで承りましたので、ぜひ、このほう、ご検討よろしく申し上げます。

4. その他

○森地座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら議事進行をこれにて終了させていただきます。

5. 閉会

○事務局 森地座長、ありがとうございました。本日委員の皆様からいただいた意見をもとに内容を修正しまして2月上旬にパブリックコメント実施結果を公表し、3月下旬には計画が完成する予定になります。長期間にわたりご協力いただきまして誠にありがとうございました。計画の進捗評価を行うため、来年度にも懇談会を開催する予定となっております。時期が近づきましたら日程調整のためご連絡いたしますのでよろしくお願い致します。それで

は、以上を持ちまして令和5年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会を閉会いたします。
本日はどうもありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(了)

令和5年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会 次第

日 時：令和6年(2024年)1月31日(水)

午前10時～午前11時30分

場 所：つくば市役所 2階 防災会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

パブリックコメントの実施結果報告及びつくば市障害者プラン改定版の最終案について

4 その他

5 閉会

【懇談会資料一覧】

資料1	パブリックコメント実施結果報告書(案)
資料2	修正内容一覧
資料3	つくば市障害者プラン改定版(案)
資料4	つくば市障害者プラン改定版 概要版(案)
資料5	わかりやすいつくば市障害者プラン改定版(案)

資料1

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書（案）
【案件名：つくば市障害者プラン改定版（第3次つくば市障害者計画、第7期つくば市障害福祉計画、第3期つくば市障害児福祉計画）（案）】

令和6年（2024年）2月
つくば市福祉部障害福祉課

■ 意見集計結果

令和5年12月8日から令和6年1月9日までの間、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画、第7期つくば市障害福祉計画、第3期つくば市障害児福祉計画)(案)について、意見募集を行った結果、7人(団体を含む。)から 85 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	1人
郵便	0人
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
電子申請	4人
合計	7人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 総論 第1章 第1節 計画の策定体制 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、…」や「ともに手を取り合って支えあって暮らす…」という文脈は、障害者が自立し、一人でも暮らせる社会を作るという理念にそぐわないため、「障害者計画」の趣旨に鑑みて、上記の文脈は「障害者でも社会の一員として暮らすことができる社会を目指して…」や「そのような社会を目指すために、障害者と市民がお互いを理解し、障害者の自立を支援するために…」にすることが望ましいと考えます。	1件	令和3年(2021年)3月に策定したつくば市障害者プランに記載の「障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。」という一文に変更します。

○ 総論 第1章 第5節 計画の策定体制 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「つくば市障害者計画策定懇談会は、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成…」と記載されていますが、「障害当事者」「障害者団体」を追記し、実際に「障害者計画策定懇談会」の委員に相当数の障害当事者を登用すべきであると考えます。</p>	2件	<p>障害者プランの策定にあたっては、市民、福祉関係、学識経験者で構成するつくば市障害者計画策定懇談会を設置して、計画の内容等について協議いただいております。公募の市民委員や障害関係団体から推薦があった委員にも参加していただいております。</p> <p>市民に障害当事者も含んでいるため記載していませんでしたが、御指摘を受け、「障害当事者、市民、福祉関係者及び学識経験者により構成された会議体」に変更します。</p>
2	<p>つくば市自立支援協議会について、地域の課題の共有が不十分で、サービス基盤の整備を進めるための具体的な提言が行われていないのが現状であり、このような状況を改善するためには、障害者サービス分野ごとの部会を設ける必要があると考えます。まず初めに、現在ある「子ども部会」と「大人部会」とは別に「障害者情報コミュニケーション部会（情コミ部会）」を新たに設け、障害当事者の情報取得と意思疎通に関する地域の課題を共有し、課題解決への具体的な提言をまとめて、行政や事業所等によるサービス基盤の整備に反映させていくことが必要です。</p>	1件	<p>つくば市障害者自立支援協議会をより効果的に運営していくにあたり、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
3	<p>障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査に関して、従来のアンケート調査やヒアリング調査は、障害</p>	1件	<p>アンケート調査及びヒアリング調査については、障害者計画策定懇談会の助言を受けて実施しており、委託事業者が独自に実施しているもので</p>

	<p>者福祉のことをほとんど知らない会社に委託し、障害者福祉サービスにおける地域の課題やサービス基盤の整備に関する具体的な提言をまとめられないのではないかと思われます。今後、このような調査を行うときは、障害者福祉のことを熟知している障害福祉関係団体に依頼していただきたいです。</p>		<p>はありません。また、ヒアリング調査については、障害者団体に御協力いただき、活動状況や今後の意向等をお聞きししています。</p> <p>次回以降の計画策定時には、より障害福祉に関する課題等が明確になるような調査の実施を検討していきます。</p>
--	--	--	--

○ 総論 第1章 第6節 計画の基本理念 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「障害の有無にかかわらず」という文脈は「障害者計画」の趣旨にそぐわない、非常に違和感を覚えざるを得ないものであり、「共生社会」という術語も、障害者がサービスを受ける側であり、社会がサービスを提供する側であるという非対称性に目をつぶった美辞麗句にすぎない。</p> <p>今すぐ変えることは無理であるものの、将来は「障害者でも安心して自立した生活を送ることができる社会」という簡潔な文脈に修正することが望まれる。</p>	1件	<p>国の基本指針において、障害福祉施策の目指すところは、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与すること」とされているため、このような表現としました。</p> <p>貴重な御意見として、参考とさせていただきます。</p>

○ 総論 第1章 第7節 計画の推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり…」と書かれているが、障害者福祉において、医学的障害、知的障害、精神的障害を持たない人が、</p>	1件	<p>共生社会づくりを推進する障害者計画では全ての市民が計画の対象者という考え方のため「市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたる」とい</p>

<p>障害福祉の当事者になることはありません。</p> <p>障害者計画では「誰が障害福祉サービスを受ける側であり、誰が障害福祉サービスを提供する側なのか」ということを明示することが必要と思われるので、「市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが障害者計画の推進に係わるものとする」としたらどうでしょうか。</p>		<p>う表現にしています。</p>
---	--	-------------------

○ 総論 第2章 第2節 障害者数等の推移 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>次の項目も明記すべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者数 ・精神科病院の入院患者の在院期間 ・通院患者数(自立支援(精神通院)医療受給者数) ・特定疾患医療受給者証所持者数 ・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 ・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数(対象疾患別) 	1件	<p>入院患者数、入院患者の在院期間については、都道府県で調査を行っており、市で作成する計画に掲載する予定はありません。</p> <p>対象疾患別の特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の掲載については今後検討していきます。</p> <p>特定疾患医療受給者証所持者数・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数、自立支援(精神通院)医療受給者数については8頁に記載していますので御確認ください。</p>

○ 総論 第2章 第3節 障害のある児童生徒の状況 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>筑波技術大学・大学院に在籍している聴覚障害学生(約200人)の相当数はずくば市に住民票を持っていないものとみられてお</p>	1件	<p>筑波技術大学については、一時的な居住として、住民票を異動しないまま、住民票のある自治体から支援を受けている学生が多く存在すること</p>

<p>り、つくば市に住民票を持っていない聴覚障害学生は、つくば市や茨城県の障害福祉サービスを受けることがほとんどありません。このような状況も、「つくば市障害者計画」に明記すべきだと考えます。</p>		<p>が想定されます。 このような場合、つくば市の実績には含まれませんが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
---	--	--

○ 総論 第2章 第5節 障害福祉に関するアンケート調査の概要 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>アンケート調査の「災害時に一人で避難できるか」という設問について、「できる」「できない」「わからない」の3択になっているが、「できるけどものすごく疲れる」「誘導があればできる」など、「できる」「できない」にも様々あるのではないかと。 また、災害時には不安などからストレスが重くのしかかり、眠れなくなったり、気分が悪くなったりと、体調に影響が出ることも考えられるのではないかと。</p>	1件	<p>次回アンケート調査で設問・選択肢を設定する際に参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「施設・学校・保育所等に通うにあたって、困ることは何か。」というアンケートで「授業や課題についていけない」と回答した精神障害者の割合が、その他の障害者等より高くなっている。 個別の支援計画の策定、適切な休憩時間の提供、教材の調整、環境の最適化、必要に応じた心理学的サポートやカウンセリングの提供が必要ではないかと。</p>	1件	<p>御指摘いただいた内容を参考にし、引き続き児童に寄り添った教育及び環境整備に努めていきます。 また、障害者の各施設では、個別支援計画を作成し、一人一人に合わせたサービスを提供しています。</p>

○ 総論 第2章 第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「114 生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業」の中間評価について、D評価となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で困難がある中でも様々な取り組みを実施してきているため、BまたはC評価でいいのではないのでしょうか。	1件	御指摘いただいた中間評価については、様々な講座を開催することはできましたが、事業概要に挙げていた生涯学習情報について一元的な情報発信ができなかったため、D評価としています。

○ 各論1 第1章 第1節 基本目標 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	基本目標1について、「ともに支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らす」とありますが、「ともに」は1つで十分だと思います。	1件	「互いを尊重し、支えあいながら、いきいきと安心してともに暮らす社会」という文言に変更します。
2	基本目標7について、「発達に遅れのある子ども」には差別的なニュアンスがあると思います。中立的な医学用語「発達障害」を使って「発達障害のある子ども」に変更すべきと考えます。発達障害のある子どもたちは社会に貢献できる能力や才能を持っているそうです。彼らの可能性を信じて、支えるだけではなく、応援するという意味も目標に込めて頂きたい。	1件	「発達に遅れのある子ども」については、発達障害の診断がない子どもを含んでいるため、このように記載しています。 「保護者・家庭を支えます」については、「子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支え、応援していきます。」という文章に変更します。

○ 各論1 第2章 施策の展開 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	抱えている障害によって施策に対する評価は変わってくるため、各施策について、どの障害向けの政策かわかるように、記号などで示してほしい。障害者にしたらずこれは自分たち向けではない、まだまだ足りないということが多くあるため、そういうの見える化すべきだ。	1件	特別に障害の種別や年齢について記載のある施策を除いて、全ての障害のある方を対象としています。
2	各事業の進捗状況がわかりにくいため、工程表・スケジュールを明示したうえで、数値化して評価してほしい。	1件	48頁～72頁の障害者計画の施策については、令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）までの取組目標です。 目標達成に向け進捗状況を確認しながら、進めていくことが重要であるため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の変更も含め進捗管理を行っていきます。

○ 各論1 第2章 1-1 啓発・広報活動の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「1 市民への啓発活動」と「4 障害者週間を通じた啓発・広報活動」の担当課が障害者地域支援室になっている一方、「2 市広報紙の活用」と「3 ホームページの活用」の担当が主に障害福祉課になっており、障害福祉課と障害者地域支援室がどのように役割分担をするのか、わかりにくいものになっています。これらの事業を抜本的に再編するとともに、市民への障害者福祉サービスの啓発における障害	1件	「1 市民への啓発活動」と「4 障害者週間を通じた啓発・広報活動」については、「啓発活動」が主としており、障害者地域支援室を担当課としています。 「2 市広報紙の活用」と「3 ホームページの活用」については、「広報活動」が主としており、障害福祉課を担当課としています。

	福祉課と障害者地域支援室の役割分担を明示してほしいです。		
2	「2 市広報紙の活用」に「市広報紙への障害についての掲載を通して、市民への理解啓発に努めます。」という一文を追記してほしいです。	1件	障害や障害者に関わる法律や制度の制定や改正があるときなどに、市広報紙などの様々な媒体を活用して、積極的に周知・理解啓発に取り組んでいきます。

○ 各論1 第2章 1-3 インクルーシブ教育の普及 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「インクルーシブ教育」を端的に「障害の有無に関わらず、すべての子どもが、同じ場でともに学ぶこと」としているが、「同じ場」のみが強調されているように感じます。 例えば、「インクルーシブ教育は、「障害者の権利に関する条約」（2006年12月）で示され、障害のある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方」のように、「場」の問題のみでなく、従来の教育観を見直し、多様性を尊重し、参加を保障するための通常教育改革の必要性を提起する必要があると考えます。	1件	表題については、可能な限りわかりやすい言葉で簡単に表現する必要があるものと考えます。
2	「12 福祉体験教室」について、「障害当事者の話」を加え、「手話や点字、車いす体験や障害当事者の話など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。」としてほしい。 障害当事者の話を直接聞くことは、障害のみにとどまらず、障害	1件	御意見にあるような内容は、「福祉体験教室」において非常に大切なことと認識しております。今後の事業運営において参考とさせていただきます。

	者を理解することにつながるため、非常に重要だと考えます。	
--	------------------------------	--

○ 各論1 第2章 1-4ボランティア活動の促進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	地域社会における障害者支援のためのボランティアネットワークを構築し、ボランティアの育成と活用を促進してほしいです。	1件	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めています。また、ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めています。

○ 各論1 第2章 2-2 都市施設・道路の整備 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「31 市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進」について、対象施設の例示として、地域交流センターを掲げて、「地域交流センターなど市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。」としてはいかがでしょうか。	1件	公共施設全般についての取組となることから、施設群の中から一つを例示する必要はないと考えます。

2	<p>バリアフリー設計の住宅や施設の普及を促進してほしい。また、住宅改修のための補助事業等を行ってほしい。</p>	1件	<p>茨城県の「人にやさしいまちづくり条例」や「つくば市バリアフリーマスタープラン」に則した各取組を進めることで、市内のバリアフリー化を推進していきます。また、身体障害者の方を対象とした「つくば市重度障害者住宅リフォーム補助金」や「つくば市日常生活用具給付事業」による給付を適切に周知・案内し、より生活しやすい住宅への改修を支援していきます。</p>
3	<p>路面の凸凹や急傾斜などにより車イスでの自力走行は大変難しく、介護者も車イス運転に大変気を遣い力業の必要な箇所もあります。障害者だけではなく子どもや高齢者皆が歩きやすい、合理的な配慮がされた道路パターンが統一的に張り巡らされた街になって欲しいと思います。</p>	1件	<p>路面の凹凸や急傾斜等の見受けられる箇所については、道路パトロールや定期的な調査を行うことで道路の異常箇所の把握に努めています。</p>

○ 各論1 第2章 2-3 交通手段の確保_について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行ってほしいです。タクシー・バスを利用する際に、障害者をはじめとする全ての人が円滑に移動できるよう、事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）を促進もしてほしいです。</p>	1件	<p>市のコミュニティバス「つくバス」については全車両ノンステップバスで運行しています。</p> <p>市内を運行する路線バスについても民間路線バス事業者がノンステップバス購入に要する経費を一部補助する事業を既に実施し、バリアフリー化の推進に寄与しています。</p> <p>なお、タクシー事業者に対しては、UDタクシーの導入などについて、バリアフリー化の促進への協力を依頼しています。</p>

2	タクシー助成券をガソリン補助や鉄道、バスなどの補助も選べるようにしてほしいです。	1件	重度障害者は、タクシー助成だけでなく、鉄道・バス等のICカードによる助成も選択できます。今後も障害者の交通手段の確保について研究していきます。
3	精神障害の鉄道、バス割引について、つくばエクスプレスや関鉄などにも導入を働きかけてほしいです。	1件	精神障害者に係る公共交通運賃の割引制度について、対象者の範囲を拡大して割引が適用されるよう国や関係機関に要望するよう、引き続き県に要望していきます。

○ 各論1 第2章 3 安全・安心な暮らしの確保 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	消費者被害の防止と防犯意識の高揚もいばらき障害者プランでは言われているので消費者被害防止対策にはつくば市も取り組むべきことである。	1件	引き続き防犯意識の啓発に取り組むとともに、注意喚起情報の提供や相談業務の充実により、判断能力が十分でない人が被害を受けやすい消費者被害等の防止に努めます。

○ 各論1 第2章 3-1防犯・防災体制の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	障害者が災害や緊急時に適切な支援を受けられるよう、緊急時対応計画を策定し、職員および関連機関に周知していただきたいです。 災害時には、精神障害を持つ人の災害時の特別なニーズに配慮した避難計画を立てることや、常にサポートを提供できる家族や支援者との連携が必要だと思います。	1件	市では災害時に自ら避難することが困難な方々(障害者等)を「避難行動要支援者」とし、対象となる方の名簿を作成しています。 この名簿に登録されている方のうち、避難支援等関係者への名簿情報提供の同意があった方については、個別の配慮が必要な項目等を反映した個別避難計画を作成しています。 また、個別避難計画書は、避難支援等関係者にも情報を提供し、共有を図っています。

○ 各論1 第2章 4-3 差別の禁止 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	投票所における投票環境の改善に取り組むべきです。	1件	選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行っています。障害福祉課窓口で配布しているガイドブックにも掲載しており、引き続き周知を図っていきます。

○ 各論1 第2章 5-1 日常生活支援の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者の保護者が死亡または重度障害となった場合に、残された障害者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を周知・運用し、障害者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。	1件	御指摘いただいた制度については、59頁「66 障害基礎年金・各種手当等」に含まれています。障害福祉課窓口で配布しているガイドブックや市のホームページに掲載し、引き続き制度の周知に努めていきます。
2	心身の障害を除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療)を適切に運用し、医療費の自己負担の軽減を図ります。	1件	障害福祉課窓口で配布しているガイドブックや市のホームページに掲載して周知に努めているほか、医療機関と協力し、必要な人が制度利用につながるよう努めています。
3	精神または身体に中度以上の障害があり、日常生活において介助を必要とする20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。また、手当の支給に際しては、市町担当者への研修会の開催を通じて受付事務の円滑化を図るなど、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。 日常生活で常時特別の介護を要	1件	御指摘いただいた制度については、59頁「66 障害基礎年金・各種手当等」に含まれています。障害福祉課窓口で配布しているガイドブックや市のホームページに掲載し、引き続き制度の周知に努めていきます。

	する 20 歳以上の在宅重度障害者に特別障害者手当、20 歳未満の重度障害児に障害児福祉手当を支給します。		
4	つくば市に公衆浴場がないため、高齢者、障害者が日常的に入浴できない。また、単独で入浴することが難しい人への支援がない。	1件	生活介護等の障害福祉サービスで入浴が利用できますので、引き続き案内を継続します。 また、重度障害者の訪問入浴制度についても周知を進めていきます。
5	ネットスーパーや移動スーパー、スーパー配送、飲食店宅配などを、事業者などに助成してより進めてほしい。	1件	移動スーパーについてはつくば市で取り組んでいます。 配送については、市内の一部スーパーが実施しています。
6	「59 短期入所事業等への参入の促進」について、医療的ケアの必要な障害者の介護者が体調不良等の時に、緊急的に利用できるベッドあるいは部屋を医療機関との協力などで確保できないか。	1件	医療的ケアの必要な障害者(児)の短期入所については、引き続き市内の障害福祉サービス事業所や医療機関に働きかけていきます。

○ 各論1 第2章 5-4 総合拠点・地域拠点の整備 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくば市内の各障害者団体の情報交流の場、活動の拠点として、障害者福祉センター(仮称)の設置を検討してほしいです。	1件	近年新しく整備している公共施設には、市民の皆様が利用できる会議室等を併設するなど、活動場所の確保に努めています。御意見いただいた障害者団体の情報交流の場、活動の拠点として、障害者福祉センター(仮称)を設置することについては、現時点で設立を検討する予定はありません。
2	各障害についての情報が集約され、利用者は必要な情報を選べる場所、各障害団体の活動拠点として使用できる場所、障害者の健康	1件	障害者に特化した様々な情報やサービスが受けられる「福祉センター」のようなものの整備は予定していません。貴重な御意見として今後の参考

<p>診断や歯科健診が受けられる場所等、様々な機能する「福祉センター」のようなものが整備されてほしいです。</p>		<p>にさせていただきます。</p>
---	--	--------------------

○ 各論1 第2章 5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「つくば市障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」(仮称)を、関係各団体の意見を聞き制定施行し、つくば市に住む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進します。」を新しく追記してほしいです。</p>	1件	<p>御意見いただいた内容について、61頁「87 コミュニケーション支援サービスの充実」の事業概要に追記しました。</p>
2	<p>WEB バリアフリーの取り組みを全庁的に取り組んでほしい。 情報を集めにくい、ついていけない、難しいな、自分たちは対象外なのかなと思うことなどで困っている。 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に基づいて職員が情報提供を意識し、配慮するような研修と周知活動がつくば市でも有効です。 情報アクセシビリティをさらに向上させるために、デジタル技術(ウェブサイトの読み上げソフトウェア、画像認識技術など)を活用し、障害者が情報にアクセスしやすくすること。 三重県は視覚障害者支援センターでの点字研修や情報提供のための点字図書の製作と貸出を行っています。つくば市も同様に</p>	1件	<p>読み上げ機能を意識したホームページの作成や障害者プランの「わかりやすい版」作成、支援者を通じた情報提供など、障害により情報が得られないという事態が発生しないよう、引き続き取り組んでいきます。</p>

	情報アクセシビリティを高める取り組みを強化する必要があります。		
--	---------------------------------	--	--

○ 各論1 第2章 6-1 健康づくりの支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「94 成人健診事業」について、慣れていない場所では、不安が先だち、健康診断の実施に支障をきたす場合があるため、障害福祉事業所で健康診断を実施してほしいです。	1件	市で実施している集団健診は、会場の広さや電気設備、検診車の駐車スペースの状況と、受診者の見込み人数を基に健診委託事業者と協議を行い、実施しています。 検診車の台数に限りがあり、障害福祉事業所などの小規模事業所では、受診者の見込み人数が少ないため、実施できないのが現状です。
2	健康情報を健診を基に共有化し健康管理システムを活用と書かれています。そもそも健診を利用できる障害者は多くないのではないのでしょうか。健診可能な医療機関を探すのも大変な作業になります。障害者の健診利用を促進する方策がまず必要になります。	1件	健常者、障害者を問わず健診利用を促進するよう周知方法等を検討していきます。また、障害がある方が集団健診での受診を希望される場合には、前もって御連絡をいただき、身体等の状態や希望などを伺ったうえで、受診可能な健診会場を案内し、介助する職員を増員して対応しています。 医療機関検診を希望する場合には、身体等の状態や希望等にあつた、受診可能な医療機関を案内しています。

○ 各論1 第2章 6-3 精神医療体制の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「100 市長同意による医療保護入院事務」について、「手続きを「速やかに」実施します」とある	1件	医療保護入院の必要性の要否判断は、患者の人権にも十分に配慮した医療を行うことを目的として、一定

	が、国連の勧告等を鑑み、「慎重かつ速やかに」という文言に変更してはどうでしょうか。		の精神科実務経験を有し、研修を終了した医師である「精神保健指定医」の診察を経て行っています。また、その入院診療計画については県の精神医療審査会で定期的に審査されています。これらの仕組みの過程で、市としては、家族等がいない場合に、本人が適正な医療を受けることが阻まれることのないように同意をするというものであり、入院の可否に直接関与できる権限を有していないのが現状です。対応の際の参考意見とさせていただきます。
2	都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を明記するべきではないか。	1件	入院者訪問支援事業については都道府県で実施する事業となりますが、必要がある場合はつくば市の相談支援事業で連携し支援を行っていきます。

○ 各論1 第2章 基本目標8 就労に向けた支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	公立学校等において障害者の就労促進を図るため、教員採用選考試験等における障害者を対象とした特別選考の実施に取り組むとともに、障害者の雇用を通して、学校現場における障害者の職域拡大に努めてほしい。	1件	公立学校等の教員選考試験については、茨城県の管轄となります。
2	行政機関における障害者の雇用の促進を図るため、障害者を対象としたつくば市職員採用選考の実施に取り組むとともに、市職員の障害者に対する理解の促進を図ってください。	1件	つくば市では、毎年度障害者採用を実施しています。また、福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市職員の障害者に対する理解の促進を図っています。

○ 各論1 第2章 8-1 就労機会の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>障害者の就労機会向上と収入増加が図られるよう、以下のようなことに取り組んでほしいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用実績のある企業と新たに障害者雇用を進めたい企業との間の情報交換会や交流会 ・ 就労系障害福祉サービス事業所に対する助言指導や就労コンサルタントの派遣 ・ 障害者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓や雇用に関する支援制度の情報提供 ・ 福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営支援、ICT等を活用したマッチング強化 	1件	<p>つくば市では、平成30年度よりハローワーク等の就労支援機関と連携して、市内の就労系の障害福祉サービス事業所と障害者雇用を検討している企業等を対象とした障害者雇用マッチングサポート面談会を実施しています。この面談会では、障害者雇用に関する国や県の動向のほか参加者が所属している機関における障害者雇用に関する取組や課題の共有及び情報交換等を行うことで、障害者雇用や障害者就労に関する知見を深め、それらが促進されることを目的としています。</p> <p>今後もハローワーク等の就労支援機関と連携しながら、様々なニーズに即した内容で面談会を開催するなど、障害者雇用及び障害者就労の促進に向けて取り組んでいく予定です。</p>
2	<p>一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保してほしい。</p>	1件	<p>つくば市内では、3か所の事業所が就労定着支援のサービスを提供しています。必要なサービスが提供されるよう、相談支援事業所等を通じて情報提供していきます。</p>
3	<p>就労支援に関しては富士市はユニバーサル就労支援センターがあり全国でも注目されているのでぜひつくば市でも取り組んでほしい。</p>	1件	<p>当市で就労支援を進めていくにあたり、重要な考え方かつ好事例として参考とさせていただきます。</p>

4	高齢者、障害者の就労支援が欲しい。また、未経験者や新人でも従事できる簡単な作業については、高齢者・障害者に積極的に回してほしい。	1件	就労を希望される方には、就業・生活支援センターの活用や、就労移行支援のサービス利用を紹介しています。また、高齢でも就労意欲のある障害者が利用できる就労支援に、就労継続支援B型というサービスがあり、市内でも利用の実績があります。
---	--	----	---

○ 各論1 第2章 8-2 就労の場の確保 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「129 福祉施設等の物品販売の充実」について、「福祉の店の出店」についても明記してはいかがでしょうか。	1件	庁舎内に福祉施設の物品等を販売する店舗の設置を予定しています。御意見いただいたとおり追記します。
2	優先調達の制度を活用し、障害者の就労機会を拡大してほしい。	2件	御意見いただいたとおり、今後も物品及び役務の調達を推進し、障害者の就労機会の拡大に努めます。

○ 各論1 第2章 基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	文化庁の助成金などを取ってこれるところなどはうまく活用してほしい。そういう助成金活用の案内などの相談も欲しい。	1件	他自治体の事例を参考にしつつ、利用できる制度を活用しながら各施策に取り組んでいきます。

○ 各論1 第2章 9-1 社会活動への参加と交流の促進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	パラスポーツ指導員など、障害者スポーツを支える関係者を計画的に養成するとともにスキルアップを図ってほしい。	1件	つくば市では障害者が身近な場所で日常的にスポーツを楽しむため、地域に根差したスポーツ推進委員が障害者のスポーツをサポートする仕組の構築を目指し、体験会や研修会を行っています。障害者のスポーツを支える人材の育成は非常に重要と考えていますので、継続して事業を進めていきます。

2	障害者スポーツにも e スポーツの導入ができないか。	1件	第2次つくば市スポーツ推進計画(案)では、移動の軽減、孤立化の防止、リハビリテーションなどの観点から e スポーツの活用に期待を寄せています。 大学等でも研究段階であるため、今後は関係機関と連携しながら、障害者スポーツとしての活用を検討していきます。
3	「つくばマラソン」の車イスバージョンのような大会がつくばで開催されたら、社会的効果の波及は大きいと思います。	1件	御意見として承ります。

○ 各論1 第2章 9-2 生涯学習の推進 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「136 障害者の生涯学習関連事業」にある、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座の実施について、地域交流センターの事業として行うことは可能でしょうか。	1件	地域交流センターは「地域における市民の交流及び生涯学習に関する活動の支援」を目的に設置されており、地域交流センター講座は、生涯学習の支援の一環として、施設の自主事業として実施しています。 施設の設置目的が異なるため、障害者に特化した講座の実施を、施設自体の事業目的に追加する予定はありませんが、「高齢者や障害者等を含め、誰でも参加しやすい講座」の実施を目指していきます。 なお、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を、地域交流センターを利用して実施することは可能です。 御意見として承ります。

○ 各論2 第2章 第1節 1 介護給付 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>(9) 施設入所支援の計画値について、国の基本指針に沿って設定していると記載されておりますが、過年度の推移をみるに現状とはかけ離れていると思います。入所施設であっても、通常の人と同様な暮らしの場の保障を求めることも、必要なのではないのでしょうか。</p> <p>また、地域移行を進めるうえで、車イスの利用者や重度の行動障害・知的障害を抱えている方の居住の場を確保することが重要になると思いますが、そのような人たちが入居できるグループホーム（共同生活援助）はあるのでしょうか。</p>	2件	<p>基本指針は、市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針のため、指針に基づいた計画値としています。併せて、一部の施設では、施設入所支援から共同生活援助への移行を進めています。そのような重度の障害者に対応できる共同生活援助等の住居の増加も見込み、計画値として設定しました。</p> <p>重度の障害者に対応した共同生活援助については、今後も既存の事業所や新規開設予定の事業所に働きかけを続けていきます。</p>

○ 各論2 第2章 第2節 1 障害児通所支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>児童通所支援事業所に聴覚障害児がいる場合、周囲との意思疎通に大きな困難が伴うにも拘わらず放置されている例が散見する。聴覚障害児が在籍する放課後等デイサービスに支援員を配置し、聴覚障害児と周囲の意思疎通を支援することが望まれる。</p>	1件	<p>聴覚障害児が放課後等デイサービスを利用する場合、適切な支援が受けられる施設が利用できるよう、相談支援の利用を促すなどして情報提供等を行っていきます。</p>

2	ST、OT、PT など、学校の支援級では受けられない支援を受けられる放課後等デイサービス事業所が増えると助かります。	1件	つくば市では「障害児通所支援ガイドブック」を作成し、各事業所の専門職員の配置などを公開することで、利用者が要望に合わせた事業所が選択できるように情報提供を行っています。 また、多様な事業所の開設に向け、茨城県への指定申請の事前協議等を行っています。
---	--	----	---

○ 各論2 第2章 第3節 1 必須事業 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「(1) 理解促進研修・啓発事業(年間)」について、当項目の事業が一つしかないため、例えば、つくば市福祉団体等連絡協議会で実施している、障害当事者を中心とした学習会などを、「理解促進研修・啓発事業」の一環として位置づけてはいかがでしょうか。	1件	項目の事業はほかにもありますが、主なものを記載しているものと御理解ください。 なお、つくば市福祉団体等連絡協議会が行う活動は、(2)の「自発的活動支援事業」として補助金交付での支援を行っています。
2	「おひさまサンサン生き生きまつり」は、障害児を持つ親の会が中心になっており、障害者当事者団体の参加が少ない傾向があります。障害者当事者団体も参加しやすいような「おひさまサンサン生き生きまつり」運営体制への改善を図っていただきたいです。	1件	当該事業の実行委員会に御協力いただいている「つくば市福祉団体等連絡協議会」には障害者当事者団体も加盟していることから、障害者当事者団体の御意見も踏まえた広い意見をお聞きし、多くの方の意見が反映される事業運営となるよう進めていきます。
3	「(2) 自発的活動支援事業(年間)」について、「前計画の実績」で「つくば市では、市内2団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています」とし、「今後	1件	いただいた御意見のとおり、本文を修正いたしました。

	の見込み」で「引き続き支援を行っていきます」とありますが、これだと今後も2団体のみへの支援ととれるので、「今後も自発的に活動を行う団体に支援を行っていきます」などとしてはいかがでしょうか。		
4	「(3) 相談支援事業」について、NPO 法人つくば市聾者協会が、介護保険を利用する高齢聾者・高齢聴覚障害者の障害福祉の継続サービス利用支援をはかることができるようなシステムを用意してほしい。	1件	貴法人が定められた要件を満たし、特定相談支援事業所としてつくば市から指定を受けていただくことで、障害福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」の作成が可能となります。
5	「(6) 意思疎通支援事業」に遠隔手話サービスについて明記し、「聴覚障害者等が来庁した際の意味疎通支援をおこなう。併せて、遠隔手話サービスを通じて、日常の健康で文化的な生活の営みのための意思疎通支援をおこなう。」と書き換えていただきたい。	1件	御意見いただいた「遠隔手話サービス」については、障害者計画の項目「基本目標5 地域生活の充実 5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化」に追記します。
6	イベントや会議など、公的な場での手話通訳サービスの提供を検討してほしいです。	1件	市が行うイベントや会議など、公的な場での手話通訳については、事業を担当する各部署に提供方法等を周知していきます。
7	「(8) 手話奉仕員養成研修事業」について、手話奉仕員の具体的な利活用方法を検討するとともに、適宜手話奉仕員に対する研修を実施するよう計らっていただきたいです。	1件	市またはボランティアセンター等を通じて手話奉仕員登録者に御案内することで、手話奉仕員が活躍することのできる機会の創出に努めていきます。 手話奉仕員の研修については、茨城県聴覚障害者協会によるスキルアップ研修等が開催されていることから、市ではその情報提供を行っています。

○ 各論2 第3章 目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	長期入院精神障害者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障害者とピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保してほしい。	1件	病院でのケア会議等に市の職員や障害福祉サービス事業者等も参加し、退院後に必要となるサービスが提供される体制を整えています。
2	三重県の計画には、障害保健福祉圏域ごとの連携があります。つくば市でも、隣接市町村との広域連携を強化すべきでしょう。	1件	茨城県でも障害福祉圏域を設定しており、つくば市、常総市、つくばみらい市でつくば障害福祉圏を構成しています。連携が必要なケースに関しては、連携を強化して対応していきます。

○ 各論2 第3章 目標3 地域生活支援の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	地域生活支援拠点等をつくば市でも整備すべきです。	1件	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置、運用状況の検証及び検討を行う場の開催等を通し、拠点等の機能強化を図っていきます。

○ 各論2 第3章 目標4 福祉施設から一般就労への移行等 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	就労 A 型、B 型の平均工賃推移 1 時間当たり、月額もつくば市でも調査して資料に載せるべきです。	1件	御指摘の内容については、茨城県が調査を行い公表しています。茨城県のホームページに掲載されているため、そちらを御参照ください。また、つくば市で作成している「就労系事業所ガイドブック」にも直近の工賃について掲載があります。

○ 各論2 第3章 目標5 障害児支援の提供体制の整備等 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	就業前の子供の発達支援相談など、船橋市は先端事例も多く障害者支援が進んでいるので、つくば市もぜひ参考にしてください。	1件	発達に心配のあるお子さんや保護者の発達相談については、障害福祉課の心理職等が中心となり、対応していますが、今後開設予定の児童発達支援センターでは、船橋市こども発達相談センターで実施しているような複数の専門職がお子さんや保護者のニーズに合った相談を進めていくような体制を検討しています。今後も先進事例を参考にしながら相談体制を検討していきます。

○ その他意見について

No.	意見概要	意見数	市の考え方(仮)
1	身体障害者相談員に対する報酬金を大幅に増額し、身体障害者相談員が市内の障害者の掘り起こしおよび行政との接続をはかることができるように計らっていただきたいです。	1件	他市町村での身体障害者相談員の活動内容等を研究し、本市での活躍の在り方を検討します。
2	「高齢聾者・高齢聴覚障害者のみを対象とするミニデイサービスの定期的開催」のための場を確保ないし紹介していただきたいです。	1件	担当課で会場の確保はできないため、各自で施設予約システムから予約していただくこととなります。
3	農林水産業分野における障害者就労の全国的な定着と発展に向け、農福連携全国都道府県ネットワークを活用し、新たな制度の創設や予算の確保に向けた国への提言等に取り組んでほしい。	1件	農福連携については、都道府県が主体となり、関係各所と連携をとって進めています。 また、市内の就労支援事業所が取り組んでいる事業についてガイドブックに掲載し、農業への従事を考えている障害者の方が農作業に取り組んでいる事業所につながるよう努めていきます。

4	障害者の就職支援、小中高、大学、専門学校など学習支援、資格修得などに向けた取り組みも必要でそのあたりも明記すべきである。	1件	学習支援や就職支援については、主に 66 頁から 70 頁に記載しております。支援員・相談員等と連携し、必要な支援や情報を提供できるよう努めていきます。
5	希望する人が、障害者福祉について学び、実践的なスキルを身につけることができる機会を提供してほしい。	1件	つくば市社会福祉協議会では、福祉活動やボランティア活動のきっかけづくりとして、若者に限らず概ね 10 名以上の人が集まる場所からの御依頼で、様々な「福祉体験教室」を開催しております。「福祉体験・ボランティア活動メニューリスト」を作成し、より多くの人に知っていただけるよう努めています。
6	災害の時、情報を集めていると共感疲労などを起こしたり、無力感、不安などが、精神に障害があるとよりストレスがかかってしまったりするため、このようなときのメンタルサポートもお願いしたいです。	2件	メンタルヘルスケアを必要とするニーズが確認された際は、必要に応じて適切な事業所やサービス等の情報提供等を行う等の適切な支援方法を検討します。
7	障害者の自己表現と自立を促進するため、スタートアップ支援をしてほしい。	1件	市ではこれに限らず、様々な御相談に応じた御案内等ができるように、担当部局及び県の支援機関等で実施している事業等の情報提供を行うなどして個々のニーズを考慮した対応に努めていきます。 御相談に応じる中で、障害者個々のニーズに合うよう、起業に関する情報提供や自己表現・自立を促進する生活の形を提案していきます。
8	介護食やアレルギー対応食、減塩など制限食、またはバリアフリー、障害者カフェや障害者の農業などを障害者の雇用促進、ユニバーサルツーリズムと障害	1件	地域活性化・障害者が活躍する場の拡大を同時に図るための取組として、参考とさせていただきます。

	者とフードツーリズムおよび地域活性化(まちおこし)を組み合わせた取り組みを行ってほしい。		
9	<p>精神障害だけが他の障害、疾病などと違い凶悪事件が起きたときに(容疑者)には精神疾患があり、警察署が刑事責任能力についても調べる。</p> <p>など書かれる。そしてネットではひどい内容のコメントが起きてくる。</p> <p>精神疾患の犯罪率、重大犯罪率のデータなどからしたらいわれもないひどく差別的なことである。</p> <p>長期間の強制入院や東京滝沢病院のような死亡退院や強制的な長期間の拘束、非人道的な扱い、また弁護士、政治家、市役所職員などを外部との連絡などの権利を伝えず外部からの隔離などが長くある。</p> <p>選挙の時も票田になると思われないからか他の障害者よりもただでさえ政策でも後回しにされる。</p>	1件	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進等が盛り込まれ、令和6年度より施行となります。</p> <p>同法改正後の動向を注視しながら、様々な御相談をいただいた際には内容に応じて適切な対応ができるよう努めていきます。</p>
10	<p>言葉や設備面のバリアフリー化は、障害者、外国人、荷物の多い観光客など共通の課題であるため、以下のようなことを共通の問題として予算をかけて取り組むべきではないか。</p> <p>・市内の観光施設、宿泊施設等に</p>	1件	<p>市内の観光施設や宿泊施設等、民間事業者向けに、障害者への合理的配慮について周知していきます。また、一定規模以下の事業者向けに、スロープ等の購入やコミュニケーションボードの作成補助、バリアフリー改修工事費補助を行う取組をしています。</p>

<p>対する、手話通訳等に係る情報の提供や障害者への対応に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害があっても観光を楽しむ環境づくり ・ 観光施設等のバリアフリーおよび外国語対応調査とアドバイスを実施するとともに、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定施設数を増加させることを目的とした研修会の実施 	<p>歩行訓練や生活訓練、コミュニケーション技術指導、支援者の育成等については、中途失明者向けに茨城県立視覚障害者福祉センターで「中途失明者緊急生活支援事業」を実施しているため、希望される方に紹介しています。</p> <p>「観光施設における心のバリアフリー認定制度」については、今後先進地域の事例等を参考に、調査研究していきます。</p>
---	--

■ 修正の内容

○ 目次 について

修正前	修正後
<p>(目次 各論2 第3章 目標1) (103頁) (概要版17頁 目標1) 施設入所者への地域生活への移行</p>	<p>(目次 各論2 第3章 目標1) (103頁) (概要版17頁 目標1) 施設入所者の地域生活への移行</p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。

○ 総論 第1章 第1節 計画策定の背景と趣旨 について

修正前	修正後
<p>(1頁 2・3行目) (概要版1頁 2・3行目) ～を策定し、<u>障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、ともに手を取り支え合って暮らすことができる社会を～</u></p>	<p>(1頁 2・3行目) (概要版1頁 2・3行目) ～を策定し、<u>障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会を～</u></p>

○ 総論 第1章 第5節 計画の策定体制 について

修正前	修正後
<p>(4頁 ■ つくば市障害者計画策定懇談会)</p>	<p>(4頁 ■ つくば市障害者計画策定懇談会)</p>

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、 <u>地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者</u> により構成された会議体です。	障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、 <u>障害当事者、市民、福祉関係者及び学識経験者</u> により構成された会議体です。
---	---

○ 各論1 第1章 第1節 基本目標 について

修正前	修正後
(45頁 基本目標1) (概要版11頁 基本目標1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、 <u>ともに支え合いながら、いきいきと安心して</u> ともに暮らすまちづくりを推進します。	(45頁 基本目標1) (概要版11頁 基本目標1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、 <u>支え合いながら、いきいきと安心して</u> ともに暮らすまちづくりを推進します。
(45頁 基本目標7) (概要版11頁 基本目標7) ～障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を <u>支えます。</u>	(45頁 基本目標7) (概要版11頁 基本目標7) ～障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を <u>支え、応援して</u> いきます。

○ 各論1 第2章 5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化 について

修正前	修正後
(61頁 87 コミュニケーション支援サービスの充実) 聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	(61頁 87 コミュニケーション支援サービスの充実) <u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた条例を</u> 制定し、 <u>情報取得や利用、意思疎通に係る施策を</u> 推進します。 <u>聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、庁舎配置の手話通訳者による遠隔手話サービス、</u> 支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。

○ 各論1 第2章 8-2 就労の場の確保 について

修正前	修正後
<p>(70 頁 129 福祉施設等の物品販売の充実)</p> <p>障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントにて各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。</p>	<p>(70 頁 129 福祉施設等の物品販売の充実)</p> <p>障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントのほか、庁舎内店舗での販売など、各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。</p>

○ 各論2 第2章 第3節 1 必須事業 について

修正前	修正後
<p>(90 頁 (2) 自発的活動支援事業 (年間) 今後の見込み)</p> <p><u>引き続き支援を行っていきます。</u></p>	<p>(90 頁 (2) 自発的活動支援事業 (年間) 今後の見込み)</p> <p><u>今後も自発的に活動を行う団体に支援を行っていきます。</u></p>

資料2 修正内容一覧

(旧)	(新)
(目次 各論2 第3章 目標1) (103頁) (概要版17頁 目標1) 施設入所者への地域生活への移行	(目次 各論2 第3章 目標1) (103頁) (概要版17頁 目標1) 施設入所者の地域生活への移行
→パブリックコメントによるものではありませんが、表記を修正しました。	
(1頁 2・3行目) (概要版1頁 2・3行目) ～を策定し、 <u>障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、ともに手を取り支え合って暮らすことができる社会を～</u>	(1頁 2・3行目) (概要版1頁 2・3行目) ～を策定し、 <u>障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会を～</u>
→資料1 1頁 No.1 より	

資料2 修正内容一覧

(旧)	(新)
<p>(4頁 ■ つくば市障害者計画策定懇談会)</p> <p>障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、<u>地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者</u>により構成された会議体です。</p>	<p>(4頁 ■ つくば市障害者計画策定懇談会)</p> <p>障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、<u>障害当事者、市民、福祉関係者及び学識経験者</u>により構成された会議体です。</p>
<p>→資料1 2頁 No.2より</p>	
<p>(45頁 基本目標1) (概要版11頁 基本目標1)</p> <p>障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、<u>互いを尊重し、ともに支え合いながら</u>、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。</p>	<p>(45頁 基本目標1) (概要版11頁 基本目標1)</p> <p>障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、<u>互いを尊重し、支え合いながら</u>、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。</p>
<p>→資料1 6頁 各論1 第1章 第1節 基本目標 について No.1より</p>	

資料2 修正内容一覧

(旧)	(新)
<p>(45頁 基本目標7) (概要版11頁 基本目標7)</p> <p>～障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を<u>支えます。</u></p>	<p>(45頁 基本目標7) (概要版11頁 基本目標7)</p> <p>～障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を<u>支え、応援していきます。</u></p>
<p>→資料1 6頁 各論1 第1章 第1節 基本目標</p>	<p>について No.2より</p>
<p>(61頁 87 コミュニケーション支援サービスの充実)</p> <p>聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。</p>	<p>(61頁 87 コミュニケーション支援サービスの充実)</p> <p><u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた条例を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進します。</u>聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、<u>庁舎配置の手話通訳者による遠隔手話サービス、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等</u>を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。</p>
<p>→資料1 14頁 No.1、同22頁 No.5より</p>	

資料2 修正内容一覧

(旧)	(新)
(70頁 129福祉施設等の物品販売の充実) 障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントにて各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。	(70頁 129福祉施設等の物品販売の充実) 障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントのほか、 <u>庁舎内店舗での販売など</u> 、各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。
→資料1 18頁 各論1 第2章 8-2 就労の場の確保 について No.1 より	
(90頁 (2)自発的活動支援事業(年間) 今後の見込み) <u>引き続き支援を行っていきます。</u>	(90頁 (2)自発的活動支援事業(年間) 今後の見込み) <u>今後も自発的に活動を行う団体に支援を行っていきます。</u>
→資料1 21~22頁 No.3 より	

資料3

つくば市障害者プラン 改定版（案）

令和6年(2024年)3月

第3次つくば市障害者計画

〔対象期間〕 令和3年度（2021年度）から
令和8年度（2026年度）まで

第7期つくば市障害福祉計画 第3期つくば市障害児福祉計画

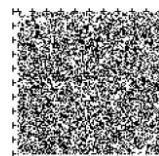
〔対象期間〕 令和6年度（2024年度）から
令和8年度（2026年度）まで

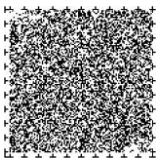
第2期つくば市成年後見制度

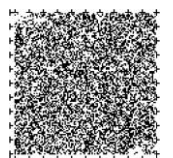
利用促進基本計画

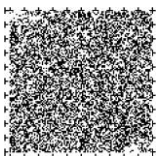
〔対象期間〕 令和6年度（2024年度）から
令和8年度（2026年度）まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs





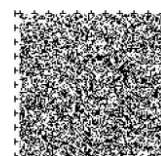




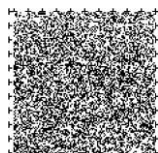
目次

総 論

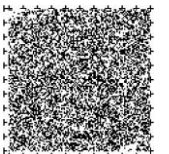
第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象者.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第6節 計画の基本理念.....	5
第7節 計画の推進.....	5
第2章 障害者をめぐる状況.....	6
第1節 つくば市の状況.....	6
第2節 障害者数等の推移.....	7
第3節 障害のある児童生徒の状況.....	10
第4節 障害者(児)施設の状況.....	16
第5節 障害福祉に関するアンケート調査の概要.....	18
第6節 ヒアリング結果の概要.....	36
第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価.....	40
各 論 1 第3次つくば市障害者計画	
第1章 計画の基本的な考え方.....	45
第1節 基本目標.....	45
第2節 計画の体系.....	47
第2章 施策の展開.....	48
基本目標1 共生のまちづくりの推進.....	48
基本目標2 生活環境の整備推進.....	51
基本目標3 安全・安心な暮らしの確保.....	54
基本目標4 権利擁護の推進.....	56
基本目標5 地域生活の充実.....	58
基本目標6 保健・医療体制の充実.....	63
基本目標7 教育・療育の充実.....	66
基本目標8 就労に向けた支援.....	69
基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実.....	71

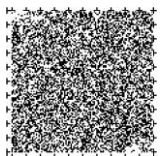


各 論 2 第7期つくば市障害福祉計画 第3期つくば市障害児福祉計画	
第1章 計画の基本的な考え方	73
第1節 基本的な考え方	73
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	73
第2章 福祉サービスの見込み量	74
第1節 自立支援給付	74
第2節 障害児への福祉サービス	86
第3節 地域生活支援事業	90
第3章 令和8年度(2026年度)における目標値	103
目標1 施設入所者の地域生活への移行	103
目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	104
目標3 地域生活支援の充実	105
目標4 福祉施設から一般就労への移行等	106
目標5 障害児支援の提供体制の整備等	107
目標6 相談支援体制の充実・強化等	109
目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の構築	110
資料編	
1 計画策定の経過	111
2 つくば市障害者計画策定懇談会開催要項	112
3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿	113
第2期つくば市成年後見制度 利用促進基本計画	113
第1節 計画策定にあたって	115
1 計画策定の背景と趣旨	115
2 計画の位置付け	115
3 本市の現状	116
4 第1期計画における取組状況と本計画の活動指標	118
第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策	123
1 本計画の目標	123
2 本計画の施策	124
3 不正防止の取組	128



総論





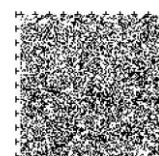
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市では、令和3年(2021年)3月に「つくば市障害者プラン(第3次つくば市障害者計画・第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児計画)」を策定し、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

そのなかで、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害者やその家族、支援者等の生活環境に多大な影響を与えています。また、令和4年(2022年)8月には日本の障害者施策の取組みについて国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。障害者の生命を守り、安全・安心な日常生活を支えるためにも障害者、家族、支援者への施策の更なる充実を図るとともに、一人一人が障害及び障害者への理解を深めていく必要があります。

この度、第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画の最終年度にあたり、第3次つくば市障害者計画の見直しとあわせ、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画)を策定します。



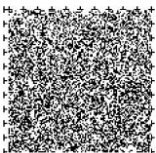
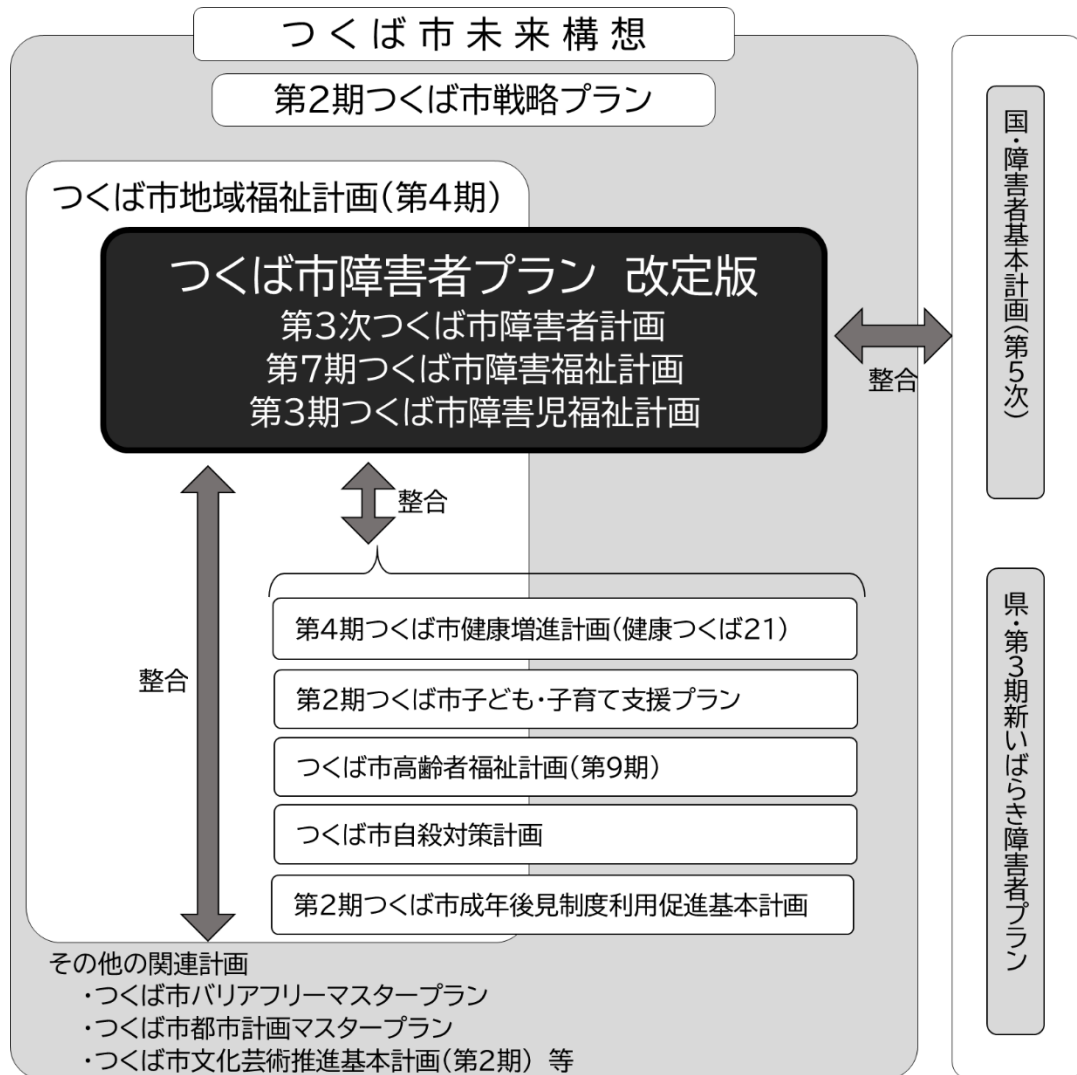
第2節 計画の位置付け

「つくば市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「つくば市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

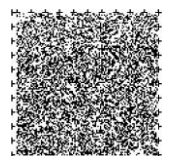
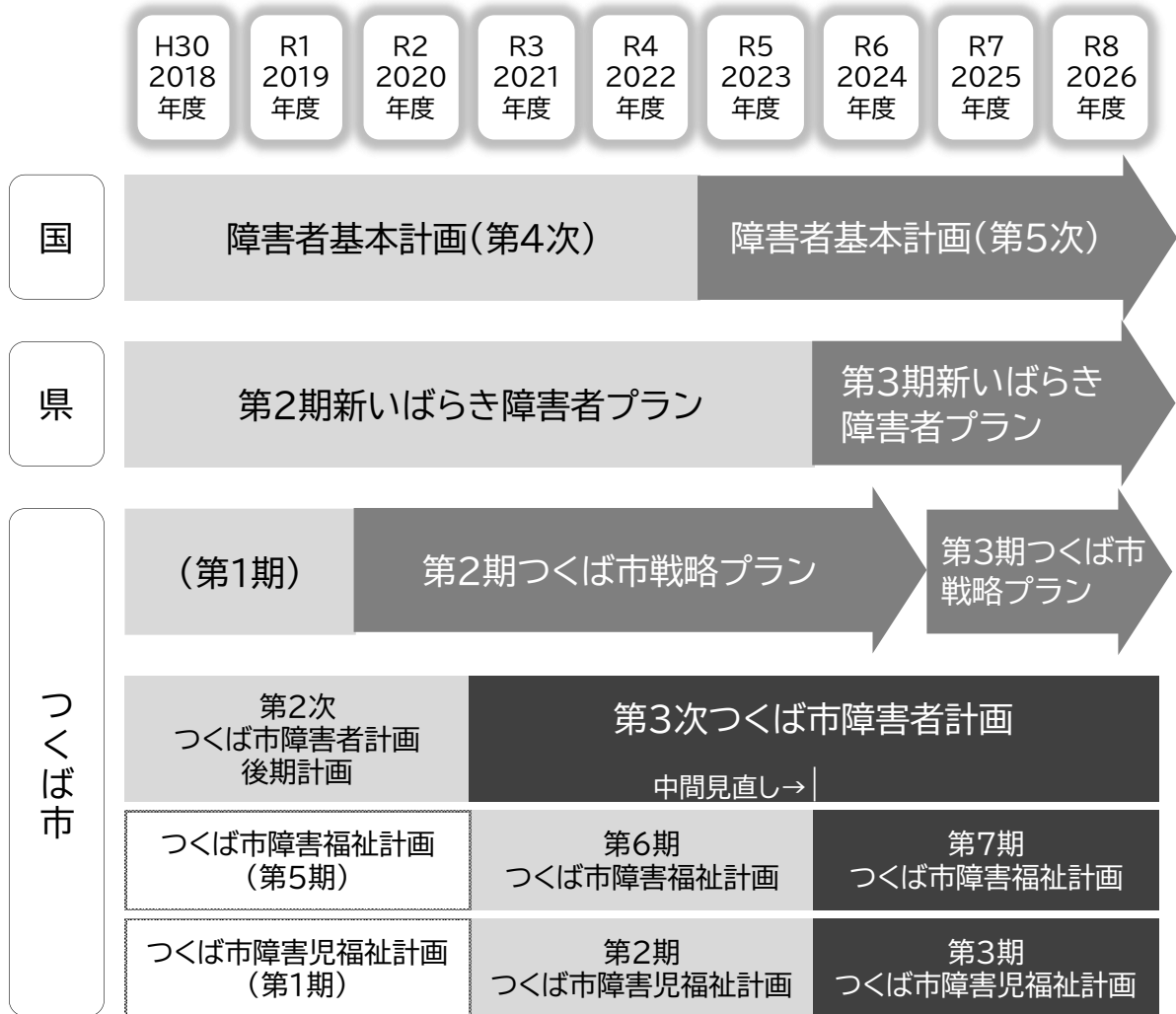
「つくば市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

本市では、それぞれの計画の調和が保たれるよう「つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



第3節 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第7期つくば市障害福祉計画」及び「第3期つくば市障害児福祉計画」については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、この計画の推進にあたっては、障害者やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民が共通の認識と目標のもと、互いに理解し、協力していくことが求められます。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、以下の懇談会での内容の審議、協議会からの意見聴取、アンケート調査及びパブリックコメント等を実施し、障害者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映することに努めました。

■ つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、障害当事者、市民、福祉関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■ つくば市自立支援協議会

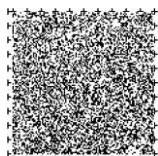
行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

■ 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査

障害者の生活や障害福祉サービス等に関するご意見を伺うための調査です。

■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。



第6節 計画の基本理念

つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

障害の有無にかかわらず、 安心して自立した生活を送ることができる 共生社会

第7節 計画の推進

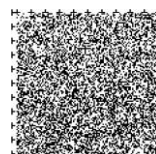
1 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

2 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

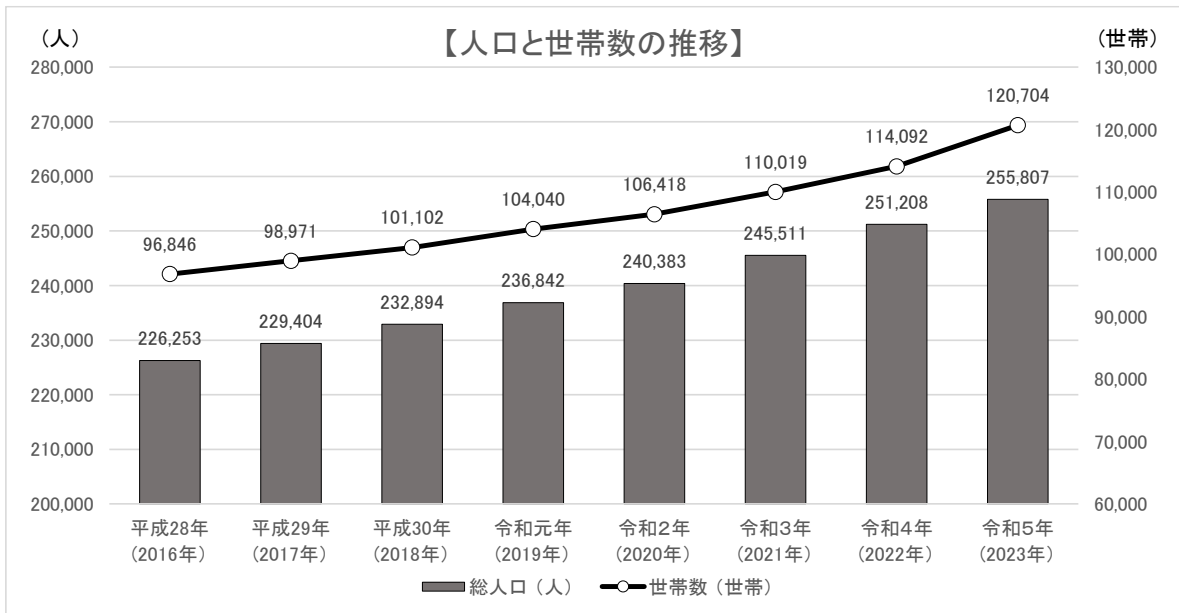


第2章 障害者をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

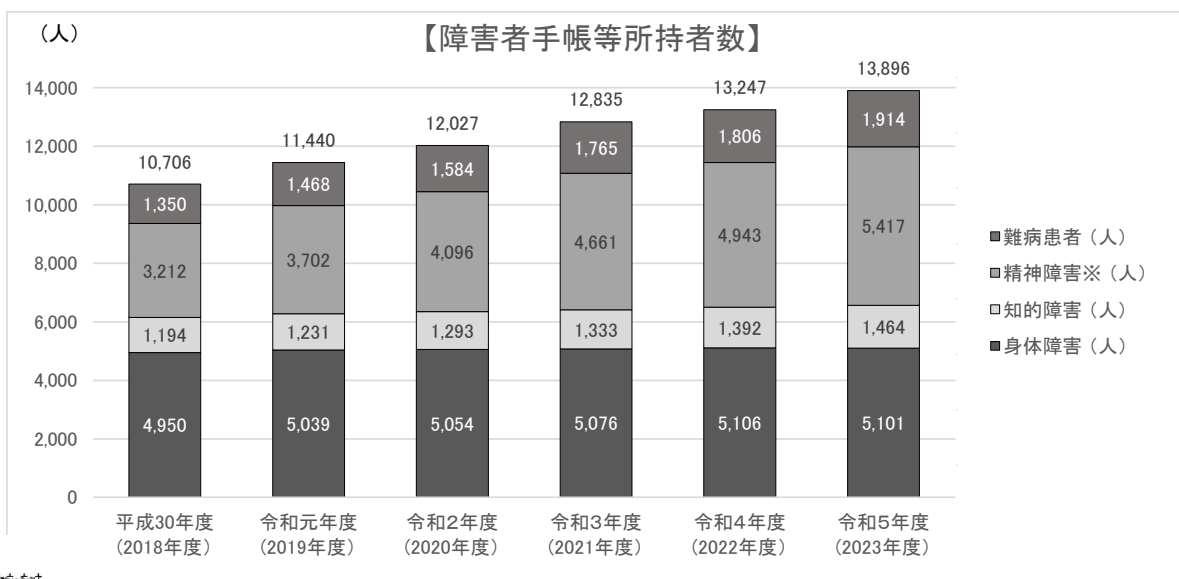
本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和5年(2023年)には人口が255,807人、世帯数は120,704世帯となり、令和2年(2020年)から人口は15,424人、世帯数も14,286世帯増加しています。



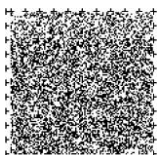
資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院医療)受給者を含みます



第2節 障害者数等の推移

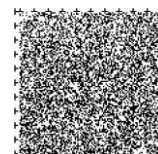
1 身体障害者の状況

身体障害者の障害種別を見ると、音声・言語・そしゃく機能障害と肢体不自由がやや減少していますが内部障害は増加しています。

【身体障害者手帳所持者数】 (単位:人)

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
視覚障害	1級	101	106	103	104	108	109
	2級	93	98	106	111	113	113
	3級	17	18	19	15	17	15
	4級	23	23	24	24	22	23
	5級	51	50	52	49	52	49
	6級	13	16	15	15	13	13
	合計	298	311	319	318	325	322
聴覚・平衡機能障害	1級	1	1	1	0	0	0
	2級	141	149	155	157	168	171
	3級	63	68	63	61	67	66
	4級	67	63	67	71	72	76
	5級	1	1	1	1	1	1
	6級	173	172	171	163	159	151
	合計	446	454	458	453	467	465
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	2	2	1	2	2	1
	3級	39	39	34	31	31	31
	4級	16	16	19	20	20	17
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	57	57	54	53	53	49
肢体不自由	1級	308	308	303	303	291	290
	2級	596	592	567	564	557	536
	3級	574	577	559	552	534	501
	4級	604	598	583	560	555	529
	5級	186	187	188	189	181	184
	6級	122	127	128	130	127	136
	合計	2,390	2,389	2,328	2,298	2,245	2,176
内部障害	1級	1,225	1,229	1,272	1,322	1,334	1,344
	2級	20	22	22	24	23	26
	3級	226	255	253	263	290	315
	4級	288	322	348	345	369	404
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,759	1,828	1,895	1,954	2,016	2,089
合計	1級	1,635	1,644	1,679	1,729	1,733	1,743
	2級	852	863	851	858	863	847
	3級	919	957	928	922	939	928
	4級	998	1,022	1,041	1,020	1,038	1,049
	5級	238	238	241	239	234	234
	6級	308	315	314	308	299	300
	合計	4,950	5,039	5,054	5,076	5,106	5,101

※各年度4月1日時点



2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。特に等級「C」は、18歳未満でも18歳以上でも大きく増加しています。

【療育手帳所持者数】

(単位:人)

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
18歳未満	①	84	85	85	87	93	95
	A	83	75	79	73	79	84
	B	99	107	115	111	118	120
	C	139	138	151	169	165	191
	合計	405	405	430	440	455	490
18歳以上	①	201	207	221	225	233	244
	A	203	208	208	214	219	223
	B	201	204	209	218	235	244
	C	184	207	225	236	250	263
	合計	789	826	863	893	937	974
合計	①	285	292	306	312	326	339
	A	286	283	287	287	298	307
	B	300	311	324	329	353	364
	C	323	345	376	405	415	454
	合計	1,194	1,231	1,293	1,333	1,392	1,464

※各年度4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は「2級」を中心に、年々大きく増加しています。また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は平成30年度(2018年度)の2,090人から令和5年度(2023年度)の3,494人と大きく増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	106	105	112	121	118	131
2級	579	661	762	823	984	1,125
3級	437	429	491	532	556	667
合計	1,122	1,195	1,365	1,476	1,658	1,923

※各年度4月1日時点

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

(単位:人)

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
2,090	2,507	2,731	3,185	3,285	3,494

※各年度4月1日時点

4 難病患者の状況

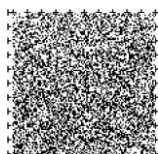
指定難病特定医療費受給者数は令和5年度(2023年度)では1,914人と平成30年度(2018年度)から約4割増加しています。

【指定難病特定医療費受給者】

(単位:人)

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1,350	1,468	1,584	1,765	1,806	1,914

※各年度4月1日時点



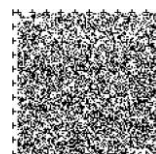
5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者について、身体・知的については、年度によって増減が見られます。一方で精神については令和2年度(2020年度)以降大きく増加しており、令和4年度(2022年度)時点で、令和2年度(2020年度)の2倍以上の認定者数となっています。

【障害支援区分認定者数】 (単位:人)

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
非該当	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
1	身体	0	1	2	3	1	0
	知的	2	2	1	1	0	1
	精神	2	1	1	0	1	0
	合計	5	4	4	4	2	1
2	身体	12	7	10	23	11	2
	知的	27	20	20	19	27	6
	精神	39	50	43	33	71	18
	合計	74	75	73	75	109	26
3	身体	10	15	9	12	16	1
	知的	28	27	37	27	32	11
	精神	14	21	20	39	59	12
	合計	48	58	66	78	107	24
4	身体	9	8	14	11	11	4
	知的	62	38	35	53	36	6
	精神	8	3	4	14	12	3
	合計	74	48	53	78	59	13
5	身体	13	15	9	11	16	3
	知的	34	39	19	38	33	5
	精神	0	0	0	2	2	0
	合計	44	47	28	51	51	8
6	身体	43	38	45	47	40	19
	知的	34	40	19	23	25	11
	精神	0	1	1	1	1	0
	合計	57	59	65	71	66	30
合計	身体	87	84	89	107	95	29
	知的	187	166	131	161	153	40
	精神	63	76	69	89	146	33
	合計	302	291	289	357	394	102

※各年度末時点。令和5年度は、7月末までの実績値
 ※重複障害の場合は、各障害でそれぞれ算出しています。



第3節 障害のある児童生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童生徒数は年々増加しており、令和5年度(2023年度)の児童生徒数は、平成30年度(2018年度)の児童生徒数と比べて2倍近く増加しています。

つくば特別支援学校の児童生徒数は、石岡特別支援学校の開校にともない令和元年度(2019年度)は大きく減少しましたが、令和3年度(2021年度)以降増加し、令和5年度(2023年度)には385人となっています。

伊奈特別支援学校の児童生徒数は年々増加しており、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)にかけて77人増加しました。

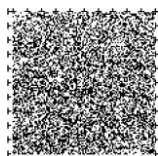
石岡特別支援学校の児童生徒数は、令和元年度(2019年度)に開校して以降、毎年増加し、令和4年度(2022年度)以降は200人を超えています。

【公立小中学校・義務教育学校特別支援学級数及び児童生徒数】 (単位:学級、人)

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
知的	小学校	学級	25	28	29	33	42	48
		児童生徒	113	123	152	166	215	266
	中学校	学級	15	15	16	17	17	20
		児童生徒	46	53	60	75	86	107
	合計	学級	40	43	45	50	59	68
		児童生徒	159	176	212	241	301	373
自閉症・ 情緒	小学校	学級	60	67	71	77	84	101
		児童生徒	377	413	437	473	510	583
	中学校	学級	27	25	28	29	37	40
		児童生徒	128	137	150	166	208	214
	合計	学級	87	92	99	106	121	141
		児童生徒	505	550	587	639	718	797
言語	小学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	4	2	2	3	3	2
	中学校	学級	0	0	0	0	0	0
		児童生徒	0	0	0	0	0	0
	合計	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	4	2	2	3	3	2
難聴	小学校	学級	1	1	1	1	1	2
		児童生徒	5	4	5	5	7	10
	中学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	2	2	1	3	2	2
	合計	学級	2	2	2	2	2	3
		児童生徒	7	6	6	8	9	12
合計	小学校	学級	88	97	102	112	128	152
		児童生徒	499	542	596	647	735	861
	中学校	学級	42	41	45	47	55	61
		児童生徒	176	192	211	244	296	323
	合計	学級	130	138	147	159	183	213
		児童生徒	675	734	807	891	1,031	1,184

※各年度5月1日時点

※公立小・中学校の特別支援学級は必要な支援によって組み分けされているため、障害の種別とは異なります。



【公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数】 (単位:校)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
情緒	1	1	3	4	4	6
LD.ADHD	3	3	3	3	3	4

※各年度5月1日時点

【つくば特別支援学校の児童生徒数】 (単位:学級、人)

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
知的障害 教育部門	小学部	学級	25	26	26	28	27	30
		児童生徒	93	95	104	113	112	126
	中学部	学級	18	16	16	14	14	16
		児童生徒	77	70	58	63	58	64
	高等部	学級	18	14	14	13	13	13
		児童生徒	113	77	74	70	76	71
	合計	学級	61	56	56	55	54	59
		児童生徒	283	242	236	246	246	261
肢体 不自由 教育部門	小学部	学級	25	23	23	22	23	24
		児童生徒	63	61	57	53	60	62
	中学部	学級	11	13	13	12	14	14
		児童生徒	25	30	29	33	34	35
	高等部	学級	10	9	9	9	11	10
		児童生徒	28	23	24	22	27	27
	合計	学級	46	45	45	43	48	48
		児童生徒	116	114	110	108	121	124
合計	小学部	学級	50	49	49	50	50	54
		児童生徒	156	156	161	166	172	188
	中学部	学級	29	29	29	26	28	30
		児童生徒	102	100	87	96	92	99
	高等部	学級	28	23	23	22	24	23
		児童生徒	141	100	98	92	103	98
	合計	学級	107	101	101	98	102	107
		児童生徒	399	356	346	354	367	385

※各年度5月1日時点

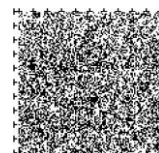
※つくば市外の児童生徒を含んでいます。

【伊奈特別支援学校の児童生徒数】 (単位:学級、人)

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学部	学級	28	31	30	35	38	37
	児童生徒	110	119	125	143	158	154
中学部	学級	15	18	18	19	19	19
	児童生徒	67	75	77	84	81	88
高等部	学級	16	16	16	16	17	19
	児童生徒	94	93	90	86	98	106
合計	学級	59	65	64	70	74	75
	児童生徒	271	287	292	313	337	348

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童生徒を含んでいます。



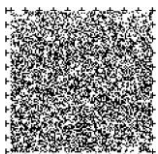
【石岡特別支援学校の児童生徒数】

(単位:学級、人)

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学部	学級		16	18	17	21	20
	児童生徒		58	68	74	85	85
中学部	学級		9	9	9	12	13
	児童生徒		40	38	39	47	54
高等部	学級		10	11	12	11	11
	児童生徒		56	59	68	70	63
合計	学級		35	38	38	44	44
	児童生徒		154	165	181	202	202

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童生徒を含んでいます。



2 特別支援学校卒業生の進路状況

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した66人全員が、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

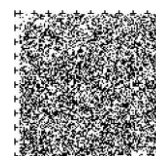
令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校高等部を卒業した35人の進路は、日中系サービスが28人、就労が6人、進学が1人となっています。伊奈特別支援学校高等部を卒業した28人の進路は、日中系サービスが16人、就労が12人となっています。石岡特別支援学校高等部を卒業した19人の進路は、日中系サービスが11人、施設入所が4人、就労が3人、グループホームが1人などとなっています。

【つくば特別支援学校 進路状況】

■知的障害教育部門

(単位:人)

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
中学部	進学	特別支援学校高等部	22	28	16	28	15
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		22	28	16	28	15
卒業生数		22	28	16	28	15	
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	2	2	4
		その他就労継続支援A型含む	6	4	2	4	2
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉 サービス	施設入所	10	1	0	0	0
		グループホーム	2	1	0	0	0
		日中系サービス	32	23	20	16	19
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	1	0	0	0
	在宅		1	0	0	1	0
	その他		0	1	1	0	0
合計		51	31	25	23	25	
卒業生数		45	28	25	23	25	



■肢体不自由教育部門

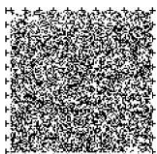
(単位:人)

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
中学部	進学	特別支援学校高等部	6	10	8	11	9
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		6	10	8	11	9
	卒業生数		5	10	8	11	9
高等部	進学	大学・専門学校	0	1	2	1	1
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	1	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	1	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	11	7	4	5	9
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		2	0	1	0	0
	在宅		0	0	1	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		13	10	8	6	10
	卒業生数		11	10	8	6	10

【伊奈特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

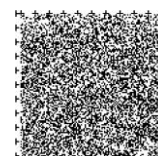
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
中学部	進学	特別支援学校高等部	17	26	22	28	27
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	1	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		17	27	22	28	27
	卒業生数		17	27	22	28	27
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	9	12	18	10	11
		その他就労継続支援A型含む	0	2	2	2	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	1	0	0	0	0
		グループホーム	0	2	0	0	0
		日中系サービス	16	16	17	12	16
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
合計		26	32	37	24	28	
卒業生数		26	30	37	24	28	



【石岡特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
中学部	進学	特別支援学校高等部		17	15	9	15
		その他の高等学校		0	0	0	0
	就労	一般事業所		0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む		0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	
	障害福祉 サービス	施設入所		0	0	0	0
		グループホーム		0	0	0	0
		日中系サービス		0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	
	在宅		0	0	1	0	
	その他		0	0	0	0	
	合計			17	15	10	15
	卒業生数			17	15	10	15
高等部	進学	大学・専門学校		0	0	0	0
		専攻科		0	0	0	0
		その他の高等学校		1	0	0	0
	就労	一般事業所		5	3	4	3
		その他就労継続支援A型含む		0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	
	障害福祉 サービス	施設入所		2	4	3	4
		グループホーム		0	0	0	1
		日中系サービス		8	7	15	11
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		1	0	0	0	
	在宅		0	0	0	0	
	その他		0	0	0	1	
	合計			17	14	22	20
卒業生数			17	14	22	19	



第4節 障害者(児)施設の状況

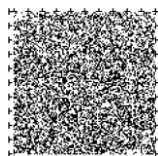
つくば市内の障害福祉サービス事業所数は、下表の通りとなっております。

多くのサービスで横ばい、微増となっている中で、就労継続支援(B型)・計画相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援を提供する事業所は年々大きく増加しています。

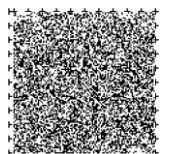
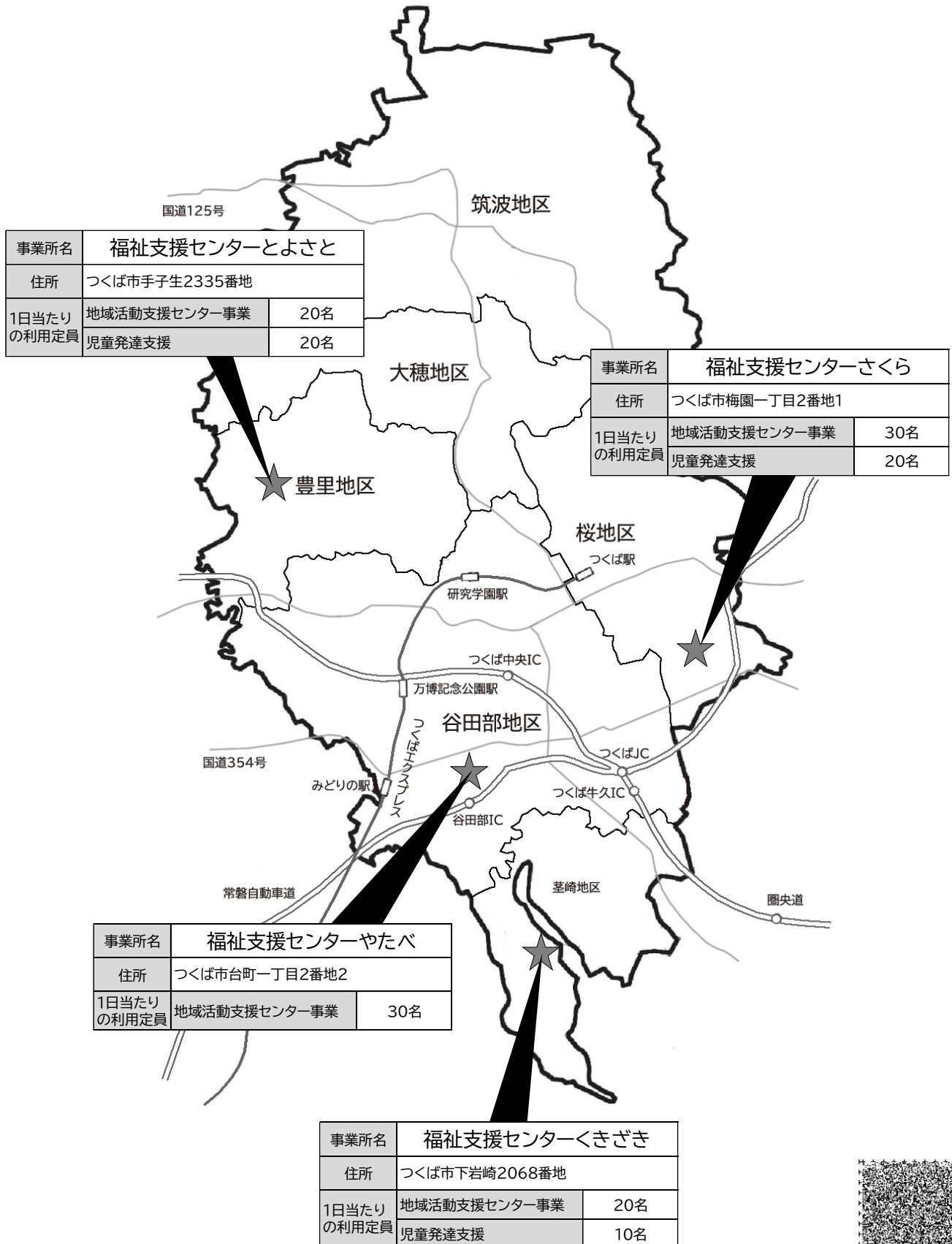
障害福祉サービス別事業所数

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護給付						
1 居宅介護	13	15	16	18	20	21
2 重度訪問介護	13	13	14	16	17	19
3 同行援護	3	3	3	4	4	4
4 行動援護	3	3	3	4	4	4
5 重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
6 短期入所	11	13	16	19	20	21
7 療養介護	0	0	0	0	0	0
8 生活介護	12	13	13	15	15	15
9 施設入所支援	5	5	5	5	5	5
訓練等給付						
10 自立訓練(機能訓練)	2	3	2	2	2	2
11 自立訓練(生活訓練)	4	4	5	5	5	5
12 就労移行支援	10	10	10	13	13	13
13 就労継続支援(A型)	7	7	6	6	8	8
14 就労継続支援(B型)	19	20	23	30	34	36
15 就労定着支援	0	3	3	3	3	3
16 共同生活援助	13	16	21	23	26	26
17 自立生活援助	0	0	0	0	1	1
相談支援						
18 計画相談支援	13	15	18	21	24	26
19 地域移行支援	4	4	4	4	4	4
20 地域定着支援	4	4	4	4	4	4
障害児通所支援等						
21 児童発達支援	19	27	27	32	41	47
22 医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
23 放課後等デイサービス	35	37	43	49	51	58
24 保育所訪問支援	0	2	4	6	7	5
25 居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
26 障害児相談支援	10	11	12	16	20	22

※各年度末時点(令和5年度のみ7月末時点)



福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。



第5節 障害福祉に関するアンケート調査の概要

障害者の心身の状況・置かれている環境、今後の意向等を把握し、本計画の基礎資料とするため、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

1 調査の概要

対象者 市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された 2,300 人

調査方法 郵送による配布・回収

調査期間 令和4年(2022年)11月1日(火)～令和4年(2022年)12月2日(金)

回収状況

調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B÷A)
2,300	982	42.7%

※以下、調査結果の中では、回答者の総数を「n」で表しています。また、重複障害者は、各障害で集計しているため、「n」の合計は、有効回答数(B)と一致しません。

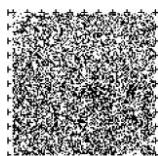
2 主な調査結果

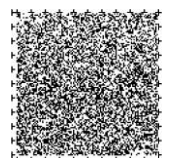
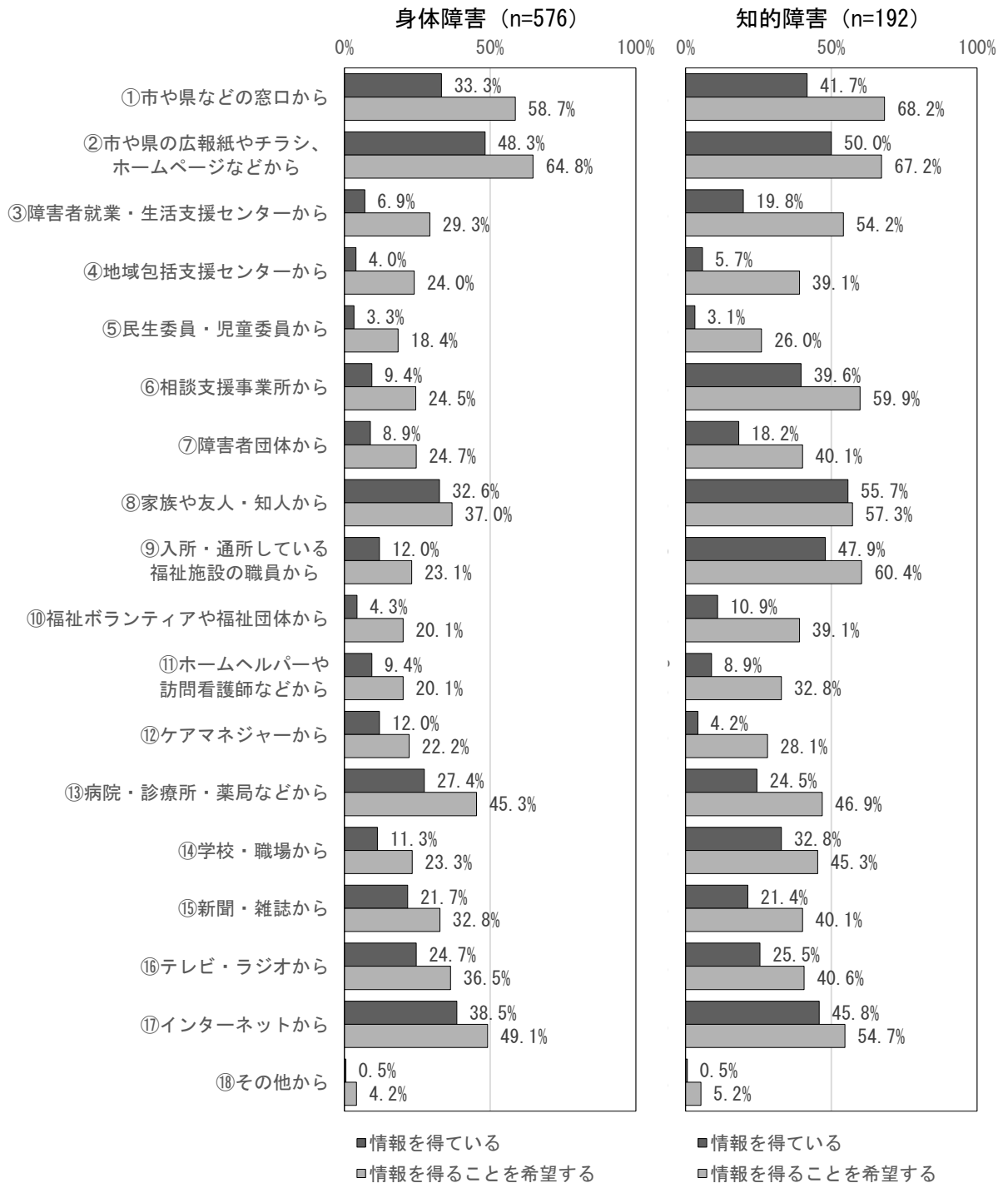
(1) 情報の入手について

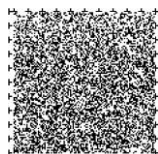
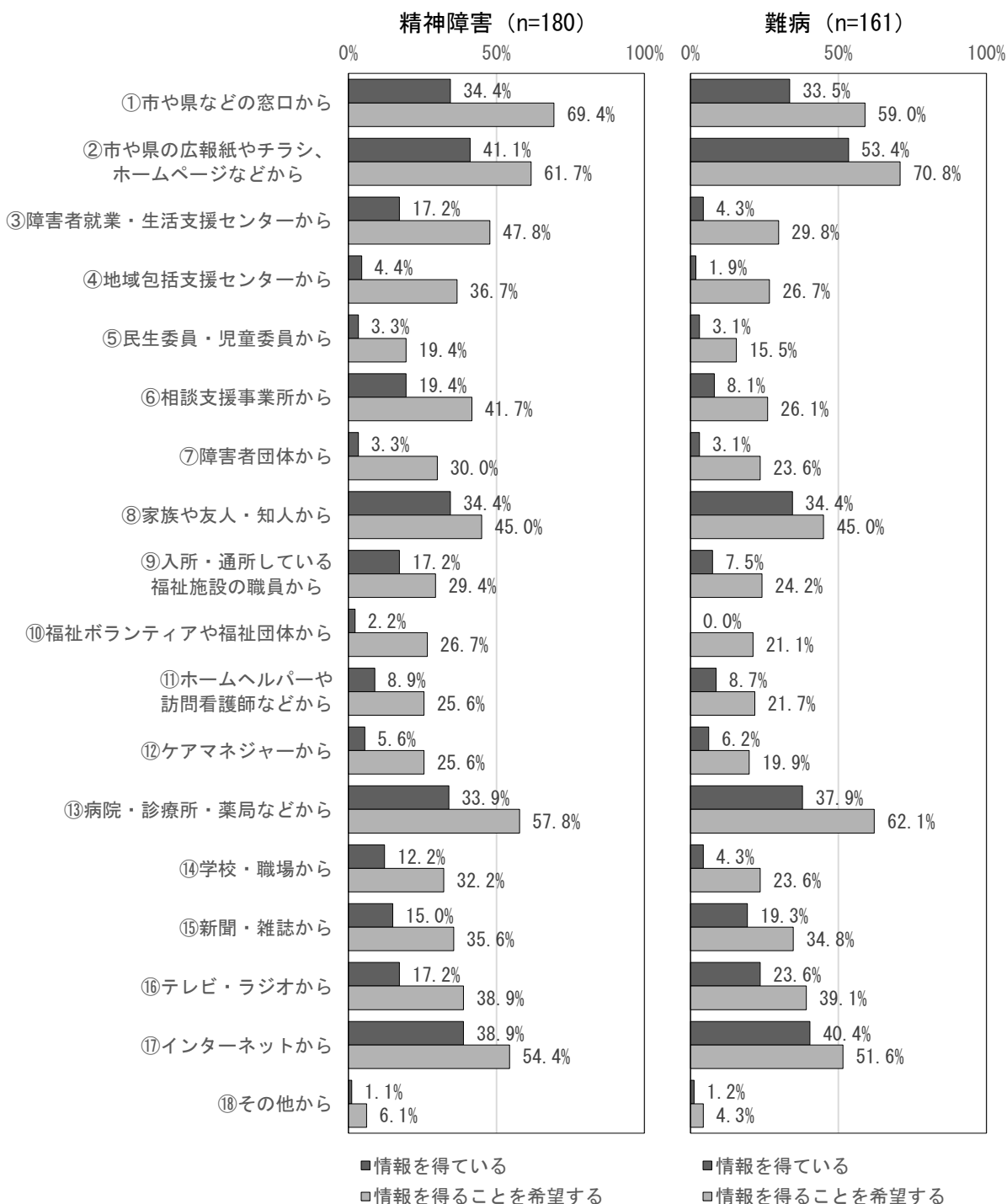
【福祉サービス等の情報の入手について】

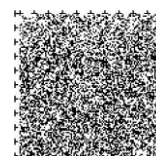
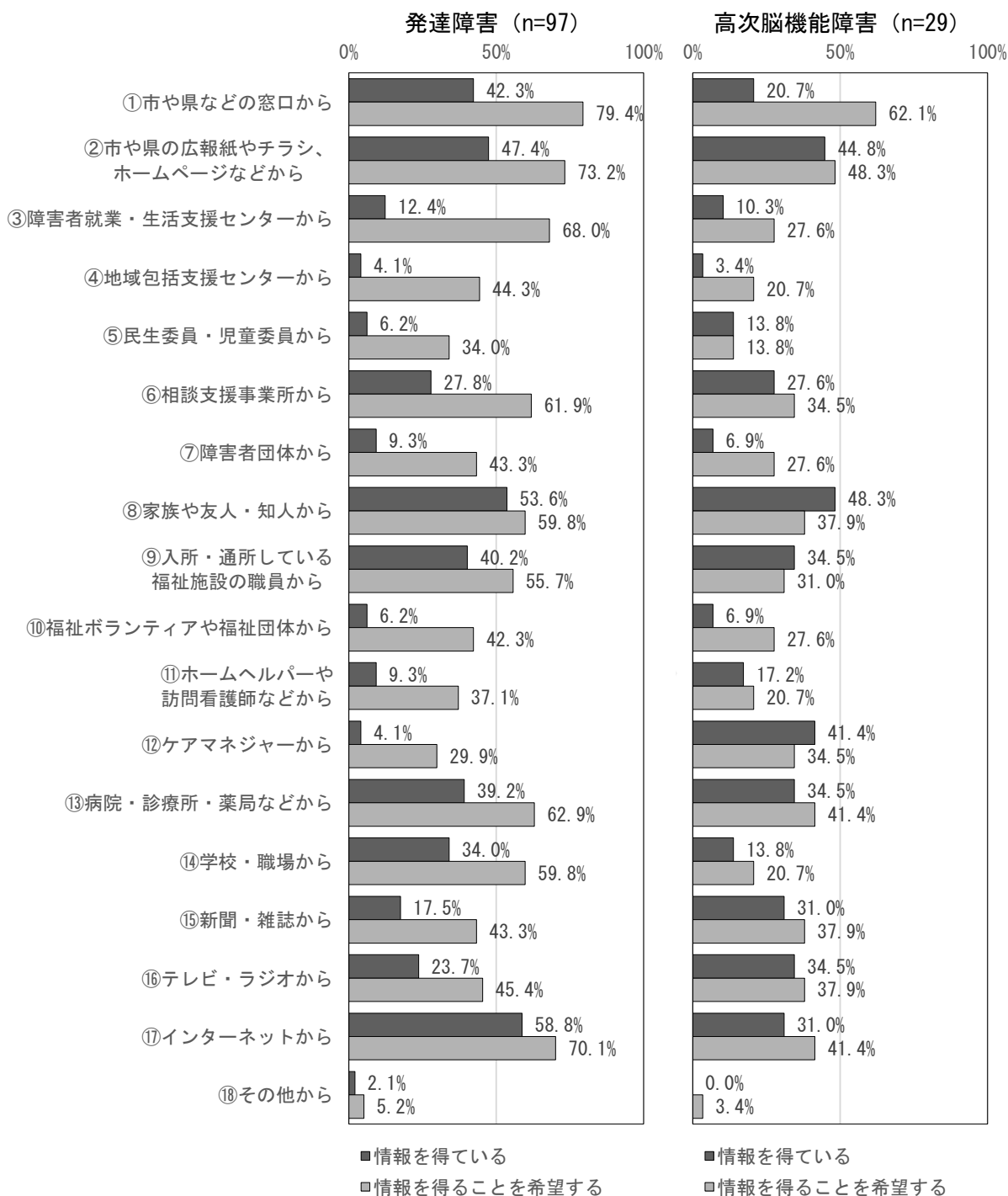
現在情報を得ているところとして、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」では「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」「⑭学校・職場から」が、「高次脳機能障害」では「⑫ケアマネジャーから」なども多くなっています。

今後情報を得たいところは、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「③障害者就業・生活支援センターから」「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」ではそれらに加えて、「⑭学校・職場から」などが多くなっています。



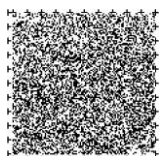
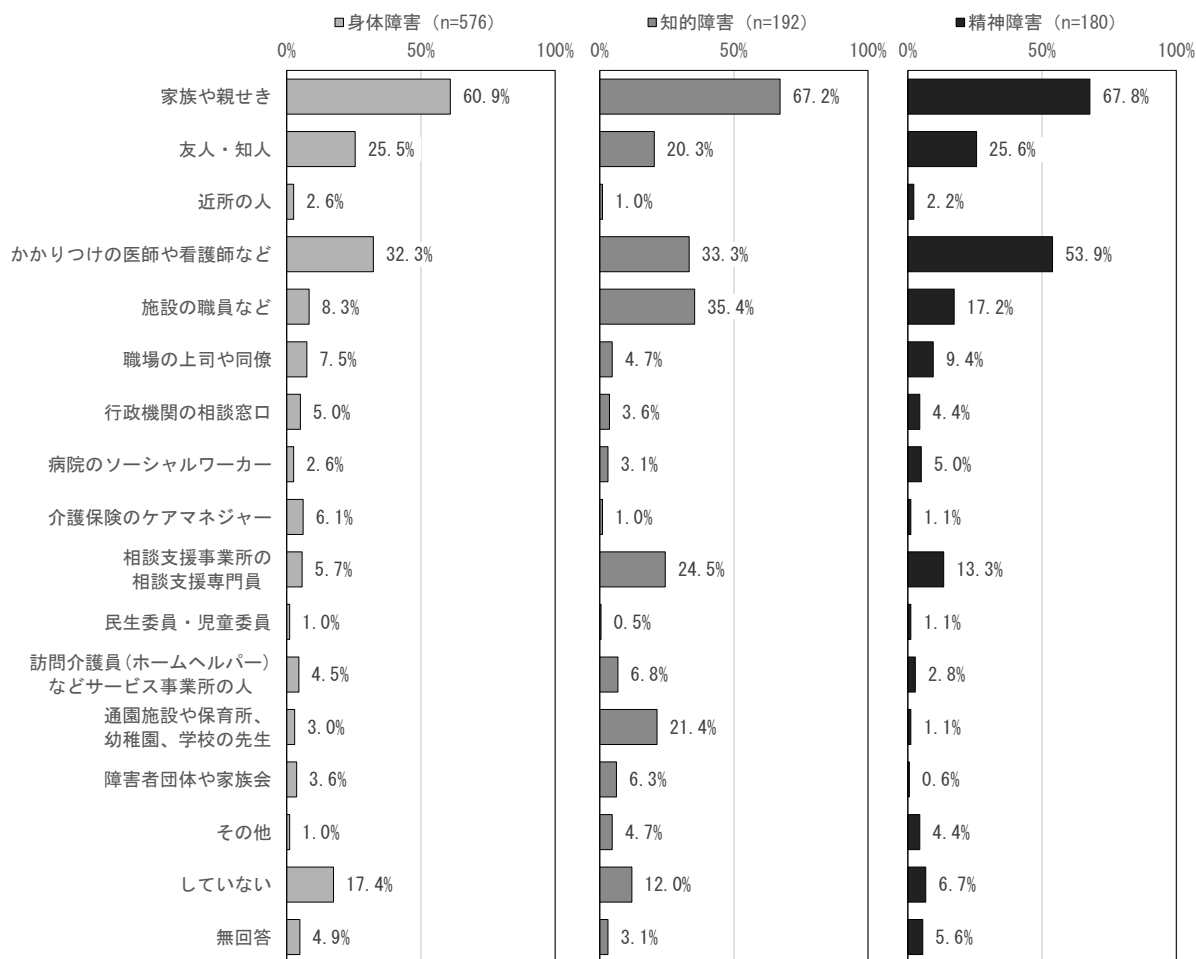




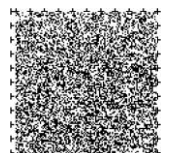
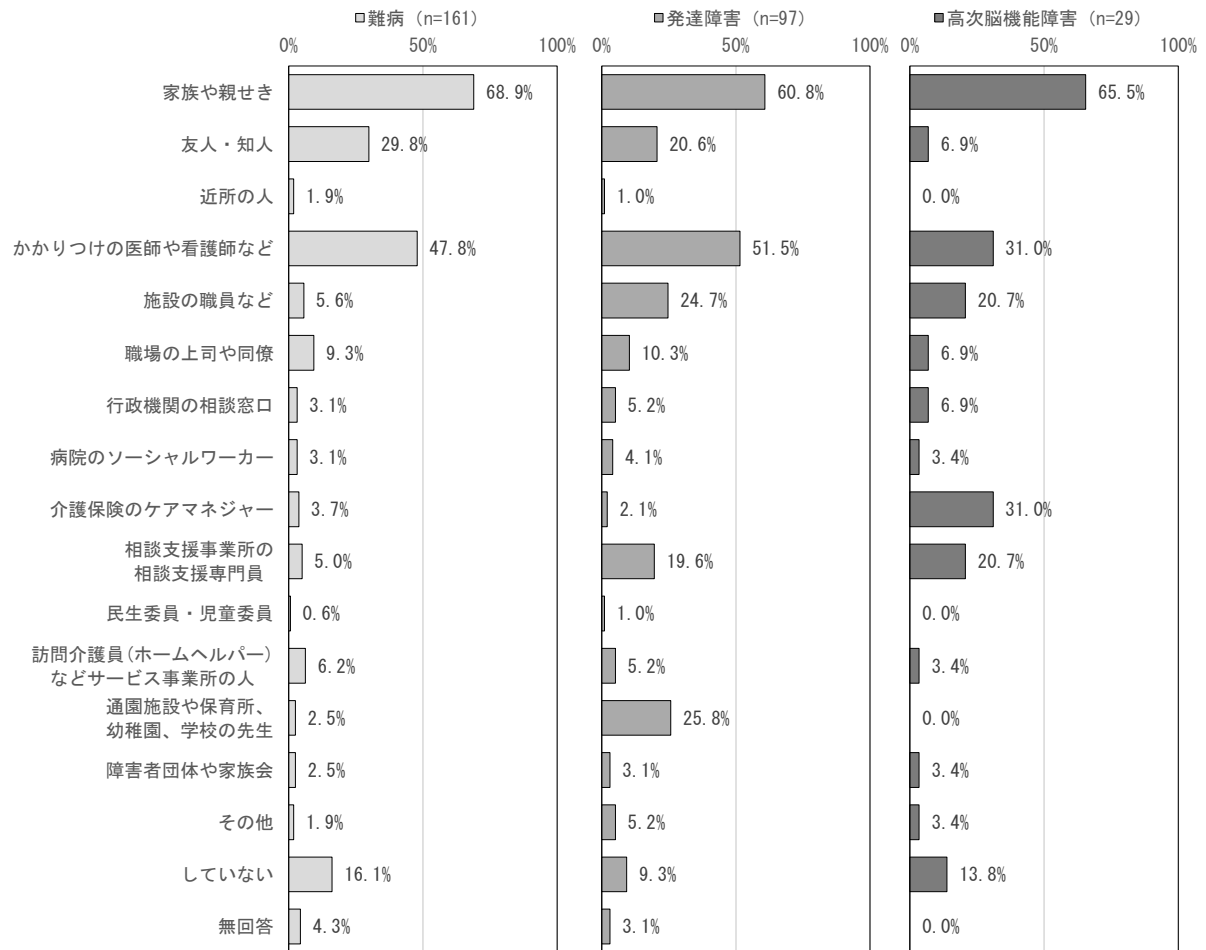


【日常生活で困ったことや悩みごとの相談先】

いずれの障害も「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師など」「友人・知人」が多いですが、「知的障害」「発達障害」では「施設の職員など」「相談支援事業所の相談支援専門員」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が、「高次脳機能障害」では「施設の職員など」「介護保険のケアマネジャー」「相談支援事業所の相談支援専門員」なども多くなっています。



第2章 障害者をめぐる状況

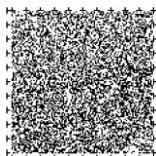
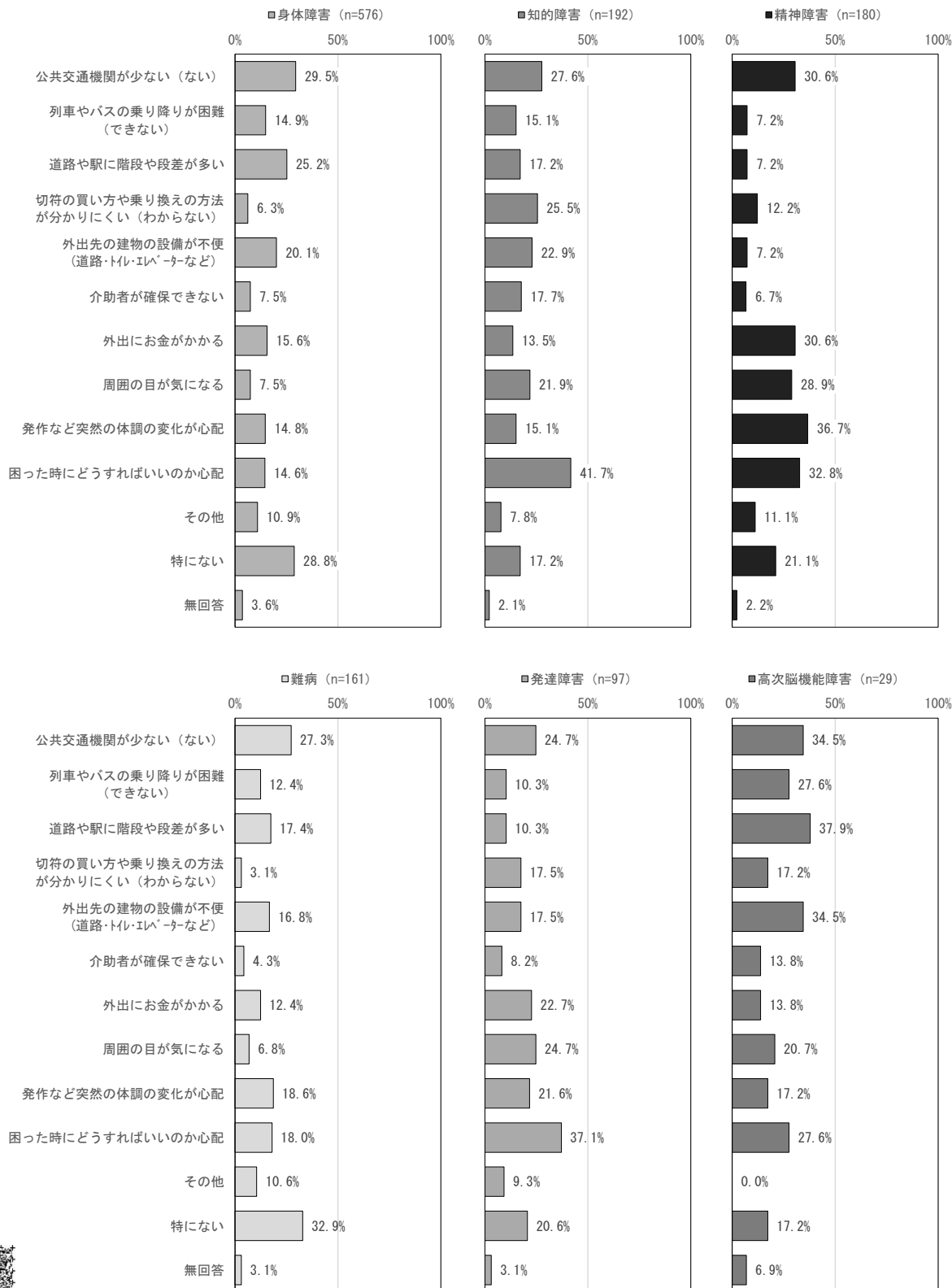


(2) 外出等について

【外出時に困ること】

「困った時にどうすればいいのか心配」が「知的障害」で41.7%、「発達障害」で37.1%、「発作など突然の体調の変化が心配」が「精神障害」で36.7%と最も多くなっています。

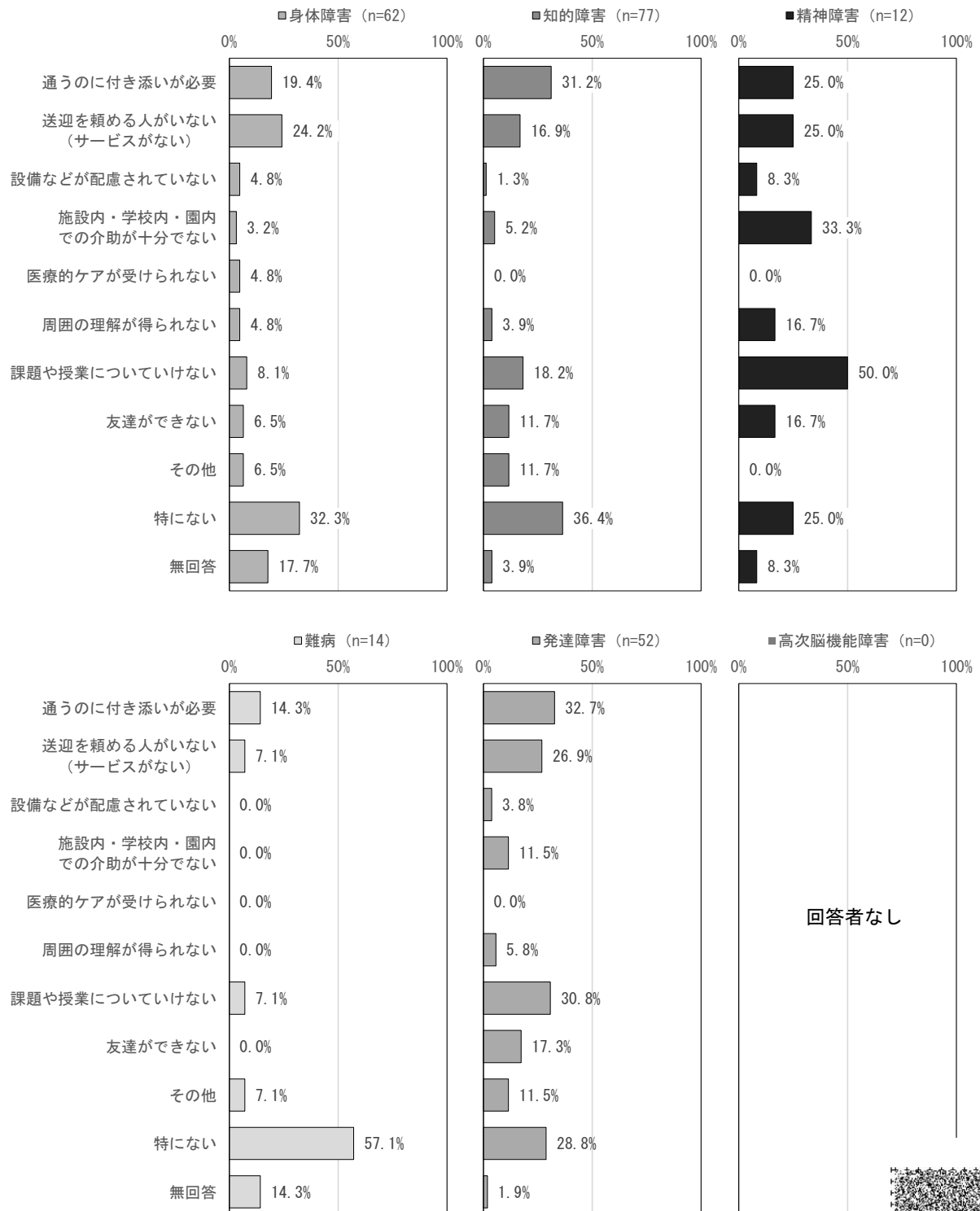
また、「公共交通機関が少ない(ない)」が、どの障害でも多く挙げられています。



【施設・学校・保育所等に通うにあたって困ること】

「身体障害」「知的障害」「難病」では「特にない」が最も多くなっていますが、「精神障害」では「課題や授業についていけない」が50.0%、「発達障害」では「通うのに付き添いが必要」が32.7%と最も多くなっています。

「その他」では、距離が遠かったり、公共交通機関が少なかったりするため、通うのに時間がかかるなどといった回答がありました。



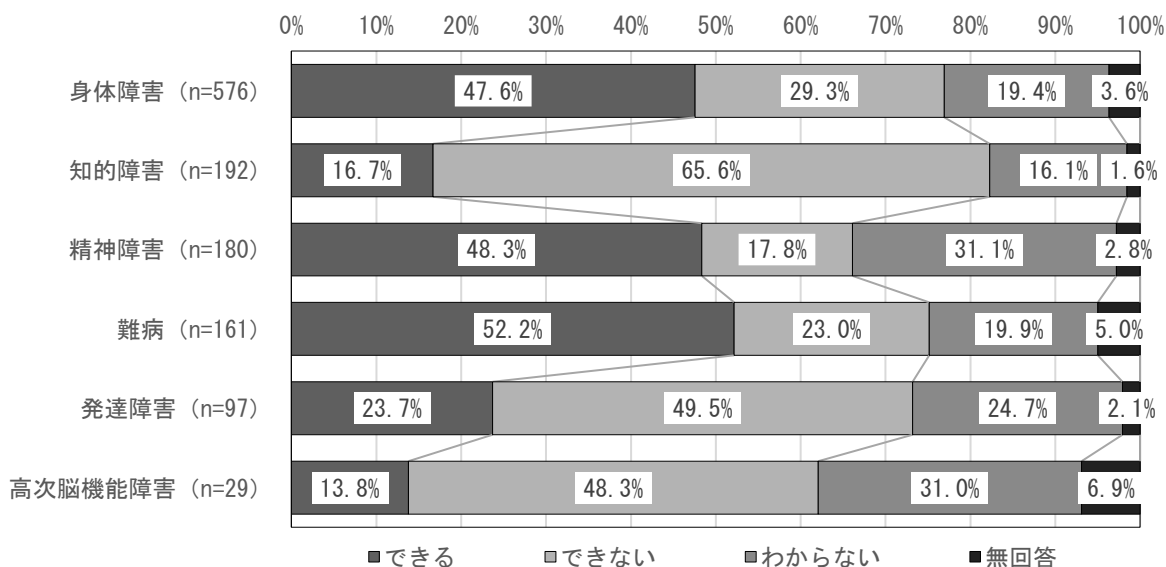
(3) 災害時の避難等について

【一人で避難/近所に助けてくれる人】

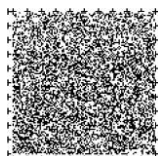
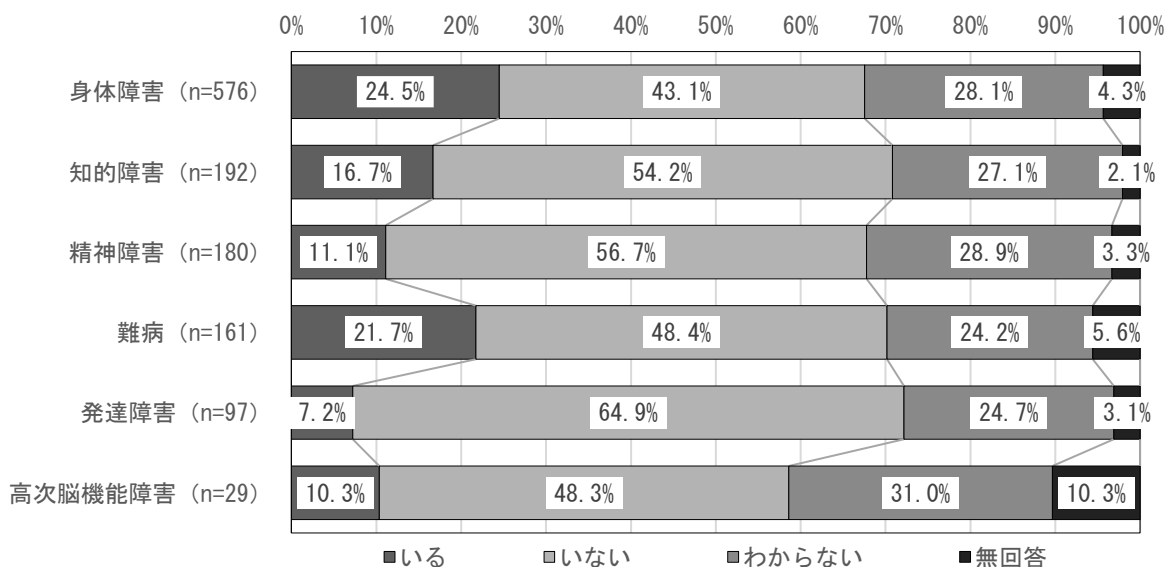
災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できる」が「身体障害」で47.6%、「精神障害」では48.3%、「難病」では52.2%と約半数となっていますが、「できない」が「知的障害」では65.6%、「発達障害」では49.5%、「高次脳機能障害」では48.3%と多くなっています。

家族が不在の時や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、いずれの障害でも「いない」が最も多く、「知的障害」と「精神障害」では5割、「発達障害」では6割を超えています。

●一人で避難ができる

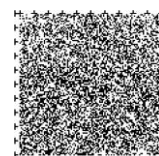
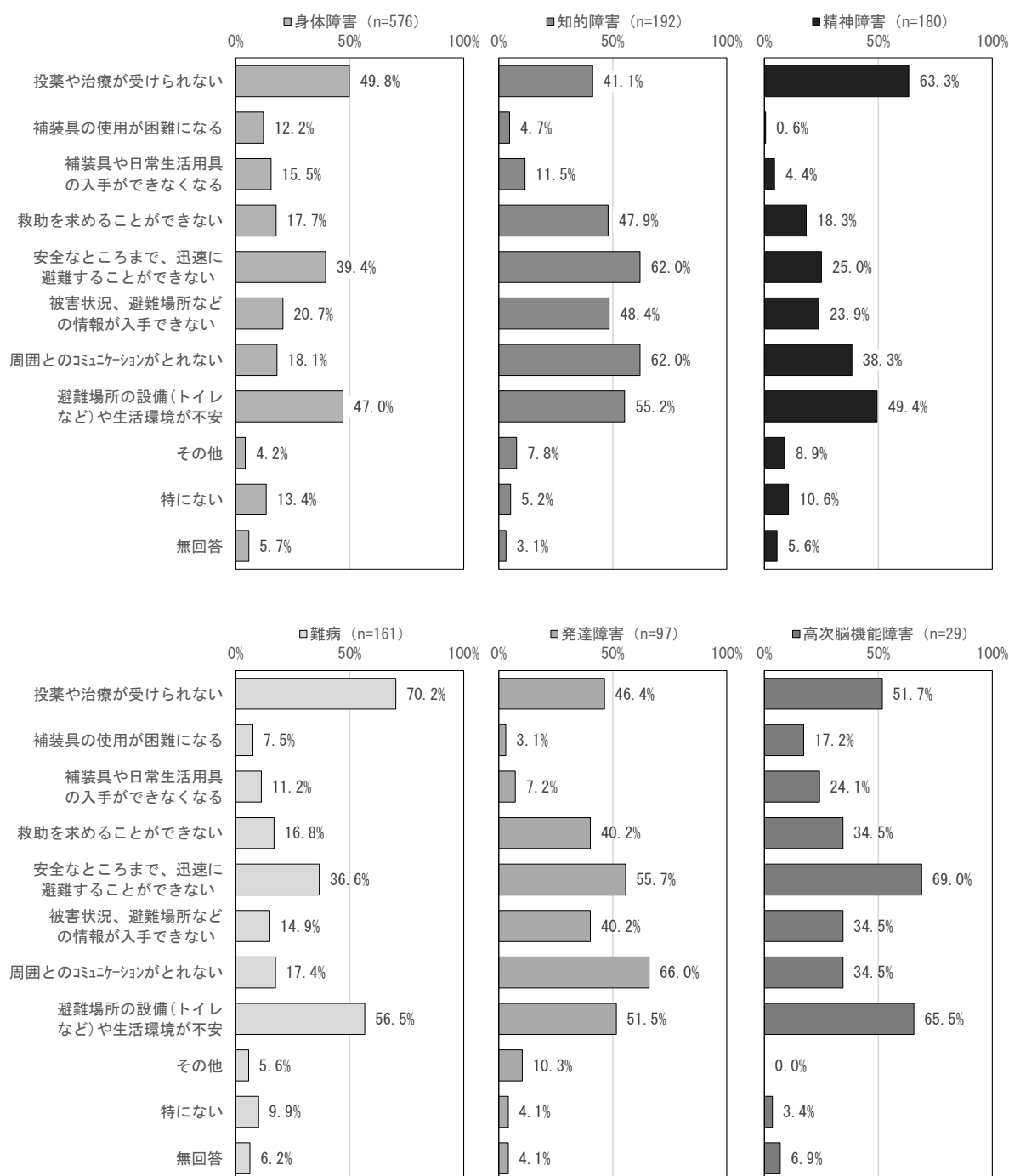


●近所に助けてくれる人がいる



【災害時に困ること】

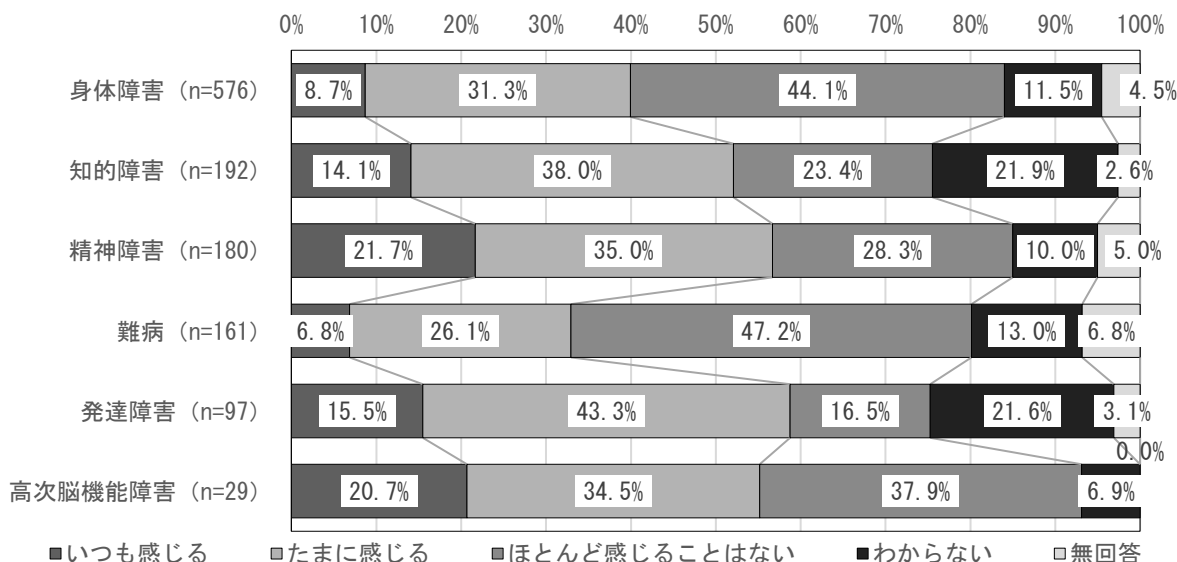
いずれの障害でも「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多い中、「知的障害」や「発達障害」では「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」も多くなっています。



(3) 権利擁護、差別や偏見について

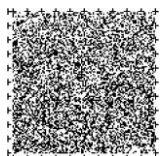
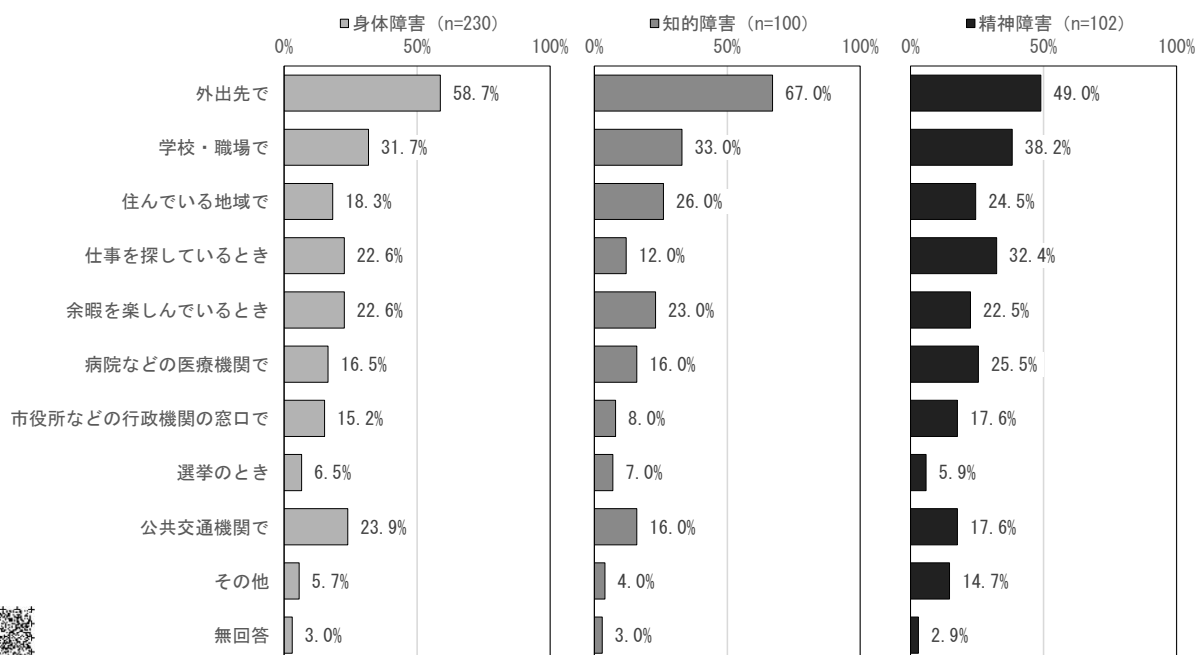
【いやな思いをしたり差別を感じたこと】

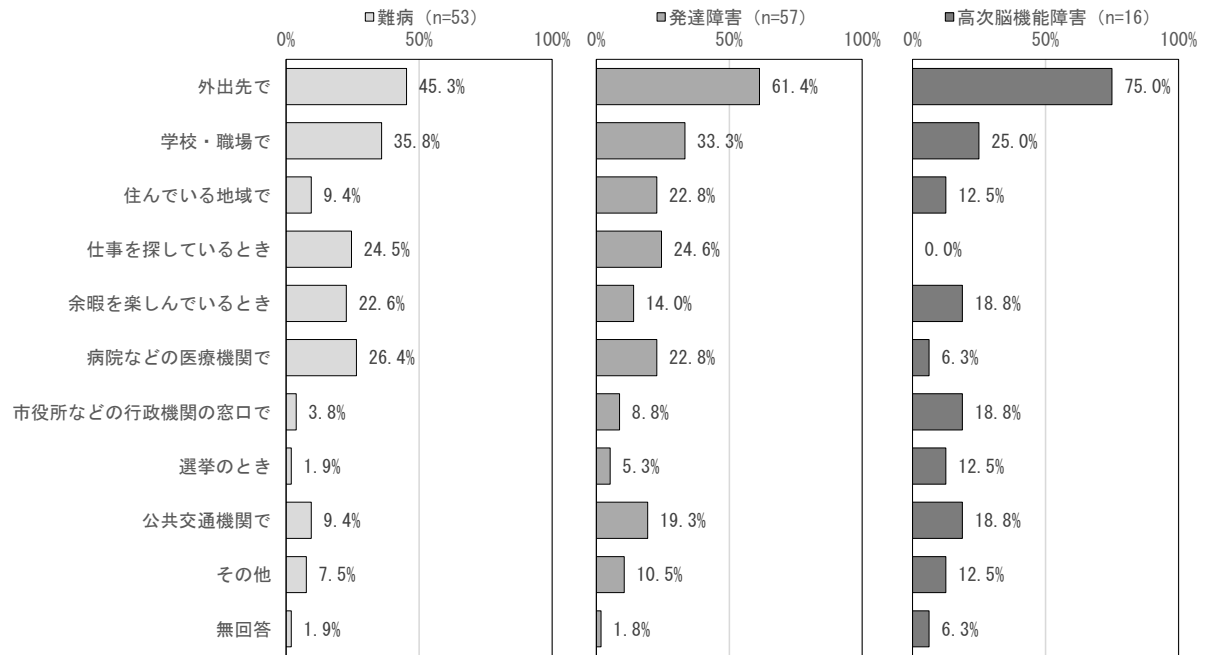
「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「知的障害」では52.1%、「精神障害」では56.7%、「発達障害」では58.8%、「高次脳機能障害」では55.2%と半数を超えています。



【いやな思いをしたり差別を感じた場所】

いずれの障害も「外出先で」が最も多くなっていますが、「精神障害」「難病」「発達障害」では「病院などの医療機関で」も多くなっています。

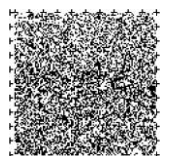
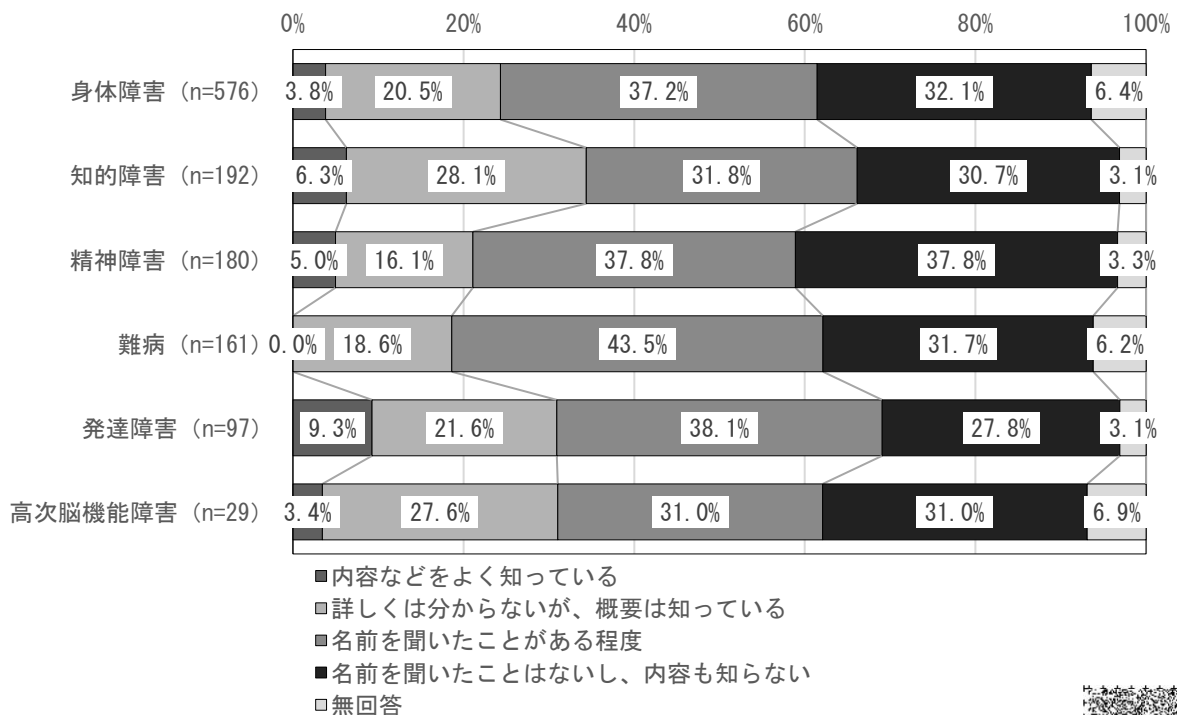




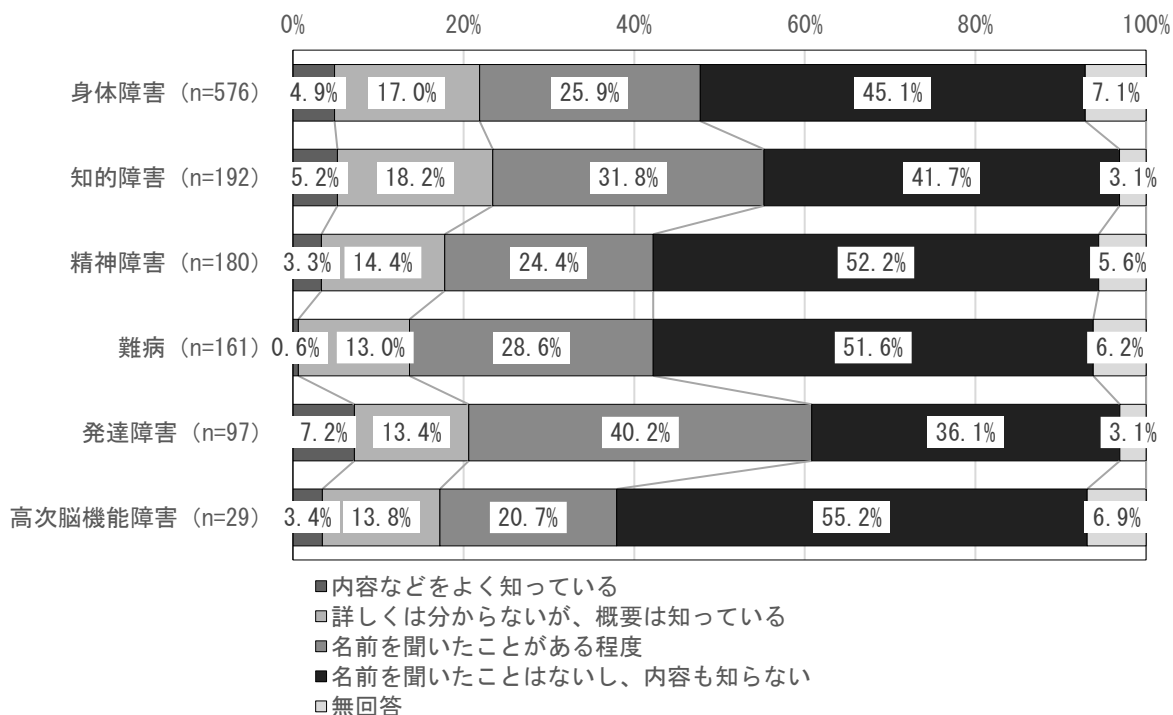
【権利擁護について(認知度)】

障害者の権利擁護のための「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度」の認知度はいずれも「内容などをよく知っている」「詳しくは分からないが概要は知っている」を合わせても半数には届いていません。

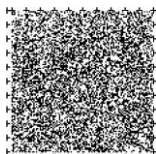
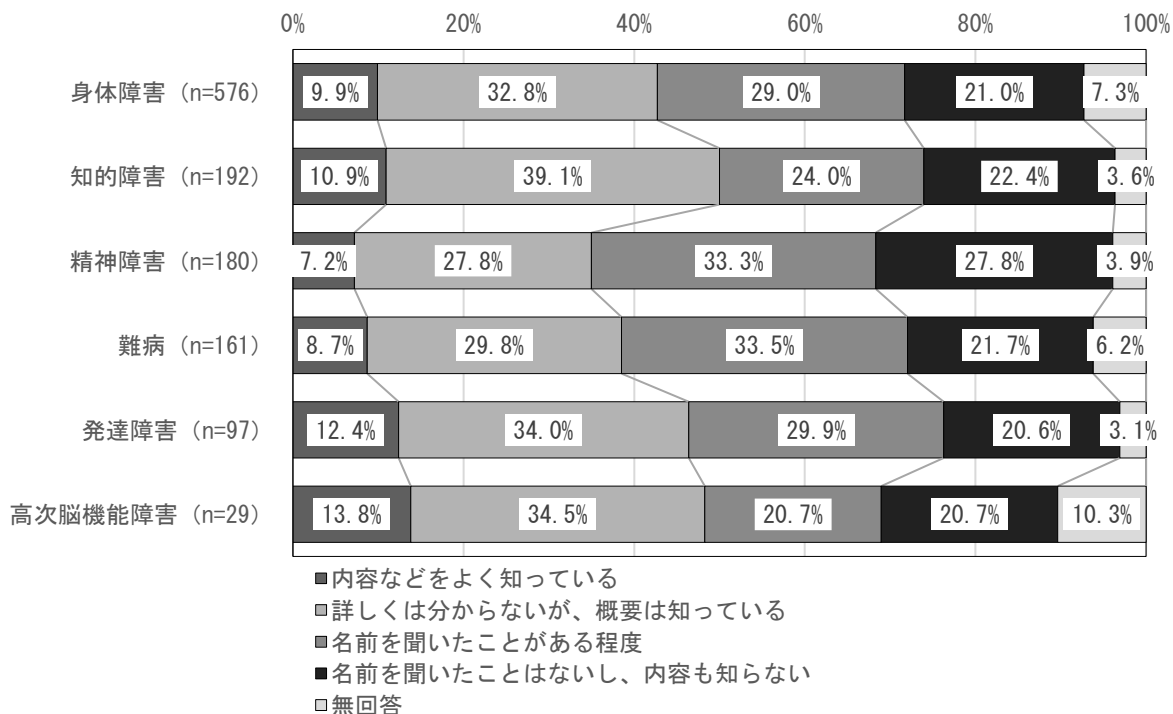
●障害者虐待防止法



●障害者差別解消法



●成年後見制度

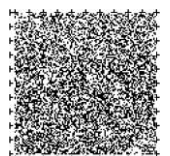
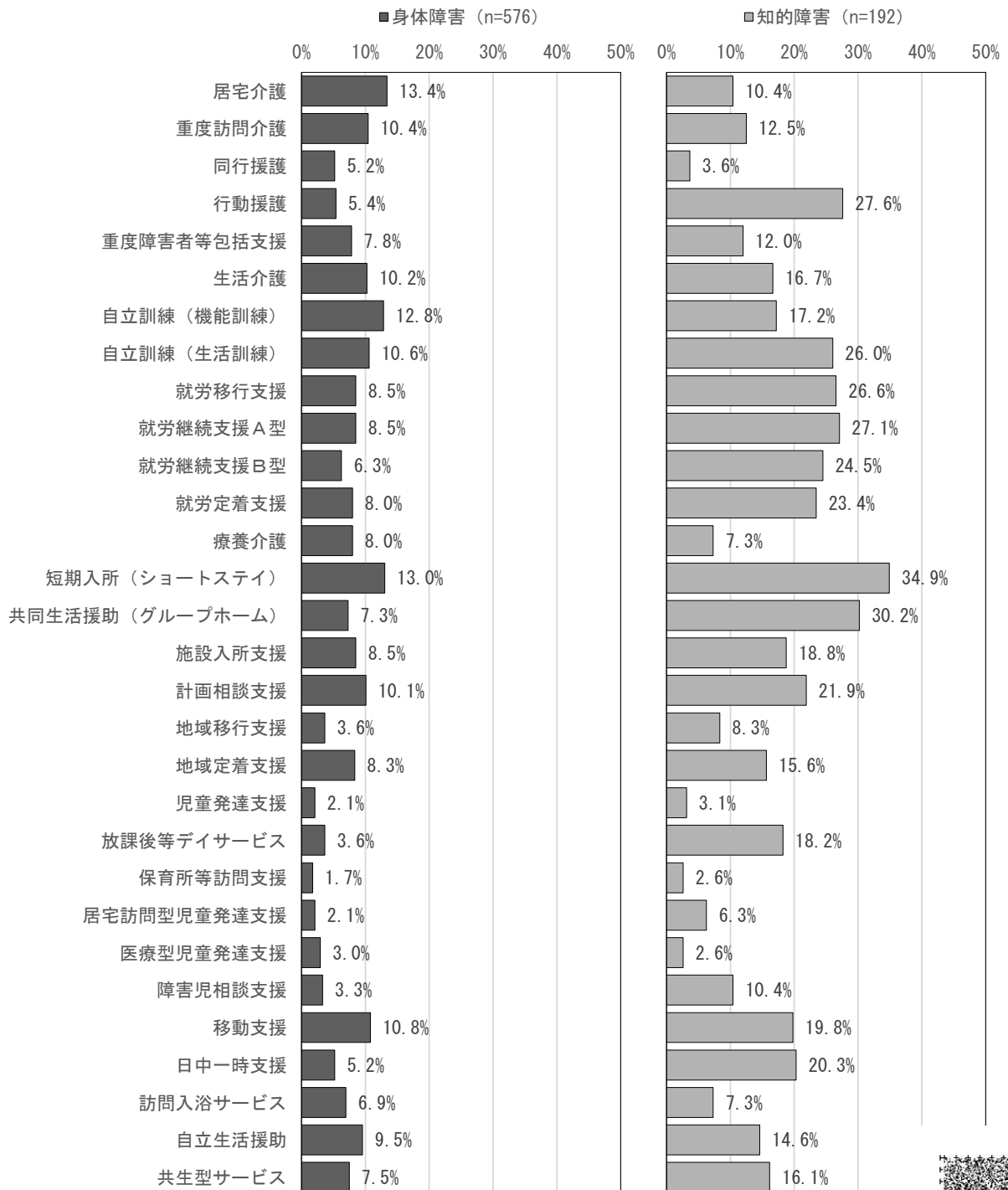


(4) 障害福祉サービス等について

【今後利用したい障害福祉サービス】

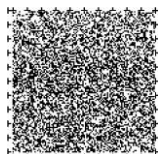
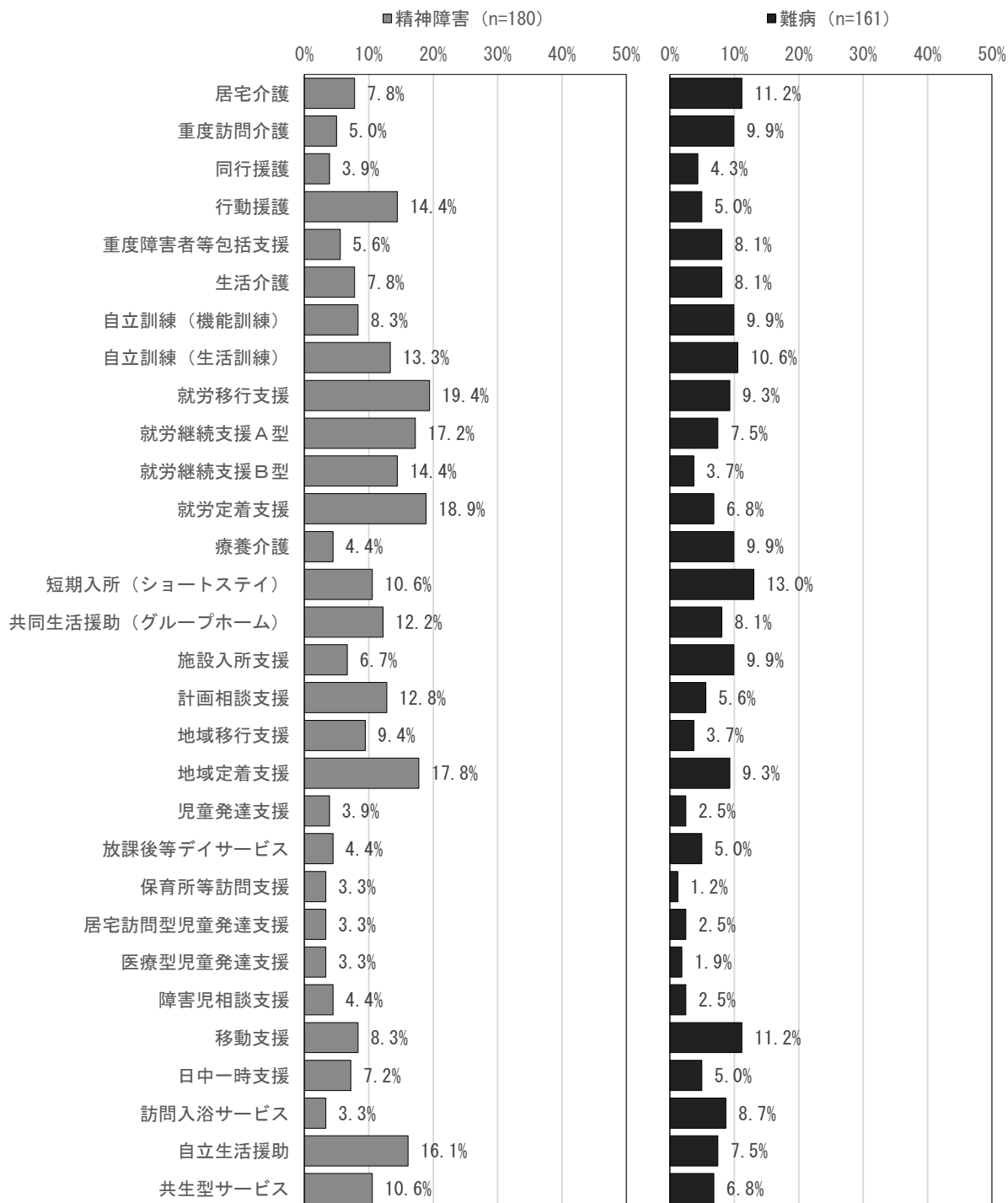
身体障害では、希望の多い順に「居宅介護」(13.4%)、「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「自立訓練(機能訓練)」(12.8%)、「移動支援」(10.8%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)、「重度訪問介護」(10.4%)、「生活介護」(10.2%)などとなっています。

知的障害では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(34.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(30.2%)、「行動援護」(27.6%)、「就労継続支援A型」(27.1%)、「就労移行支援」(26.6%)、「自立訓練(生活訓練)」(26.0%)などとなっています。



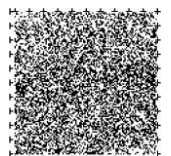
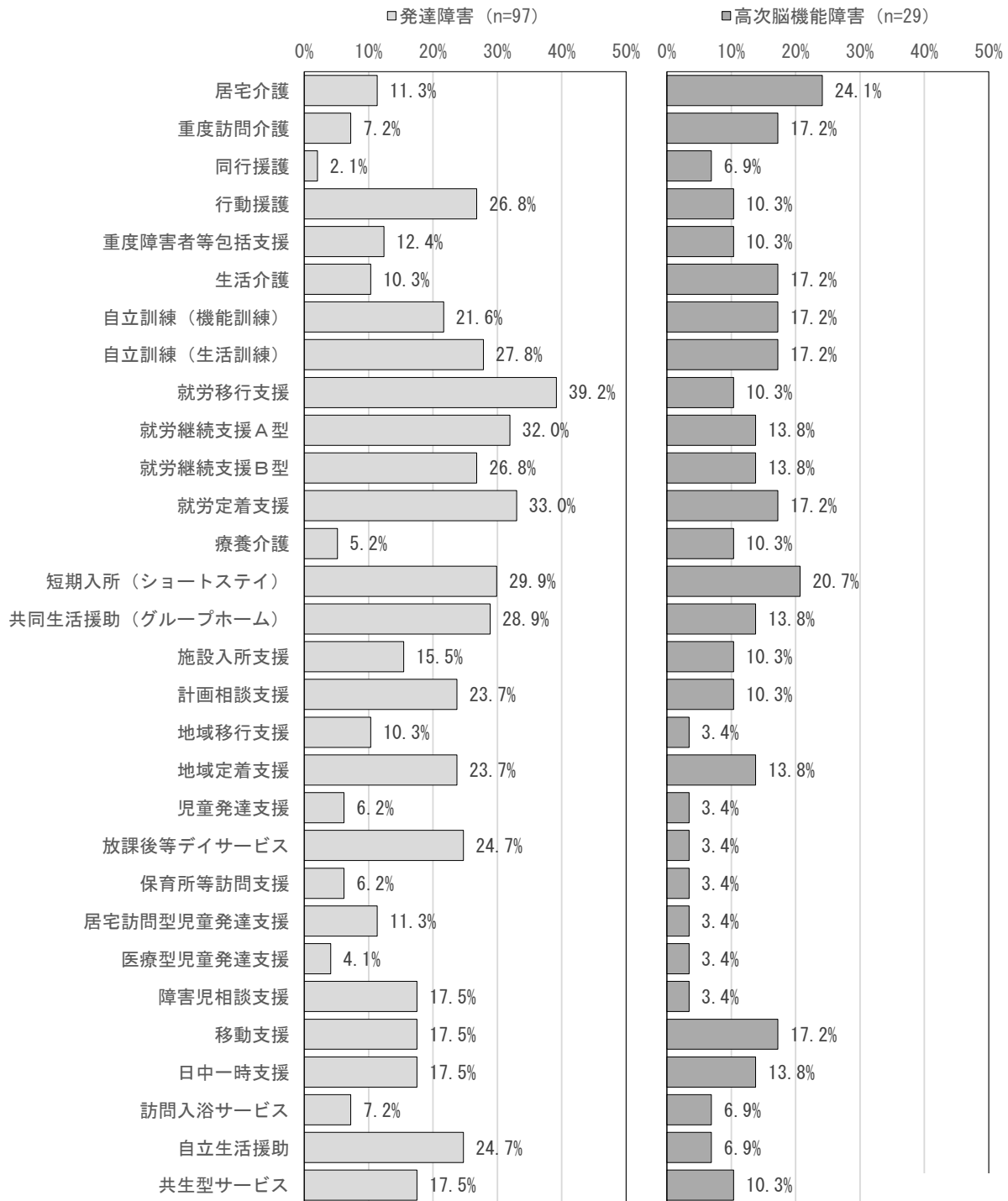
精神障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(19.4%)、「就労定着支援」(18.9%)、「地域定着支援」(17.8%)、「就労継続支援A型」(17.2%)、「自立生活援助」(16.1%)、「行動援護」
「就労継続支援B型」(14.4%)などとなっています。

難病では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「居宅介護」「移動支援」
(11.2%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)などとなっています。



発達障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(39.2%)、「就労定着支援」(33.0%)、「就労継続支援A型」(32.0%)、「短期入所(ショートステイ)」(29.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(28.9%)、「自立訓練(生活訓練)」(27.8%)などとなっています。

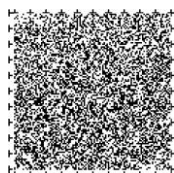
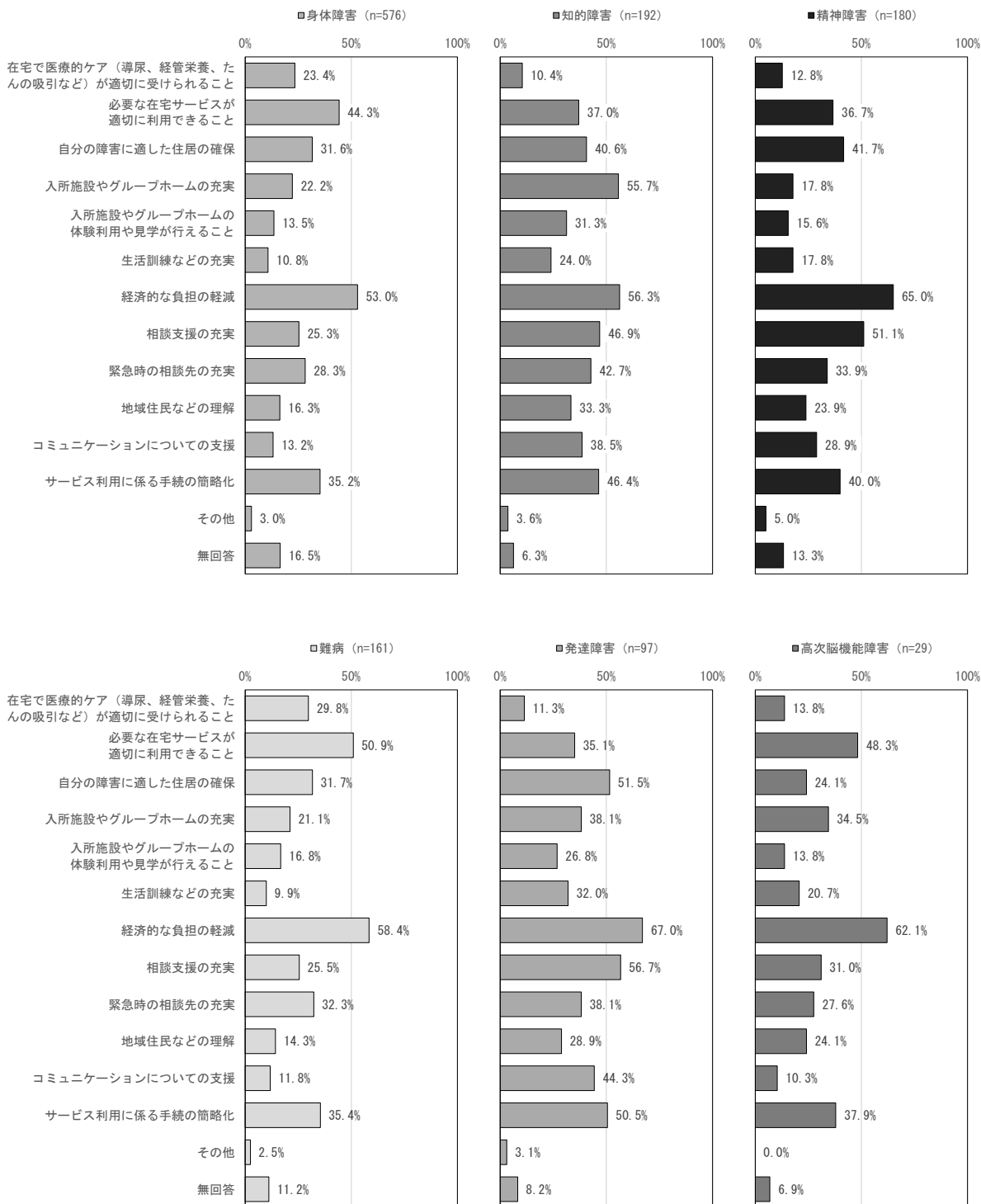
高次脳機能障害では、希望の多い順に「居宅介護」(24.1%)、「短期入所(ショートステイ)」(20.7%)、「重度訪問介護」「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労定着支援」「移動支援」(17.2%)などとなっています。



(5) 地域生活について

【地域での生活に必要なこと】

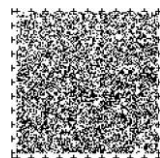
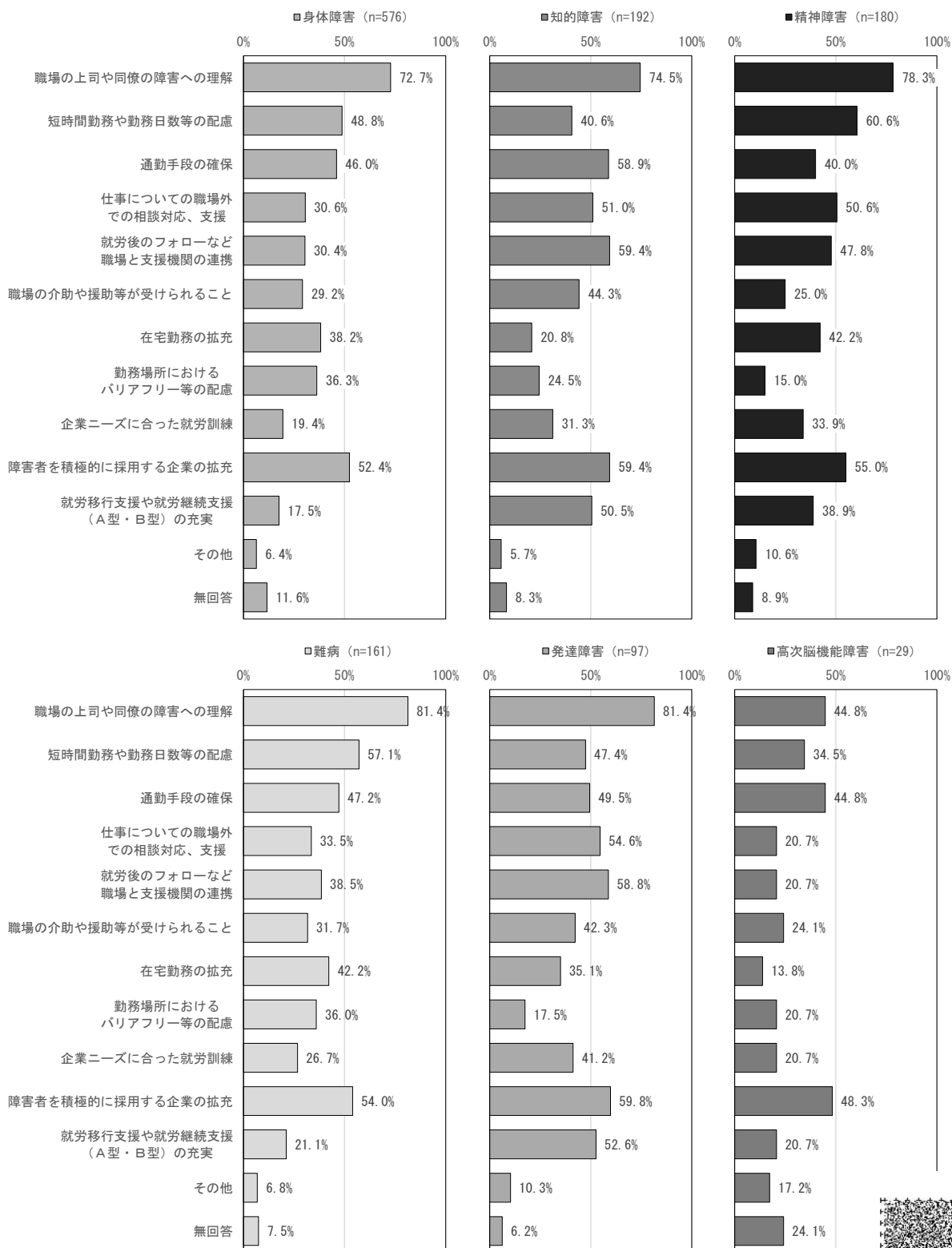
いずれの障害も「経済的な負担の軽減」との回答が最多となっており、それぞれ5割を超えています。知的障害と発達障害では「入所施設やグループホームの充実」「コミュニケーションについての支援」が他と比べて多くなっています。



(6) 就業について

【障害のある人が就労するために必要なこと】

いずれの障害も「職場の上司や同僚の障害への理解」や「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多い傾向ですが、「知的障害」「精神障害」「発達障害」では「仕事について職場外での相談対応、支援」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）の充実」も多くなっています。

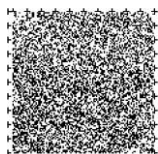


第6節 ヒアリング結果の概要

障害者関係団体の皆様から、活動の状況や今後の意向等のご意見をお聞きし、本計画の基礎資料とするため、「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

1 調査の概要

- | | |
|------|---|
| 対象者 | 市内の障害者関係団体 |
| 調査方法 | ヒアリング調査票を郵便配布し、団体から回答を回収するとともに、希望する団体にはインタビューも行った。 |
| 調査期間 | 令和4年(2022年)11月 |
| 調査内容 | <ul style="list-style-type: none">① 団体情報② つくば市への障害施策に求めること<ul style="list-style-type: none">(1) 活動上の問題(2) 障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて(3) 生活環境について(4) 安全・安心な暮らしについて(5) 差別の解消・権利擁護について(6) 障害福祉サービスについて(7) 相談・情報提供について(8) 医療・保健について(9) 教育・保育・療育について(10) 雇用・就労について(11) 生涯学習、文化・スポーツ活動について(12) 地域生活拠点等の整備について③ 今後の活動方針について④ 意見・要望 |



2 調査結果(主な意見)

(1) 団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【活動上の問題について】

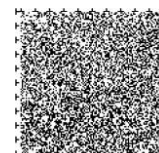
項目	件数
1.新規メンバーの加入が少ない	10件
2.メンバーの高齢化や世代の偏りがある	5件
3.メンバーが仕事・家事などで忙しい	5件
4.活動メンバーの専門性が不足している	2件
5.役員のなり手がいない	10件
6.会議や活動場所の確保で苦労している	7件
7.活動がマンネリ化している	3件
8.活動資金が不足している	4件
9.活動に必要な情報が集まらない	1件
10.情報発信する場や機会が乏しい	5件
11.障害者ニーズにあった活動ができていない	3件
12.他の団体と交流する機会が乏しい	1件
13.その他	3件

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等が中止になることも多く、外に出る機会も少なくなり、まわりの理解が進んでいないと感じる。
- ◆ 法律だけではなく、自治体、市区町村がインクルーシブ教育を受けられる様なまちづくりをお願いしたい。
- ◆ 障害のある人が子どものころから、地域で一緒に育っていくことが出来るような環境づくりが必要。
- ◆ バリアフリーマップの拡充や合理的配慮施策導入店舗の紹介・マップの作成。

【生活環境について】

- ◆ 公共施設を作るときに設計段階から障害当事者の意見を聞く仕組みが必要。
- ◆ つくば市中心部は良くなってきていると思うが、郊外に行くともだまだ住みにくい。
- ◆ 少なくとも公共施設や公共交通機関ではバリアフリーが必要。全車がバリアフリーになるまでは、低床バスなどの運行スケジュールは分かりやすく公開すべき。
- ◆ 出かける人を支援するヘルパーの増加と育成を行う。



【安全・安心な暮らしについて】

- ◆ 障害のある人も参加できる地域での避難訓練の実施。
- ◆ 要支援者名簿があるので、福祉避難所の開設を希望者に通知できると良い。
- ◆ 防犯について、支援されることに慣れた障害者は人を疑うことをしない。だまされたり、奪われたりすることに対する防衛方法がない。

【差別の解消・権利擁護について】

- ◆ 障害のある人も関係ある法律についてはきちんと勉強する必要がある。だから自学、また、法律に対する理解しやすい説明会が必要。
- ◆ 市民の障害理解を推進するためにも、まずは市職員の障害理解研修などを進め、差別解消に向けた具体的取り組みを進めてはどうか。
- ◆ 幼少期から障害のある子もない子も、ともに過ごすことができる機会の創出。
- ◆ 合理的な配慮については本人や家族、専門家の意見を聞いた施策が必要。公的な行為ができるようにしてもらいたい。

【障害福祉サービスについて】

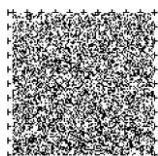
- ◆ 全体的に足りていない。利用できるサービスや施設を増やして欲しい。市内の施設が少ない。特に障害児が卒業後に通えるところ。
- ◆ 一人暮らし、グループホーム、入所施設など、住みたい場所で暮らせるようにする。
- ◆ 年を取ったり、障害が重くなるなど、環境や状況が変わっても対応できる町づくり
- ◆ 通所先は社会参加できる数少ない場所で、そこでの理解ある対応は当事者の安心や自己肯定感を育むことのできる大切な場所。職員は障害の症状の違いなど個人差はあるが理解に繋がる知識の習得学習を重ねてもらいたい。

【相談・情報提供について】

- ◆ 市の窓口相談は日時に制限があり、出向くのが難しいので簡単に質疑応答できるようにして欲しい。月に一回は土日も受付してくれるとありがたい。
- ◆ 障害のことだけではなく、障害者団体などの情報も周知してもらいたい。
- ◆ 色々な審査が必要なのも大事だと思うのですが、手続きなどが多く、相談やサービスの利用や参加までの時間・手続きを短縮・簡素化して欲しい。

【医療・保健について】

- ◆ 医師や看護師に、障害のことをよく知ってもらい、安心して治療を受けられるようにする。
- ◆ 健康診断など、成人の通知が少ない。持病のある人は病院とつながっているが、健康で日常的に投薬等を必要としない障害者は新しく病院にかかるのは大変難しい。
- ◆ 小児科や小児の発達外来が少ないのもっと増やして欲しい。
 - ◆ 乳幼児期ばかりではなく、思春期にも焦点をあてた思春期にあらわれる精神疾患等に関する支援の配慮事項など、学習する機会を設けてほしい。



【教育・保育・療育について】

- ◆ 年齢が若い内から障害等の有無に関係無く助け合いや周りに目を向けた教育方針。
- ◆ 国連の障害者権利条約の勧告に基づいてインクルーシブ教育の推進に努める。
- ◆ 保育・就学前教育、療育について早期のアプローチが成長に影響する。
- ◆ 幼保から小中までつながっているようだが、その先はまだないと思われる。

【雇用・就労について】

- ◆ 制度は充実し、雇用する企業も増えてきているが、希望するすべての人が就労できていない。当人の性質や体調などについて考慮して決められるほどの余裕がないのが現状。
- ◆ 市独自の福祉的就労場の充実及び企業を対象にした障害者受け入れ支援の充実。
- ◆ 一般就労している障害者の交流の場を作ること。
- ◆ 医師からの正しい診断、本人や家族への周知、就労の準備などの専門職による就労時・継続時のサポート等、が流れとして繋がりのある支援が整備されてほしい。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

- ◆ 障害のある子どもが運動のできる場が本当に少ない。
- ◆ 医療的ケア児および重心児が継続して参加できる場所づくり
- ◆ 生涯学習、文化・スポーツ活動に参加することが難しい。移動支援を使うことが難しい。
- ◆ 本人が楽しく学べる環境が必要。学校や施設だけが学ぶ場ではなく、好きなことを親が教えるのではなく、教室に行く、同好の者が多くいる環境に入れることも重要。

【地域生活支援拠点等の整備について】

- ◆ 相談について、可能であれば家庭訪問も有りがちと思われる。
- ◆ 障害特性ではなく、個人の特性をみていくことが必要。
- ◆ 相談支援というより、当事者同士でのピアカウンセリングを出来る環境が欲しい。

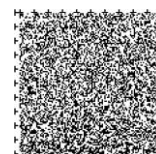
(2) 今後の活動方針について

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

- ◆ 災害に備えた関係づくり
- ◆ 親なき後の生活を確保する居住の確立を考えたい。障害者の親も子どもが独立した後の自由な老後がなければいけないと思う。
- ◆ 障害を持った様々な方を含めた交流会やイベントができれば。

【前述の活動を進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

- ◆ 情報提供、情報収集、情報発信力を高めて欲しい。
- ◆ 国連の障害者権利条約についての理解啓発の協力、市政や各協議会への障害当事者の積極的な登用・参加。
- ◆ 活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけ。
- ◆ 地域住民が障害を理解し、皆で考えていく。



第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価

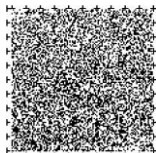
本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、進捗状況の評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

1 評価方法と基準

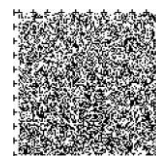
評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

2 評価結果

事業	所管・担当課	進捗評価 (5段階)
基本目標1 共生のまちづくりの推進		
1-1 啓発・広報活動の充実		
1 市民への啓発活動	障害者地域支援室 社会福祉協議会	B
2 広報紙の活用	障害福祉課	B
3 ホームページの活用	広報戦略課 障害福祉課	B
4 障害者週間を通じた啓発・広報活動	障害者地域支援室	B
5 在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発	国際都市推進課	B
6 男女共同参画意識の啓発	男女共同参画室	B
1-2 地域づくり		
7 つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画	障害福祉課	A
8 障害者自立支援協議会	障害者地域支援室	B
9 つくば子育てサポートサービス事業	子ども政策課 社会福祉協議会	B
10 生活支援体制整備事業	地域包括支援課	A
11 地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会	B
12 さわやかサービス事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B
1-3 福祉教育の推進		
13 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	学び推進課 特別支援教育推進室	B
14 福祉移動教室	社会福祉協議会	B
1-4 ボランティア活動の促進		
15 ボランティア活動基盤整備事業	社会福祉協議会	B
16 ボランティア育成・支援・研修事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B
17 ボランティアネットワーク支援事業	社会福祉協議会	B
18 ボランティアセンター広報事業	社会福祉協議会	B
19 ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会	B
20 各種奉仕員養成講座の開催	障害者地域支援室	B
21 介護支援ボランティア事業	地域包括支援課 社会福祉協議会	D



事業	所管・担当課	進捗評価 (5段階)
基本目標2 生活環境の整備推進		
2-1 住宅政策の推進		
22 つくば市市営住宅長寿命化計画	住宅政策課	B
23 重度障害者住宅リフォーム補助事業	障害福祉課	B
24 つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	住宅政策課	B
25 住居確保給付	社会福祉課	B
26 グループホームの利用促進	障害福祉課	B
2-2 都市施設・道路の整備		
27 施設環境の整備	障害者地域支援室	B
	建築指導課	B
28 道路の修繕・改修	道路管理課	B
2-3 交通手段の確保		
29 福祉有償運送事業	高齢福祉課	B
	障害者地域支援室	B
30 コミュニティバス・デマンド型交通運行業務	総合交通政策課	A
31 ノンステップバス導入促進事業	総合交通政策課	A
32 障害者運賃割引制度	総合交通政策課	A
33 福祉タクシー制度の充実	障害者地域支援室	B
34 障害者の運転免許取得・自動車改造の助成	障害者地域支援室	B
基本目標3 安全・安心な暮らしの確保		
3-1 防犯・防災体制の充実		
35 防犯・防災に関する啓発・広報	防犯交通安全課	B
	危機管理課	A
36 地域見守りネットワーク事業	社会福祉課	B
	社会福祉協議会	B
37 避難行動要支援者への支援	社会福祉課	B
38 福祉避難所の受入れ体制の構築	社会福祉課	B
39 障害特性に応じた災害時支援	障害福祉課	B
40 医療的ケアが必要な人への災害対応の支援	障害福祉課	A
41 防災訓練プログラムの導入	社会福祉協議会	C
42 福祉移動教室メニューの追加	社会福祉協議会	B
3-2 消費者被害等の未然防止		
43 消費者被害等の未然防止	消費生活センター	B
44 消費者トラブルの相談	消費生活センター	B
基本目標4 権利擁護の充実		
4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実		
45 成年後見制度利用支援事業	障害者地域支援室	B
	地域包括支援課	B
46 成年後見制度推進事業	社会福祉協議会	B
	障害者地域支援室	B
47 日常生活自立支援事業	地域包括支援課	B
	社会福祉協議会	B
4-2 障害者虐待防止のための体制の整備		
48 障害者虐待防止事業	障害者地域支援室	B
4-3 差別の禁止		
49 障害者差別解消法の主旨の普及啓発	障害者地域支援室	B
	人事課	B
50 合理的配慮支援事業	障害者地域支援室	B
基本目標5 地域生活の充実		
5-1 日常生活支援の充実		
51 障害福祉サービス提供体制の充実	障害福祉課	B
52 地域生活支援事業の充実	障害福祉課	A
53 福祉支援センターの充実	障害者地域支援室	B
54 短期入所事業等への参入の促進	障害福祉課	B
55 グループホーム事業の充実と利用促進	障害福祉課	B
56 施設情報の提供	障害福祉課	B
57 日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進	障害福祉課	B
58 車いす貸し出し事業	障害福祉課	B
	社会福祉協議会	B
59 宅配食事サービス事業	高齢福祉課	B
60 難病患者への支援	障害福祉課	B
61 障害基礎年金・各種手当等	医療年金課	B
	障害福祉課	B
62 水道料金の減免	上下水道業務課	B

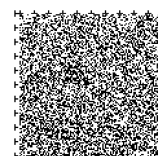


事業	所管・担当課	進捗評価 (5段階)
5-2 保健・医療・福祉・教育の連携		
63 全庁的な連携体制の強化	障害福祉課	B
64 福祉に関する職員研修の計画的実施	人事課	B
65 発達相談	障害福祉課	B
66 のびのび子育て教室	健康増進課	B
67 高次脳機能障害への支援の充実	障害者地域支援室	B
68 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業	障害者地域支援室	C
69 医療的ケア児等の相談支援	障害福祉課	A
5-3 相談体制の整備		
70 障害福祉制度についての相談対応の充実	障害者地域支援室	B
71 女性のための相談室運営事業	男女共同参画室	B
72 家庭児童相談業務の充実	こども未来課	B
73 発達相談	障害福祉課	B
	健康増進課	B
74 こころの健康相談事業	健康増進課	B
5-4 総合拠点・地域拠点の整備		
75 地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課	B
76 相談対応部署間の連携強化	地域包括支援課 障害者地域支援室	B B
77 児童発達支援センターの整備	障害福祉課	B
5-5 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化		
78 コミュニケーション支援サービスの充実	障害者地域支援室	B
79 障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供	障害福祉課	B
80 視覚障害者等の読書環境整備	中央図書館	B
81 聴覚障害者等の緊急通報	消防指令課	B
82 市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	障害者地域支援室	B
基本目標6 保健・医療体制の充実		
6-1 健康づくりの支援		
83 健康管理システムの活用	健康増進課	B
84 健康体操教室	健康増進課	C
	健康増進課	B
85 特定健康診査等	国民健康保険課 医療年金課	B B
6-2 早期発見体制の充実		
86 あかちゃん訪問(乳児全戸訪問事業)	健康増進課	B
87 1歳6か月健康診査	健康増進課	B
88 3歳健康診査	健康増進課	B
89 すこやか健康相談	健康増進課	B
90 出前健康講座	健康増進課	B
6-3 精神医療体制の充実		
91 市長同意による医療保護入院事務	健康増進課	B
92 連携による在宅支援体制の充実	障害福祉課	B
6-4 保健・医療体制の整備		
93 健康増進計画推進事業	健康増進課	B
94 医療福祉費支給制度	医療年金課	B
95 障害児受入れ医療機関等への支援	障害福祉課	C
96 感染症対策事業	感染症対策室	B
基本目標7 教育・療育の充実		
7-1 障害児への支援		
97 障害児の総合的な支援体制の整備	障害福祉課	B
98 おもちゃライブラリー事業	社会福祉協議会	B
99 障害のある保護者への配慮	幼児保育課	B
100 ペアレントトレーニング・ペアレントメンター	障害福祉課	B
101 障害児の保育所の受入れ態勢の整備	幼児保育課	B
102 療育の質向上のための関係福祉施設の連携の強化	障害福祉課	B
103 障害児に配慮した施設の整備	教育施設課	B
104 障害幼児教育の充実	特別支援教育推進室	B
105 障害児支援体制の整備	障害福祉課	A
106 障害児相談支援事業	障害福祉課	B
107 医療的ケア児の支援体制の整備	障害福祉課	A

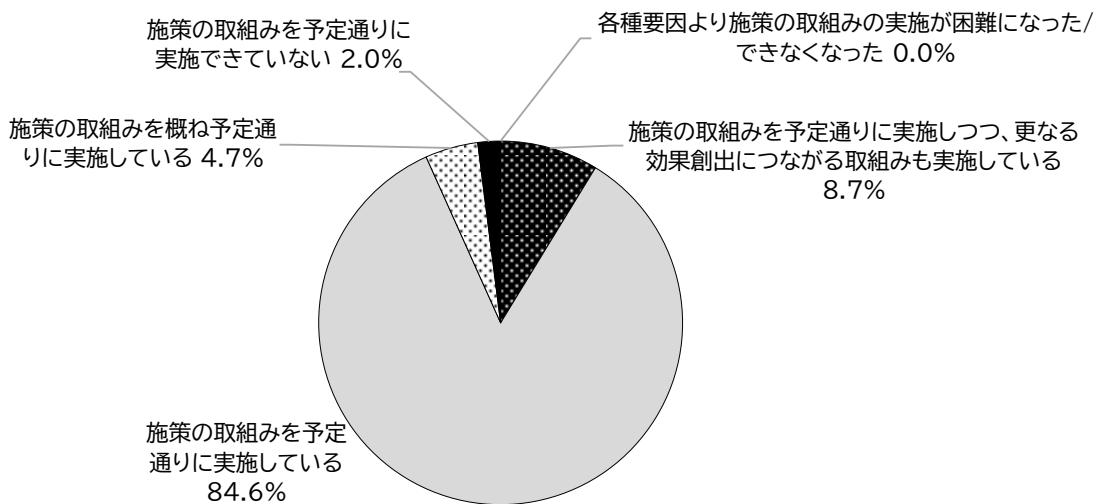


事業	所管・担当課	進捗評価 (5段階)
7-2 学校教育の充実		
108 福祉教育や特別支援学校との交流学習の実施	学び推進課	B
109 放課後児童健全育成事業の整備	こども育成課	B
110 全教職員で取り組む特別支援教育の充実	特別支援教育推進室	B
111 特別支援学級の指導の充実	特別支援教育推進室	B
112 障害のある児童生徒の教育の充実	特別支援教育推進室	B
113 教職員の資質の向上	特別支援教育推進室	B
7-3 生涯学習の推進		
114 生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業	生涯学習推進課	D
115 高齢者・障害者のためのパソコン相談	社会福祉協議会	B
基本目標8 就労に向けた支援		
8-1 就労機会の拡充		
116 就労系福祉サービスの充実	障害福祉課	A
117 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化	障害者地域支援室	B
118 就労面接会の実施	障害者地域支援室	B
8-2 就労の場の確保		
119 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進	障害者地域支援室	B
120 福祉施設等の物品販売の充実	障害者地域支援室	B
基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実		
9-1 社会活動への参加と交流の促進		
121 社会参加への支援	障害者地域支援室	C
122 チャレンジアートフェスティバルの実施	障害者地域支援室	B
	社会福祉協議会	B
123 おひさまサンサン生き生きまつりの実施	障害者地域支援室	C
	高齢福祉課	D
124 障害者スポーツの推進	障害者地域支援室	B
	スポーツ振興課	A
125 みんなでDOスポーツ	社会福祉協議会	B
126 障害児運動教室	障害者地域支援室	B

	取組数	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	E (0点)	点数	平均
基本目標1								
共生のまちづくりの推進	28	2	24	1	1	0	83	2.96
基本目標2								
生活環境の整備推進	15	3	12	0	0	0	48	3.20
基本目標3								
安全・安心な暮らしの確保	11	2	8	1	0	0	34	3.09
基本目標4								
権利擁護の充実	10	0	10	0	0	0	30	3.00
基本目標5								
地域生活の充実	36	2	33	1	0	0	109	3.03
基本目標6								
保健・医療体制の充実	16	0	14	2	0	0	46	2.88
基本目標7								
教育・療育の充実	19	2	16	0	1	0	57	3.00
基本目標8								
就労に向けた支援	5	1	4	0	0	0	16	3.20
基本目標9								
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	9	1	5	2	1	0	24	2.67
全体	149	13	126	7	3	0	447	3.00



第3次つくば市障害者計画の取組みについて、進捗状況をA～Eの5段階で評価したところ、126の取組みのうち、B(施策の取組みを予定通りに実施している)が84.6%で最も多く、次いでA(施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している)が8.7%、C(施策の取組みを概ね予定通りに実施している)が4.7%、D(施策の取組みを予定通り実施できていない)が2.0%、E(各種要因により施策の実施が困難になった/できなくなった)が0.0%となっています。



3 評価まとめ

障害のある人・ない人全ての市民が安心して自立した生活を送ることができる共生社会を目指すために掲げた第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和5年度(2023年度)までの進捗では、全体の9割以上の事業において3点(予定通りに実施している)を上回っています。

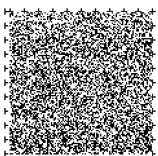
しかしながら、基本目標でみると、基本目標1「共生のまちづくりの推進」(2.96点)、基本目標6「保健・医療体制の充実」(2.88点)、基本目標9「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実」(2.67点)が3点(予定通りに実施している)を下回っています。これらは新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント開催の中止や活動自粛などの影響により、障害者の社会参加の場が減少したことが、一つの要因であると考えられます。

障害者が社会の場でさらに活動するための施策に、より一層取り組んでいく必要があります。

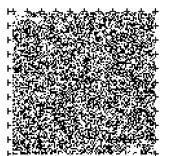
なお、各事業についての詳細な評価については、つくば市ホームページにPDFを掲載しております。以下のURLまたはQRコードから確認することができますので、御活用ください。

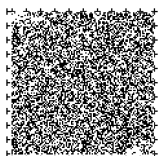


<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/59/R5plansinchoku.pdf>



各論 1
第3次つくば市障害者計画





第1章 計画の基本的な考え方

本市の現状や障害者や関連団体の意向等を踏まえ、基本目標を以下の通り設定しました。

第1節 基本目標

目標1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。

目標2 生活環境の整備促進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害者や高齢者などの意見を耳を傾け、同じ目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

目標3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害に対する防災体制や詐欺などの犯罪に対する防犯体制の充実を図り、障害者や高齢者をはじめとする全ての市民の安全で安心な暮らしの確保を図ります。

目標4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

判断能力が十分でない人の権利を保護するために、また、障害者への虐待や、障害者が不快な思いをするようなことをなくすために、成年後見制度の利用促進や、虐待防止のための体制強化、差別解消など、障害者の人権を守るため啓発活動を充実させます。

目標5 地域生活の充実 ～地域で自立した生活を支えるために～

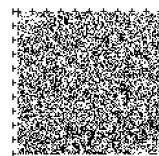
障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、日常生活を支援する様々な福祉サービスの充実や相談体制の更なる強化、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

目標6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

目標7 教育・療育の充実 ～障害児を安心して育てるために～

教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支え、応援していきます。

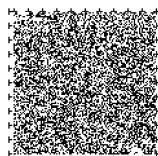


目標8 就労に向けた支援 ～生きがいのある生活を送るために～

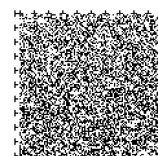
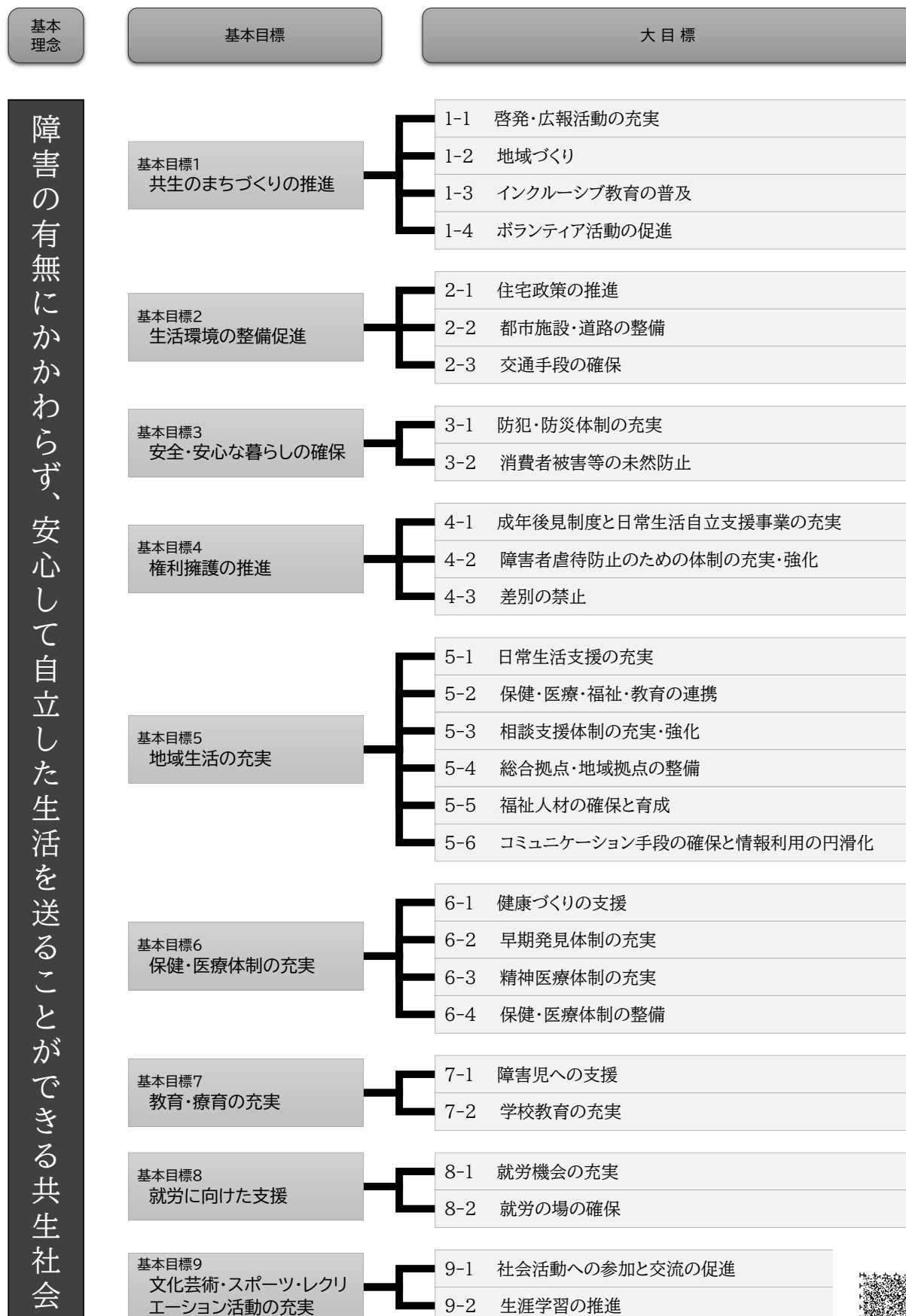
障害者が自立のための経済的基盤を確立し、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力とともに本人の希望に沿った働きがいのある就労や生きがいのある生活を送ることができるよう支援を行います。

目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習に、障害者が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。



第2節 計画の体系



第2章 施策の展開

基本目標1 共生のまちづくりの推進

「障害者福祉に関するアンケート調査」では、嫌な思いをしたり差別を感じるということについて、「いつも感じる」または「たまに感じる」との回答が、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者で半数を超えています。

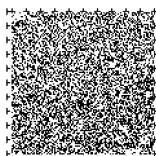
健康な生活を送ってきた方でも、高齢化や傷病、精神的な負荷などによって日常生活や社会生活に制約を受ける状態となり、これは障害者基本法による「障害者」の定義と重なります。

障害を特別なものと捉えることなく、障害のある人もない人も、子どもからお年寄りまで、様々な人が様々に繋がり、ともに生きることがあたりまえの共生のまちをつくることは全ての人にとって重要です。

障害についての理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進し、障害者が感じる差別が解消されるよう努めるとともに、地域の中で人と人とが繋がる仕組みや地域を支えるボランティア活動の促進を図ります。

1-1 啓発・広報活動の充実

事業概要	担当課
1 市民への啓発活動 障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室 社会福祉協議会
2 市広報紙の活用 市広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	障害福祉課
3 ホームページの活用 市ホームページ及び市公式 SNS 等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	広報戦略課 障害福祉課
4 障害者週間を通じた啓発・広報活動 障害者週間(12月3日～9日)を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室

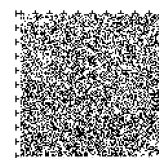


1-2 地域づくり

事業概要	担当課
5 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画 つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形での施策への反映に努めます。	障害福祉課
6 障害者自立支援協議会 地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者地域支援室
7 つくば子育てサポートサービス事業 子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	こども政策課 社会福祉協議会
8 生活支援体制整備事業 地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っていきます。	地域包括支援課 社会福祉協議会
9 地域見守りネットワーク事業 地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要があるため、その地域に適した相談役を見つけ、設置に向けて積極的に働きかけ、見守りが必要な方に対し、地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めていきます。 社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。	社会福祉協議会
10 さわやかサービス事業 さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会

1-3 インクルーシブ教育の普及(インクルーシブ教育⇒障害の有無に関わらず、すべての子どもが、同じ場でともに学ぶこと)

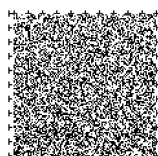
事業概要	担当課
11 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流を通して、障害児に対する理解を深めます。	学び推進課 特別支援教育推進室
12 福祉体験教室 手話や点字、車いす体験など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。	社会福祉協議会



<p>13 福祉教育や特別支援学校との交流学習の実施 つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習を実施していきます。</p>	<p>学び推進課</p>
<p>14 障害のある児童生徒の教育の充実 学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。</p>	<p>特別支援教育推進室</p>

1-4 ボランティア活動の促進

事業概要	担当課
<p>15 ボランティア活動基盤整備事業 ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の受付や福祉機材の整備・貸出しを行います。また、ボランティア・市民活動を支援する団体助成事業を実施していきます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>16 ボランティアの育成・支援・研修事業 小中学生や青少年に対し、体験等を通して福祉やボランティアへの興味や関心につながる機会を提供します。 ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めます。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>17 ボランティアネットワーク支援事業 ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>18 ボランティアセンター広報事業 ホームページや「つくばボランティアセンターNEWS」等でボランティア活動にかかわる情報を発信していきます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>19 ボランティアセンター運営事業 ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>20 各種奉仕員養成講座の開催 視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座(手話・要約筆記・点訳・音訳)を開催します。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>21 介護支援ボランティア事業 介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通じた介護予防を推進します。</p>	<p>地域包括支援課 社会福祉協議会</p>
<p>22 傾聴ボランティア事業『おうち de 交流』 ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの社会交流の場の提供として、市の養成講座を受けた傾聴ボランティアがご自宅に伺います。</p>	<p>地域包括支援課</p>



基本目標2 生活環境の整備推進

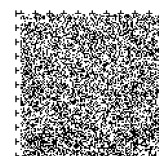
障害者が、地域の中で気兼ねなく安心して暮らしていくためには、住まいの中での移動や道路・施設・交通機関などにおいて、障害者が困難に感じるもの(バリア)を最大限無くす(フリー)環境の整備を障害者の視点で取り組むことが重要です。

「障害者福祉に関するアンケート調査」では、外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便(道路、トイレ、エレベーターなど)」が、障害の種類問わず比較的多い回答となっています。また、外出先にあると便利なものについては、「障害者専用駐車場」、「洋式トイレ」、「多目的トイレ」、「スロープ」、「トイレの手すり」など、多岐にわたっています。

それらの望みに応えるため、住宅や施設・道路の整備、交通手段の充実を図るなどして、障害者が安全で利用しやすい環境づくりに取り組みます。

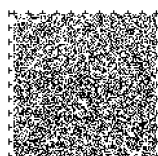
2-1 住宅政策の推進

事業概要	担当課
23 つくば市市営住宅長寿命化計画 市営住宅の長寿命化のための大規模改修工事では、バリアフリー等に配慮した仕様での改修を促進します。また、建て替えについては、構造や間取り等に関しても障害者や高齢者世帯に配慮した居住水準・仕様での整備を推進します。	住宅政策課
24 重度障害者住宅リフォーム補助事業 重度障害者に対し、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度の周知を行い、専門職(理学療法士、作業療法士)と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。	障害福祉課
25 つくば市民間賃貸住宅情報提供事業 障害者や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供し、市内における安定した居住の確保を図ります。	住宅政策課
26 住宅確保給付 離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方(または失う恐れの高い方)に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
27 グループホームの利用促進 新規参入事業所の迅速な情報収集に努め、事業者情報を的確に把握し、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課



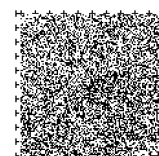
2-2 都市施設・道路の整備

事業概要	担当課
<p>28 施設環境の整備</p> <p>茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事をしようとする者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、全ての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。</p>	<p>障害者地域支援室 建築指導課</p>
<p>29 道路の修繕・改修</p> <p>路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。</p>	<p>道路管理課</p>
<p>30 バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進</p> <p>つくば市バリアフリーマスタープランに掲げる基本理念・基本方針に則した各取組みを進めることで、市内のバリアフリー化を着実に推進していきます。</p>	<p>企画経営課</p>
<p>31 市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進</p> <p>市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。</p>	<p>公共施設マネジメント 推進室</p>



2-3 交通手段の確保

事業概要	担当課
32 福祉有償運送事業 福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	高齢福祉課 障害者地域支援室
33 コミュニティバス・デマンド型交通運行業務 公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやデマンド型交通を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。	総合交通政策課
34 ノンステップバス導入促進事業 移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくばスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。	総合交通政策課
35 障害者運賃割引制度 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者(1名)を対象に、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引(半額)を行います。	総合交通政策課
36 福祉タクシー制度の充実 障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者地域支援室
37 交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成 障害者の社会参加の促進を図るため、交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成事業に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者地域支援室
38 障害者の運転免許取得・自動車改造の助成 障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を実施して、交通手段の確保を支援します。	障害者地域支援室



基本目標3 安全・安心な暮らしの確保

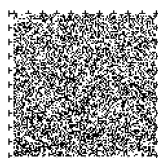
「障害者福祉に関するアンケート調査」では、災害時に一人で避難できないという回答が、知的障害で65.6%、発達障害で49.5%、高次脳機能障害で48.3%と多く、災害時に困ることについては「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多く挙げられていますが、障害の種類によって異なる点が見られるため、障害者それぞれの特性に対応した避難所や避難設備の整備が求められています。

また、家族が不在の場合や一人暮らしで近所に助けてくれる人がいないとの回答が知的障害、精神障害、発達障害で半数を超えています。

障害者が安心できる防災体制の構築と充実を進めるとともに、金銭管理に介助が必要であるなど判断能力が十分でない人が被害を受けやすい消費者被害等の未然防止に努めます。

3-1 防犯・防災体制の充実

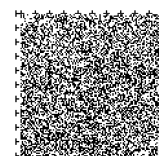
事業概要	担当課
39 防犯・防災に関する啓発・広報 市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課 危機管理課
40 地域見守りネットワーク事業 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	社会福祉協議会
41 避難行動要支援者への支援 避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者本人の同意により平常時から避難支援関係者に提供するとともに、個別避難計画の作成により、災害時における地域の支援を推進します。	社会福祉課
42 福祉避難所の受入れ体制の構築 指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と高齢者、障害者などの中でも特に配慮が必要な方の受入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入れ体制を構築します。	社会福祉課
43 障害特性に応じた災害時支援 障害者が普段から自助の力を高めるとともに、支援をする人にも特性や困りごとの理解や適切な対応方法などを理解してもらうよう、障害者と支援を行う人のための防災ガイドブックの周知に努めます。	障害福祉課



<p>44 医療的ケアが必要な人への災害対応の支援 日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な人に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるため作成したガイドブックの周知に努めます。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>45 防災訓練プログラムの導入 地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>46 福祉体験教室 従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

3-2 消費者被害等の未然防止

事業概要	担当課
<p>47 消費者被害等の未然防止 市民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるようにするため、消費者教育を推進し、注意喚起情報の提供に努めます。</p>	<p>消費生活センター</p>
<p>48 消費者トラブルの相談 消費者トラブルに遭ってしまった場合の相談業務の充実とともに、普及啓発に努めます。</p>	<p>消費生活センター</p>



基本目標4 権利擁護の推進

個人が人としての尊厳を持って生きていくためには、人権をはじめとする様々な権利が保護されなければなりません。

判断能力が十分でない人の財産などの権利を守るために成年後見制度がありますが、「障害者福祉に関するアンケート調査」では、この制度をよく知っている人は1割未満で半数は制度の概要も知らない状況です。また、「障害者福祉に関するアンケート調査」で、障害があることでいやな思いをしたり、差別を感じているとの回答は4割を超えており、その多くは外出先で感じています。

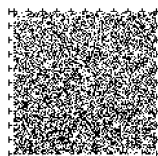
自立した日常生活を送るために制度を必要とする人が、必要な時に活用できるよう制度の利用支援を行うとともに、障害者の虐待防止、差別解消につながる啓発や、虐待や差別への迅速な対応に努めます。

4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

事業概要	担当課
49 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	障害者地域支援室 地域包括支援課
50 成年後見制度推進事業 法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する人の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	社会福祉課 障害者地域支援室 地域包括支援課
51 日常生活自立支援事業 認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、書類等の預かり等を実施します。	社会福祉協議会

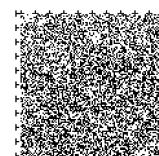
4-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化

事業概要	担当課
52 障害者虐待防止事業 「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間365日体制で、障害者への虐待に関する通報の受理、障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うほか、障害者への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者地域支援室



4-3 差別の禁止

事業概要	担当課
53 障害者差別解消法の主旨の普及啓発 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、市のホームページ等にて普及啓発に取り組みます。	障害者地域支援室 人事課
54 合理的配慮支援事業 障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	障害者地域支援室
55 選挙等における配慮の充実 選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行います。	選挙管理委員会 事務局

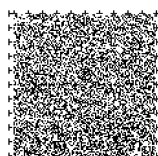


基本目標5 地域生活の充実

障害者への福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と、市町村や都道府県で実施する地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児に対するサービスで構成されています。障害者の意思を尊重し、自分らしい生活を送るために必要なサービスの提供体制を充実させるとともに、障害福祉サービスに関する情報を、障害特性に対応した様々な方法で提供できるよう取り組みます。また、障害者が地域の中で充実した生活が出来るよう相談体制の強化や支援拠点の整備、保健・医療・福祉・教育の更なるネットワークの構築を図ります。

5-1 日常生活支援の充実

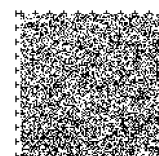
事業概要	担当課
56 障害福祉サービス提供体制の充実 相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障害者の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。	障害福祉課
57 地域生活支援事業の充実 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課
58 福祉支援センターの充実 福祉支援センターにおいて、障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	障害者地域支援室
59 短期入所事業等への参入の促進 既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害児等に対する短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業者に対しても短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	障害福祉課
60 グループホーム事業の充実と利用促進 共同生活援助(グループホーム)の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。	障害福祉課
61 施設情報の提供 利用者一人ひとりに合った福祉サービスの利用を目指し、事業所ガイドブックを作成・更新して、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業などの情報を利用者に迅速に提供していきます。	障害福祉課
62 日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進 各種障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。	障害福祉課



<p>63 車いす貸し出し事業 車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない人に対して、車いすが利用できるよう貸し出しを行います。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>64 宅配食事サービス事業 配食サービスを活用しながら、心身の障害等の理由で調理や買物が困難な高齢者の安否確認や健康保持を図っていきます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>65 難病患者への支援 難病患者の支援については、保健所との連携を含め、関係機関と協力し進めていきます。また、手帳取得対象外の難病患者で制度に該当する方には、障害福祉サービスによる支援を行っていきます。経済的支援としては、難病患者福祉金を支給します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>66 障害基礎年金・各種手当等 障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。</p>	<p>医療年金課 障害福祉課</p>
<p>67 水道料金の減免 障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。</p>	<p>水道業務課</p>

5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

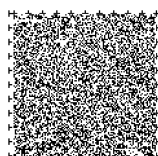
事業概要	担当課
<p>68 全庁的な連携体制の強化 障害福祉に携わる関係各課の連携を推進し連携体制の強化を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>69 福祉に関する職員研修の計画的実施 福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立って考え、行動する職員を目指します。</p>	<p>人事課</p>
<p>70 発達相談 障害福祉課の臨床心理士等を中心に、発達の気になる児童の保護者等から相談を受け、早期に適切な支援をしていくことにより、児童の発達を促し、保護者の育児を支援します。また、関係機関との連携を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>71 のびのび子育て教室 1歳6か月健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、必要時、個々に応じた社会資源(療育等)につなげていきます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>72 高次脳機能障害への支援の充実 高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。</p>	<p>障害者地域支援室</p>



<p>73 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業 関係機関と連携し、その人の心や身体の状態に合った最も相応しい在宅サービスの提供を行うため、関係者の連携による精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの充実に努めます。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>74 医療的ケア児の相談支援 医療的ケア児等が在宅生活を送る上で必要なサービスの紹介や相談を受け、関係機関につなぐことで、安心して生活できるよう支援していきます。</p>	<p>障害福祉課</p>

5-3 相談支援体制の充実・強化

事業概要	担当課
<p>75 障害福祉制度についての相談対応の充実 障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう体制を整備し、他部署とケース情報の共有を図ります。また、利用者の障害特性等を鑑みて、IT や ICT 技術を活用した相談対応について検討を進めていきます。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>76 女性のための相談室運営事業 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っていきます。 相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしていきます。</p>	<p>男女共同参画室</p>
<p>77 家庭児童相談業務の充実 要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、育児不安、虐待、発達、ヤングケアラー等の家庭児童相談業務を充実させます。</p>	<p>こども未来課</p>
<p>78 発達相談 発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に見つけて、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。</p>	<p>障害福祉課 健康増進課</p>
<p>79 こころの健康相談 「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>80 在住外国人への情報提供や相談窓口の周知強化 外国語広報紙の発行やホームページ等での情報発信のほか、障害のある外国人も言語に関わらず適切に相談することができるよう、外国人相談窓口の周知強化を図るとともに、担当課と連携を図りながら対応します。</p>	<p>国際都市推進課</p>



5-4 総合拠点・地域拠点の整備

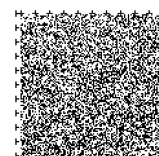
事業概要	担当課
81 地域生活支援拠点等の整備 障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めていきます。	障害福祉課
82 相談対応部署間の連携強化 障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	地域包括支援課 障害者地域支援室
83 児童発達支援センターの整備 発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課

5-5 福祉人材の確保と育成

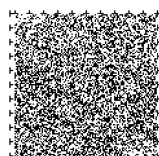
事業概要	担当課
84 つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金 つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課
85 つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金 つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課
86 事例検討や研修を通じた人材育成 福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所連絡会を開催し、研修や事例検討を実施するなど、人材育成に取り組みます。	障害福祉課

5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

事業概要	担当課
87 コミュニケーション支援サービスの充実 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた条例を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進します。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、庁舎配置の手話通訳者による遠隔手話サービス、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	障害者地域支援室



<p>88 障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供 障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>89 視覚障害者等の読書環境整備 小説などの録音資料(CD)、大きな活字の本、点訳ボランティアの活動により作成した点字絵本を備えていきます。</p>	<p>中央図書館</p>
<p>90 聴覚障害者等の緊急通報 119番 FAX と緊急通報システム NET119 は、聴覚や発話に障害があり、音声での緊急通報が困難な人を対象とした通報システムです。119 番 FAX 登録者に対しては、毎年通報訓練を実施、適正なシステム運用を図っています。申請受付・相談窓口を開設しており、聴覚や発話に障害がある人がスムーズに緊急通報できるよう、今後も市民への広報に努めていきます。</p>	<p>消防指令課</p>
<p>91 市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実 開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。 磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口を設置しています。 筆談ボードを障害福祉課窓口を設置し、筆談対応を行います。</p>	<p>障害者地域支援室</p>



基本目標6 保健・医療体制の充実

つくば市では、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向ですが、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病と精神障害の関係が指摘されており、若い年代から健康づくりに取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防することが重要です。また、健康診査等で疾病や障害を早期に発見し、重症化する前に治療することで、障害の軽減につながります。

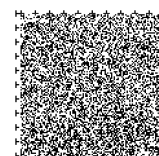
そのため、健康診査や健康づくりを支援するための各種活動や疾病や障害の早期発見のための体制の更なる充実、精神医療を含む保健・医療体制の整備に取り組めます。

6-1 健康づくりの支援

事業概要	担当課
92 健康管理システムの活用 新健康情報管理システムを導入し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課
93 健康体操教室 若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	健康増進課
94 成人健診事業 集団健診(特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診)及び医療機関健診など、健康保持の場を提供するとともに、障害者への健診案内や実施における配慮を行います。さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう特定保健指導や重症化予防を行います。	健康増進課 国民健康保険課 医療年金課

6-2 早期発見体制の充実

事業概要	担当課
95 あかちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) 新生児・乳児期に家庭を訪問することにより、異常を早期に発見し、適切な治療等に結びつけます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。	健康増進課
96 1歳6か月健康診査 専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の心身の発育や発達遅れの遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	健康増進課



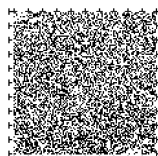
97 3歳健康診査 専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の発育や発達の違い、疾病等を早期に発見し必要に応じて発達相談や療育等のサービスにつなげます。また、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	健康増進課
98 すこやか健康相談 乳幼児を持つ保護者等を対象に、成長発達全般・生活習慣・栄養等の相談・助言及び情報提供を行います。不安を軽減し、安心して育児ができるよう努めることで乳幼児の健やかな成長を支援します。また、支援の必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供できるよう関係者・他課及び関係機関との連携を図っていきます。	健康増進課
99 出前健康講座(こども編) 乳幼児を持つ保護者や育児支援者に対し、子どもの健康や栄養指導、歯科指導等について出前講座を実施し、地域に根ざした育児支援を展開するとともに、子育ての不安軽減に努めます。	健康増進課

6-3 精神医療体制の充実

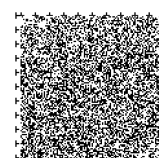
事業概要	担当課
100 市長同意による医療保護入院事務 医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	健康増進課
101 連携による在宅支援体制の充実 地域移行支援事業・地域定着支援事業の促進を図り精神障害者等の社会参加を促します。さらに地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。	障害福祉課

6-4 保健・医療体制の整備

事業概要	担当課
102 健康増進計画推進事業 健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第5期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて計画全体の評価をしていきます。	健康増進課
103 医療福祉費支給制度 医療福祉費支給制度(小児・重度心身障害者等)について、県及び市制度に基づき実施してまいります。また、制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討してまいります。	医療年金課



104 障害児受入れ医療機関等への支援 市内医療機関等に対し、医療ケアが必要な障害児に対する短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけ、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援していきます。	障害福祉課
105 感染症対策事業 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の各段階に応じた対策を実施します。また、感染症に関する情報・知識を啓発し、感染症の予防に努めます。	新型コロナウイルス対策室



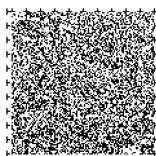
基本目標7 教育・療育の充実

令和5年度(2023年度)の小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級の児童生徒数は1,184人で、平成30年度(2018年度)と比べると1.75倍に増加しており、年々増加する児童生徒数に質・量ともに対応する教育の充実が重要です。「障害者福祉に関するアンケート調査」では、施設・学校・保育所等に通う時に困ることとして、「通うのに付き添いが必要」「課題や授業についていけない」「送迎を頼める人がいない(サービスがない)」が多く挙げられています。

障害のある児童生徒の増加とアンケートやヒアリングの要望を踏まえ、教育や療育の体制の更なる充実を図ります。

7-1 障害児への支援

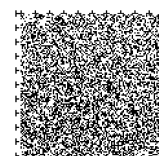
事業概要	担当課
106 障害児の総合的な支援体制の整備 障害児が、地域の中で適切な保育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
107 おもちゃライブラリー事業 「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。	社会福祉協議会
108 障害のある保護者への配慮 障害者が同居する低所得世帯等に対する認可保育所(園)の保育料適正化を図ります。	幼児保育課
109 ペアレントトレーニング・ペアレントメンター 発達の子になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレントトレーニングを行います。 発達障害のある子どもを持つ保護者に対し、同じような子育て経験のある立場から共感的なサポートや地域資源の情報提供を行う、ペアレントメンターの活動を支援します。	障害福祉課
110 障害児の保育所の受入れ体制の整備 公立保育所における加配保育士の配置や「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に沿った医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入体制の整備に努めます。 安全・安心な保育のため、各保育所の保育体制や環境等に十分配慮しながら、保護者、保育所の双方との調整に努めます。	幼児保育課
111 療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化 児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、訪問指導や研修会の開催等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。	障害福祉課



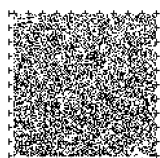
<p>112 障害児に配慮した施設の整備</p> <p>障害児の入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。</p>	教育施設課
<p>113 障害幼児教育の充実</p> <p>障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。</p> <p>障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。</p> <p>本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。</p>	特別支援教育推進室
<p>114 障害児支援体制の整備</p> <p>児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実に努めます。</p>	障害福祉課
<p>115 障害児相談支援事業</p> <p>障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。</p>	障害福祉課
<p>116 医療的ケア児の支援体制の整備</p> <p>医療的ケアの必要な障害児が、必要とする支援を円滑に受けられることができるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援を行う関係機関等との連絡・調整等を行い、連携を図ります。</p>	障害福祉課
<p>117 巡回発達相談</p> <p>保育所・保育園等を巡回し、発達の面で気になる子、関わりの難しさを抱えている子の関わり方について、保育士に助言を行います。</p>	こども未来課

7-2 学校教育の充実

事業概要	担当課
<p>118 放課後児童健全育成事業の整備</p> <p>放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。</p>	こども育成課
<p>119 全職員で取り組む特別支援教室の充実</p> <p>管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化や校内委員会等の計画的・継続的实施について、学校に助言を行います。</p> <p>通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームで一貫した支援ができるよう学校に助言を行います。</p>	特別支援教育推進室



<p>120 特別支援学級の指導の充実</p> <p>特別支援学級の障害種別に応じ、担当教員が専門性を持って適切な指導ができるよう、大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。</p>	<p>特別支援教育推進室</p>
<p>121 障害のある児童生徒の教育の充実（14の再掲）</p> <p>学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。</p> <p>県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。</p> <p>障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。</p>	<p>特別支援教育推進室</p>
<p>122 教職員の資質の向上</p> <p>小中学校・義務教育学校の教職員が「特別支援教育」や各障害特性を正しく理解し、適切な指導・支援ができるよう、研修の機会や対象者、内容を工夫して毎年度見直しを行い、研修会を実施します。</p>	<p>特別支援教育推進室</p>



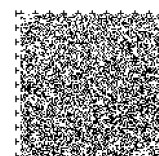
基本目標8 就労に向けた支援

障害者が地域の中で生活するためにも就労は非常に重要なことです。障害者の就労には企業や事業所の理解・協力が不可欠であり、「障害者福祉に関するアンケート調査」でも、障害者の就労に必要なこととして、「職場の上司や同僚の障害への理解」、「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多く挙げられています。

障害者の就労を促進するために、就労系福祉サービスへの事業者の参入促進や、公共職業安定所等の関係機関と連携した障害者就労支援等、就労の場や機会を増やす取組みを行います。

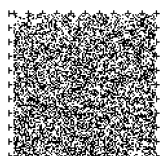
8-1 就労機会の充実

事業概要	担当課
123 就労系福祉サービスの充実 就労系福祉サービスへの事業者の参入を促し、障害者に対して就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援などの福祉サービスの利用を促進することで、障害者の就職と継続した就労を支援します。	障害福祉課
124 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化 障害者の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。 「障害者福祉ガイドブック」等を活用した就労にかかわる相談窓口の案内等を行います。 特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。	障害者地域支援室
125 就労面接会の実施 障害者の自立支援のため、就職の機会を増やすことを目的とした面接会を実施します。	障害者地域支援室
126 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に通勤や職場等における支援を確保し、重度障害者等の就労機会の拡大をサポートします。	障害福祉課
127 つくば市雇用促進交付金 障害者の雇用促進と障害者に対する事業者の理解促進を図るため、障害者である市民を新たに雇用した事業者に交付金を支給します。	産業振興課



8-2 就労の場の確保

事業概要	担当課
128 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達 の推進 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者地域支援室
129 福祉施設等の物品販売の充実 障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントのほか、庁舎内店舗での販売など、各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。	障害者地域支援室



基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

心豊かに充実した生活を実現するためには、文化芸術などの趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加することが重要です。

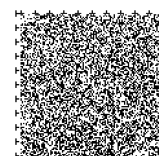
障害者がそうした活動に参加できるよう、障害者の文化芸術活動や交流活動、スポーツ活動の支援を引き続き行い、障害者の豊かな生活と市民の障害への理解を促進します。さらに障害者の健康維持・増進に取り組むとともに、障害者スポーツを支えるサポーターの養成も行います。

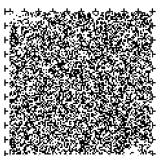
9-1 社会活動への参加と交流の促進

事業概要	担当課
130 社会参加への支援 障害者の社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。	障害者地域支援室
131 チャレンジアートフェスティバルの実施 障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害者地域支援室 社会福祉協議会
132 おひさまサンサン生き生きまつりの実施 障害者の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	障害者地域支援室 高齢福祉課
133 障害者のスポーツ活動の推進 障害者のスポーツ活動をサポートする人材の育成を目指し、必要な事業の実施に努めます。また、すべての市民の障害者スポーツに対する認知度や興味を高めていくことを目指し、県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、参加・体験型のスポーツイベントを実施して障害者の社会参画や交流を促進します。	障害者地域支援室 スポーツ振興課
134 みんなで DO スポーツ 障害児を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。	社会福祉協議会
135 障害児運動教室 情緒の安定等、精神的・身体的な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	障害者地域支援室

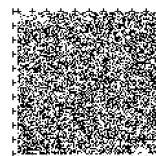
9-2 生涯学習の推進

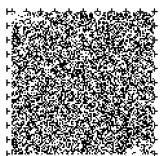
事業概要	担当課
136 障害者の生涯学習関連事業 生涯学習の情報提供を行います。 また、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を実施します。	生涯学習推進課
137 高齢者・障害者のためのパソコン相談 障害者等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市ホームページへのアクセス等を支援します。	社会福祉協議会





各論 2
第7期つくば市障害福祉計画
第3期つくば市障害児福祉計画





第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法

自立支援給付

■ 介護給付

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護
- ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活支援
- ・ 施設入所支援

■ 訓練等給付

- ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ・ 就労選択支援【新規】 ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援(A型、B型)
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助(グループホーム)
- ・ 自立生活援助

■ 相談支援

- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

■ 自立支援医療

- ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療

■ 補装具

- ・ 補装具費の支給

地域生活支援事業

■ 市町村(必須事業)

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

■ 市町村(任意事業)

- その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- ・ 日中一時支援事業
 - ・ 訪問入浴サービス事業
 - ・ 地域生活支援促進事業

■ 都道府県(必須事業)

- ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業
- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など

児童福祉法

障害児への福祉サービス

■ 障害児通所支援

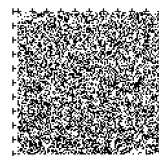
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

■ 障害児相談支援

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

■ 障害児入所支援※都道府県

- ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型)



第2章 福祉サービスの見込み量

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1) 居宅介護

障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数はほぼ横ばいですが、需要が高まっており、実利用者数、利用時間ともに計画値を上回っています。

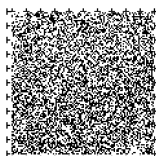
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	133	136	139
	利用時間(時間)	1,900	1,950	2,000	2,050
実績値	実利用者数(人)	123	144	162	159
	利用時間(時間)	1,935	2,301	2,378	2,708
利用率	実利用者数(%)	94.6	108.3	119.1	114.4
	利用時間(%)	101.8	118.0	118.9	132.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	180	190	200
	利用時間(時間)	2,900	3,100	3,300

障害者が自立した生活を送るため、また、地域で生活していくために必要なサービスであり、今後も需要が高まると予想されるため、年10人の増加と月200時間の増加を見込みます。



(2) 重度訪問介護

居宅内での生活全般に係る援助や、長時間の見守り支援を行うサービスです。

重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■ 前計画の実績

実利用者数の増加は緩やかですが、利用時間については急激に増加し、計画値を大きく上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	18	19	20
	利用時間(時間)	3,550	6,200	6,450	6,700
実績値	実利用者数(人)	18	20	22	21
	利用時間(時間)	6,176	6,550	7,604	7,781
利用率	実利用者数(%)	150.0	111.1	115.8	105.0
	利用時間(%)	174.0	105.6	117.9	116.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	24	26	28
	利用時間(時間)	9,000	9,600	10,200

長時間の見守りを必要とする障害者が地域で生活していくために必要なサービスであり、今後も需要が高まると予想されるため、年2人の増加と月600時間の増加を見込みます。

(3) 同行援護

視覚障害者が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■ 前計画の実績

実利用者数は、計画を下回った一方で、一人当たりの利用時間が計画値より長く、利用時間については計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	14	9	11	13
	利用時間(時間)	120	50	65	80
実績値	実利用者数(人)	7	8	9	11
	利用時間(時間)	40	56	79	109
利用率	実利用者数(%)	50.0	88.9	81.8	84.6
	利用時間(%)	33.3	112.0	121.5	136.3

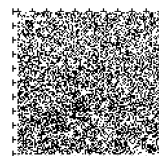
※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	13	15	17
	利用時間(時間)	135	160	185

視覚障害者が地域で生活していくうえで必要なサービスであり、徐々に利用者数が増えていくことが考えられます。

前計画をもとに、利用時間の増加幅を修正し、年2人の増加と、月25時間の増加を見込みます。



(4) 行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人が対象となります。

■ 前計画の実績

実利用者数は増加しませんでした。利用時間については、概ね計画値通りに緩やかに増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	1	2	2	2
	利用時間(時間)	10	20	25	30
実績値	実利用者数(人)	1	2	1	1
	利用時間(時間)	15	19	21	17
利用率	実利用者数(%)	100.0	100.0	50.0	50.0
	利用時間(%)	150.0	95.0	84.0	56.7

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	3
	利用時間(時間)	20	25	30

前計画の実績から、今後も利用者数の増加は緩やかであると考えられるため、2年に1人の増加と、月5時間の増加を見込みます。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、なおかつ居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の実績

全国的に事業所数が少なく、県内にも事業所がないため、実績はありませんでした。

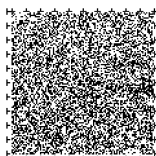
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	-	-	-	-
	利用時間(%)	-	-	-	-

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

計画期間中の新たな事業所の参入はないものと考えられ、利用もないと見込みます。



(6) 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

新型コロナウイルス感染症の影響で、実利用者数の増加は計画値より緩やかでしたが、令和4年度(2022年度)から5年度(2023年度)にかけて、利用日数は大きく増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	100	73	78	83
	利用日数(日)	800	500	525	550
実績値	実利用者数(人)	44	45	60	60
	利用日数(日)	361	349	491	548
利用率	実利用者数(%)	44.0	61.6	76.9	72.3
	利用日数(%)	45.1	69.8	93.5	99.6

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	70	80	90
	利用日数(日)	620	670	720

新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなり、利用者数は大きく増加していくものと思われるため、年10人の増加と、月50日の増加を見込みます。

(7) 療養介護

医療を必要とする障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■ 前計画の実績

令和3年度(2021年度)に利用者数が1人増加して以降は横ばいとなっています。

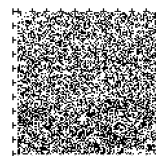
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11
	実利用者数(人)	11	12	11	12
利用率	実利用者数(%)	100.0	109.1	100.0	109.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	12	12

利用者が限定されているサービスであるため、このまま横ばいの状態が続くものと見込みます。



(8) 生活介護

常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人、または障害者支援施設に入所している区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人を対象に、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■ 前計画の実績

利用者数は概ね計画通り推移していますが、利用日数については計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	265	290	305	320
	利用日数(日)	5,000	5,300	5,500	5,700
実績値	実利用者数(人)	286	295	304	321
	利用日数(日)	5,413	5,618	5,680	6,081
利用率	実利用者数(%)	107.9	101.7	99.7	100.3
	利用日数(%)	108.3	106.0	103.3	106.7

◆ 今後の見込み

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	340	360	380
	利用日数(日)	6,350	6,600	6,850

地域生活への移行を推進していくにあたり、地域移行者の日中活動の場として、需要の増加が見込まれるため、年20人、月250日の増加を見込みます。

(9) 施設入所支援

施設で生活しながら、生活全般に係る援助や、社会生活を営むために必要な訓練を行うサービスです。生活介護を受けている障害区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■ 前計画の実績

地域生活へ移行する場合の支援者の確保が難しく、計画値通りには減少せず、ほぼ横ばいとなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	143	142	140	139
	実利用者数(人)	144	144	142	142
利用率	実利用者数(%)	100.7	101.4	101.4	102.2

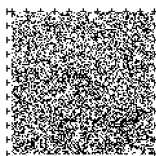
◆ 今後の見込み

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	139	137	134

国の基本指針では、令和4年度(2022年度)末の入所者数から令和8年度(2026年度)末までに5%

以上削減することを目標としているため、その値を計画値に設定しています。



2 訓練給付等

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等を訓練等給付と定めています。

(1) 自立訓練(機能訓練)

身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■ 前計画の実績

事業所数は横ばいですが、実利用者数・利用日数ともに減少傾向にあり、計画値を下回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	30	22	24	26
	利用日数(日)	240	190	210	230
実績値	実利用者数(人)	14	12	12	10
	利用日数(日)	140	87	67	67
利用率	実利用者数(%)	46.7	54.5	50.0	38.5
	利用日数(%)	58.3	45.8	31.9	29.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	13	14	15
	利用日数(日)	80	88	96

必要な人がサービスを受けることができるよう、制度の周知と事業所の維持に努め、年1人の利用者として、8日の利用日数の増加を見込みます。

(2) 自立訓練(生活訓練)

通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数は横ばいですが、実利用者数・利用日数ともに緩やかに減少しており、計画値をやや下回っています。

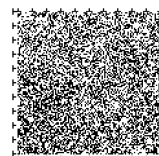
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	34	37	39	41
	利用日数(日)	540	690	730	770
実績値	実利用者数(人)	39	35	35	30
	利用日数(日)	681	577	558	535
利用率	実利用者数(%)	114.7	94.6	89.7	73.2
	利用日数(%)	126.1	83.6	76.4	69.5

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	36	38	40
	利用日数(日)	580	620	660

障害者の地域生活への移行を推進していくにあたり、日中活動の場として利用が増え、年2人の利用者数と、40日の利用日数の増加を見込みます。



(3) 就労選択支援【新規】

ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。

施行期日は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布の日(令和6年(2024年)4月1日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)		4	8
	利用日数(日)		40	80

※施行期日を令和7年(2025年)10月1日として計画値を設定

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■ 前計画の実績

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度(2021年度)は計画値を下回っていたものの、令和4年度(2022年度)に回復しており、実利用者数・利用日数は概ね計画値の通りとなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	90	77	82	87
	利用日数(日)	1,800	1,300	1,350	1,400
実績値	実利用者数(人)	63	64	79	78
	利用日数(日)	1,062	1,076	1,339	1,275
利用率	実利用者数(%)	70.0	83.1	96.3	89.7
	利用日数(%)	59.0	82.8	99.2	91.1

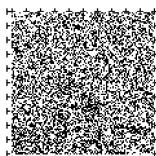
※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	90	100	110
	利用日数(日)	1,480	1,640	1,800

引き続き障害者の就労支援に注力していくにあたり、必要不可欠なサービスである一方、一般就労へ移行した段階で終了となるサービスであるため、利用者数・利用日数が

安定しない傾向があります。就労に向けた施策の推進による利用者増加が考えられるため、年10人の増加と、月160日の利用日数の増加を見込みます。



(5) 就労継続支援(A型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数の増加と、制度の周知により、実利用者数・利用日数ともに計画値を上回って増加し続けています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	80	65	66	67
	利用日数(日)	1,700	1,200	1,220	1,240
実績値	実利用者数(人)	67	86	105	116
	利用日数(日)	1,221	1,579	1,947	2,118
利用率	実利用者数(%)	83.8	132.3	159.1	173.1
	利用日数(%)	71.8	131.6	159.6	170.8

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	145	160
	利用日数(日)	2,400	2,700	3,000

障害者就労の需要が高まっているため、前計画の実績をもとに増加幅を上方修正し、年15人の増加と、月300日の増加を見込みます。

(6) 就労継続支援(B型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

社会参加の場としての需要のほか、就労移行支援の期間内に一般就労に移行できなかった場合の支援としての需要も高まっており、実利用者数・利用日数ともに、計画値を上回っています。

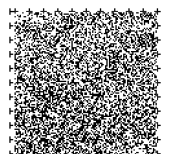
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	285	360	370	380
	利用日数(日)	5,500	6,000	6,150	6,300
実績値	実利用者数(人)	361	395	453	501
	利用日数(日)	6,093	6,708	7,607	8,521
利用率	実利用者数(%)	126.7	109.7	122.4	131.8
	利用日数(%)	110.8	111.8	123.7	135.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	530	560	590
	利用日数(日)	8,950	9,400	9,850

長期間利用できるサービスであり、障害者の就労支援や社会参加の場の充実が求められている中で、今後も安定して需要が高まっていくと考えられるため、年30人の増加と、月450日の増加を見込みます。



(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

障害者の就労の安定のために国から推進されているサービスですが、新型コロナウイルス感染症の影響で就労支援が停滞し、計画値を下回る推移となりました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	20	24	28
実績値	実利用者数(人)	15	20	19	16
利用率	実利用者数(%)	166.7	100.0	79.2	57.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	23	27	31

障害者の就労支援については今後も注力していくことになり、需要が高まっていくことが考えられるため、前回の計画と同様、年4人の増加を見込みます。

(8) 共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

障害者の需要も事業所数も増加しており、前計画値を上回る結果となりました。

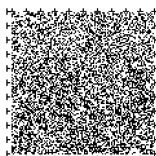
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	127	160	175	190
実績値	実利用者数(人)	156	173	212	234
利用率	実利用者数(%)	122.8	108.1	121.1	123.2

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	280	320	360

地域移行の要となる施設であり、今後も事業所の新規参入が想定されるため、年40人の増加を見込みます。



(9) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 前計画の実績

利用者が限られ、事業所数も少ないため、実績はほとんどありませんでした。なお、集計方法について、これまでは実績のある月のみをカウントして平均値を算出していましたが、毎月実績が発生するサービスではないため、当該月の決定者数をもとに集計しています。

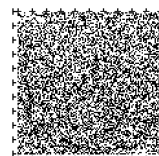
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)	0	0	1	2
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	50.0	100.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	4	6	8

地域生活への移行を進めていくにあたり重要なサービスであり、周知や事業への参入を促していきます。原則有効期間が1年間のサービスであり、利用者が限られることから、年2人の増加を見込みます。



3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の3つを相談支援と定めています。

(1) 計画相談支援

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの利用者数が全体的に増加しており、事業所数も増加しているため、計画値を上回って増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	990	1,100	1,150	1,200
実績値	実利用者数(人)	1,139	1,203	1,335	1,377
利用率	実利用者数(%)	115.1	109.4	116.1	114.8

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	1,500	1,600	1,700

前計画の実績から、今後も利用者数の増加が想定されるため、年100人の増加を見込みます。

(2) 地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために、重点的な支援を必要とする人に住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■ 前計画の実績

利用者が限られ、事業所数も少ないため、実績はほとんどありませんでした。なお、集計方法について、これまでは月平均値を算出していましたが、毎月実績が発生するサービスではないため、当該年度内で一度でも利用実績がある人数を集計しています。

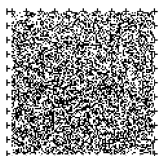
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	8	8	8	8
実績値	実利用者数(人)	0	0	2	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	3.8	25.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	9	9

地域生活への移行を進めていくにあたって必要なサービスであり、今後、事業への参入を促すとともに、相談支援事業所等への周知に努めます。



(3) 地域定着支援

地域における単身の障害者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■ 前計画の実績

利用者が限られ、事業所数も少ないため、実績はほとんどありませんでした。なお、算出方法について、これまでは実績のある月のみをカウントして月平均値を算出していましたが、毎月実績が発生するサービスではないため、当該月の決定者数をもとに月平均値を算出しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)	1	1	1	1
利用率	実利用者数(%)	50.0	50.0	50.0	50.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	3	5	7

地域生活への移行を進めていくにあたり重要なサービスであり、周知や事業への参入を促していきます。

原則有効期間が1年間のサービスであり、利用者の入れ替わりが激しいことから、爆発的な増加は考えにくいと見込みます。



第2節 障害児への福祉サービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等 訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1) 児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 前計画の実績

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)の推移は微増となっていますが、事業所の新設や制度の周知により、利用者数・利用日数ともに計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	230	300	330	360
	利用日数(日)	1,300	2,300	2,600	2,900
実績値	実利用者数(人)	344	403	450	419
	利用日数(日)	2,681	3,123	3,370	3,268
利用率	実利用者数(%)	149.6	134.3	136.4	116.4
	利用日数(%)	206.2	135.8	129.6	112.7

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	480	520	560
	利用日数(日)	3,700	4,020	4,340

障害児にとって重要なサービスであり、今後も利用者・利用日数ともに増加するものと考えられるため、年40人の利用者、月320日の利用日数の増加を見込みます。

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。

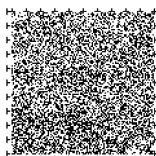
■ 前計画の実績

県内に事業所がないため、利用はありませんでした。医療行為を必要とする利用者は、医療機関においてリハビリや看護等を受けているほか、一部の重症心身障害児対応型の児童通所支援施設を利用しているのが現状です。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
	利用日数(日)	26	26	26	26
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

なお、児童福祉法の改正により令和6年度(2024年度)から児童発達支援に一元化されるため、今後の見込みは設定していません。



(3) 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■ 前計画の実績

利用者の需要が高く、事業所の新設数も多いため、実利用者数・利用日数ともに計画値を大きく上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	420	530	560	590
	利用日数(日)	5,460	6,890	7,280	7,670
実績値	実利用者数(人)	502	583	687	755
	利用日数(日)	5,827	6,475	7,402	8,282
利用率	実利用者数(%)	119.5	110.0	122.7	128.0
	利用日数(%)	106.7	94.0	101.7	108.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	820	900	980
	利用日数(日)	9,000	9,920	10,840

利用者の需要も事業所数も増加し続けており、今後も大幅に増加するものと考えられるため、年80人の利用者と、月920日の利用日数の増加を見込みます。

(4) 保育所等訪問支援

障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■ 前計画の実績

指定を受ける事業所の増加と、制度の周知が進んできたことにより、実利用者数・利用日数ともに計画値を非常に大きく上回っています。一方、利用者1人当たりの利用日数については、計画値を下回っています。

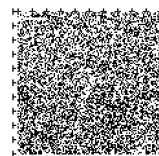
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	6	4	6	8
	利用日数(日)	12	8	12	16
実績値	実利用者数(人)	9	18	49	25
	利用日数(日)	12	21	61	29
利用率	実利用者数(%)	150.0	450.0	816.7	312.5
	利用日数(%)	100.0	262.5	508.3	181.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	40	60	80
	利用日数(日)	55	85	115

制度の周知は十分とは言えず、今後、さらなる周知に伴い、利用者数・利用日数ともに増加していくと考えられるため、利用者数は年20人の増加を、利用日数については前計画の実績を踏まえ、30日の増加を見込みます。



(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■ 前計画の実績]

平成30年度(2018年度)からの新規事業ですが、利用はありませんでした。

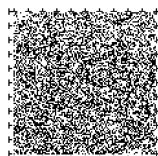
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	4	2	3	4
	利用日数(日)	8	4	6	8
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	3	4
	利用日数(日)	4	6	8

前計画の値を引継ぎ、令和6年度(2024年度)以降は年1人の利用増を見込みました。利用日数は1人につき月2日の利用を見込みました。



2 障害児相談支援

児童福祉法では、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を障害児相談支援と定めています。

(1) 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2) 継続障害児支援利用援助

利用が決定された障害児通所支援について、その利用状況を一定期間ごとに検証(モニタリング)し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更申請等を勧奨します。

■ 前計画の実績

障害児通所支援の利用者数増加と、相談支援事業所設立の際、障害児相談支援への参入を促したことによる事業所数の増加により、計画値を大きく上回って増加し続けています。

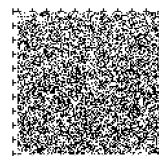
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	170	190	210
実績値	実利用者数(人)	170	224	344	401
利用率	実利用者数(%)	130.8	131.8	181.1	191.0

※令和5年度の実績値は、7月末時点の支給決定者数

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	550	750	1,000

引き続き事業所数の増加を図るとともに、現在セルフプランによりサービスを利用している人に対しても障害児相談支援の利用を促すことにより、加速度的な増加を見込みます。



第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(年間)

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

つくば市では、障害者や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して、ともにスポーツやレクリエーション活動などを通じ、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に、毎年10月に「おひさまサンサン生き生きまつり」を開催しています。

■ 前計画の実績

令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で開催することができなかつたため、実績は「無」となっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画	有無	有	有	有	有
実績	有無	有	無	無	有

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画	有無	有	有	有

令和5年度(2023年度)は既に開催が決定しており、今後も引き続き開催していきます。

(2) 自発的活動支援事業(年間)

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

■ 前計画の実績

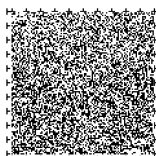
つくば市では、市内2団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画	有無	有	有	有	有
実績	有無	有	無	無	有

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画	有無	有	有	有

今後も自発的に活動を行う団体に支援を行っていきます。



(3) 相談支援事業

障害者及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。「基幹相談支援センター」「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」があります。

i 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■ 前計画の実績

障害福祉課障害者地域支援室での直営部分と市内の指定一般相談支援事業に業務を一部委託して基幹相談支援センターを構成しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	1	1	1	1
実績値	(か所)	1	1	1	1
達成率	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	1	1	1

互いに連携を取りながら運営し、引き続き、相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します。

ii 指定一般相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を行います。

■ 前計画の実績

これまでと同様、4か所の事業所が県の指定を受けて、一般相談支援事業を実施しています。

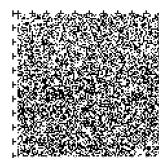
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	4	4	4	4
実績値	(か所)	4	4	4	4
達成率	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	4	4	4

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、引き続き4か所の事業所で行う見込みです



iii 指定特定相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成(サービス利用支援)や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、需要も大きくなり続けており、計画値を上回るペースで増加しています。

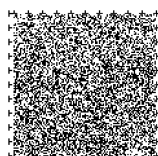
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	15	21	22	23
実績値	(か所)	20	21	23	27
達成率	(%)	133.3	100.0	104.5	117.4

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	28	29	30

引き続き需要の増加が想定されるため、事業への参加を促し、年1か所の増加を見込みます。



(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用であると認められる場合に、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。

■ 前計画の実績

計画通り、継続して事業を実施しました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画	有無	有	有	有	有
実績	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を実施していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

■ 前計画の実績

平成30年(2018年)9月から開始している事業で、開始以降、計画通り継続して事業を実施しています。

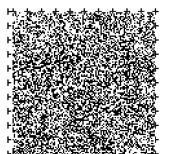
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画	有無	有	有	有	有
実績	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を実施していきます。



(6) 意思疎通支援事業

聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害者に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」があります。

i 手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

手話通訳者派遣事業については、実績値が年々伸びており、令和4年度(2022年度)の利用率は計画値の109.5%となっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	45	50	50	50
	延べ利用者数(人)	355	415	430	445
実績値	実利用者数(人)	37	51	52	45
	延べ利用者数(人)	351	425	471	147
利用率	実利用者数(%)	82.2	102.0	104.0	90.0
	延べ利用者数(%)	98.9	102.4	109.5	33.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	52	53	54
	延べ利用者数(人)	501	531	561

引き続き増加が見込まれることから、令和4年度(2022年度)の実績をもとに、年間30件の伸びを見込みました。

ii 要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

要約筆記派遣事業については、延べ利用者数は年度により変動はありますが、令和3年度(2021年度)の延べ利用者数が最も多く、計画値と比較して約104.7%と高くなっています。

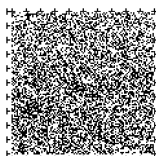
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	7	7	7
	延べ利用者数(人)	44	43	43	43
実績値	実利用者数(人)	6	7	4	4
	延べ利用者数(人)	23	45	30	6
利用率	実利用者数(%)	66.7	100.0	57.1	57.1
	延べ利用者数(%)	52.3	104.7	69.8	14.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	5	5	5
	延べ利用者数(人)	33	33	33

実利用者数はやや減少していますが、延べ利用者数は過去3年間の平均値をもとに計画値を見込みました。



iii 手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の意味疎通支援を行います。

■ 前計画の実績

手話通訳者設置事業については、実利用者数及び延べ利用者数は年々伸びており、令和4年度(2022年度)の実績値は計画値と比較して約127.7%と高くなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	486	362	372	382
	延べ利用者数(人)	1,700	1,200	1,300	1,400
実績値	実利用者数(人)	326	427	475	147
	延べ利用者数(人)	1,127	1,343	1,568	597
利用率	実利用者数(%)	67.1	118.0	127.7	38.5
	延べ利用者数(%)	66.3	111.9	120.6	42.6

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	505	535	565
	延べ利用者数(人)	1,668	1,768	1,868

実利用者数及び延べ利用者数が増えているため、令和4年度(2022年度)の実績値をもとに、利用者は年間30人の伸び、延べ利用者は年間100人の伸びを見込みました。

iv 重度障害児等入院時コミュニケーション事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の実績

対象者が限定されており、実績はありませんでした。

利用が必要な人に対して、支援を提供できるよう、引き続き支援体制の維持に努めます。

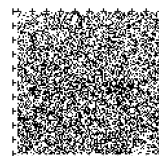
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
	延べ利用者数(人)	28	28	28	28
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	延べ利用者数(人)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	延べ利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2
	延べ利用者数(人)	28	28	28

対象者が大きく増加することは考えにくいいため、計画値は前計画のものを引き継ぎます。



(7) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害者に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■ 前計画の実績

排せつ管理支援用具の実績が伸びており、令和4年度(2022年度)の計画値に対する利用率は94%となっています。

その他の用具については、実績値に多少の増減はあるものの、横ばいになっています。

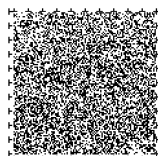
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値 利用件数(件)	14	13	13	13
	実績値 利用件数(件)	9	8	6	2
	利用率 利用件数(%)	64.3	61.5	46.2	15.4
自立生活 支援用具	計画値 利用件数(件)	26	24	24	24
	実績値 利用件数(件)	15	18	18	11
	利用率 利用件数(%)	57.7	75.0	75.0	45.8
在宅療養等 支援用具	計画値 利用件数(件)	16	14	14	14
	実績値 利用件数(件)	12	14	12	3
	利用率 利用件数(%)	75.0	100.0	85.7	21.4
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値 利用件数(件)	25	25	25	25
	実績値 利用件数(件)	10	18	21	4
	利用率 利用件数(%)	40.0	72.0	84.0	16.0
排せつ管理 支援用具	計画値 利用件数(件)	3,525	4,027	4,127	4,227
	実績値 利用件数(件)	3,795	3,773	3,881	1,274
	利用率 利用件数(%)	107.7	93.7	94.0	30.1
居宅生活 動作 支援用具	計画値 利用件数(件)	4	4	4	4
	実績値 利用件数(件)	2	2	1	1
	利用率 利用件数(%)	50.0	50.0	25.0	25.0
合計	計画値 利用件数(件)	3,610	4,107	4,207	4,307
	実績値 利用件数(件)	3,843	3,833	3,939	1,295
	利用率 利用件数(%)	106.5	93.3	93.6	30.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	計画値 利用件数(件)	12	12	12
自立生活支援用具	計画値 利用件数(件)	24	24	24
在宅療養等支援用具	計画値 利用件数(件)	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	計画値 利用件数(件)	26	26	26
排せつ管理支援用具	計画値 利用件数(件)	4,080	4,180	4,280
居宅生活動作支援用具	計画値 利用件数(件)	4	4	4
合計	計画値 利用件数(件)	4,160	4,260	4,360

排せつ管理支援用具の利用者数が年々増加傾向にあり、今後も引き続き増加が見込まれることから、令和4年度(2022年度)の実績値をもとに、年間100件の伸びを見込みました。



(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間30回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■ 前計画の実績

手話奉仕員養成研修事業については、修了者の実績値は年度により変動が見られますが、令和4年度(2022年度)では入門コース13人と基礎コース8人の方が修了しています。

		入門コース			
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)		15	15	15
実績値	修了人数(人)	3	14	13	
達成率	修了人数(%)		93.3	86.7	

※入門コースは令和3年度からのため、令和2年度は未掲載
※令和5年度は、講習中のため未掲載

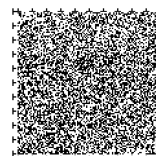
		基礎コース			
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)	20	15	15	15
実績値	修了人数(人)	12	13	8	
達成率	修了人数(%)	60.0	86.7	53.3	

※令和5年度は、講習中のため未掲載

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	入門コース 修了人数(人)	15	15	15
計画値	基礎コース 修了人数(人)	15	15	15

聴覚障害者にとって需要が大きい事業であるため、引き続き、入門コース、基礎コースともに修了人数は15人で見込みました。



(9) 移動支援事業

障害者の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■ 前計画の実績

実利用者数については大きな変動は少なく、いずれの年度も計画値を下回っています。利用時間については、増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	34	31	31	31
	利用時間(時間)	156	140	140	140
実績値	実利用者数(人)	24	20	25	27
	利用時間(時間)	103	123	153	216
利用率	実利用者数(%)	70.6	64.5	80.6	87.1
	利用時間(%)	66.0	87.9	109.3	154.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	28	28	28
	利用時間(時間)	168	168	168

外出自粛の規制緩和により、実利用者数及び利用時間はともに増加傾向にあると予想されるため、令和4年度(2022年度)の実績値に対して10%増加する見込みとしました。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。「I型」「II型」「III型」があります。

i 地域活動支援センター(I型)

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■ 前計画の実績

計画通り1か所設置されており、県から事業実施の指定を受けた市内の社会福祉法人に委託して事業を実施しています。令和4年度(2022年度)の利用状況は計画値に対して、76.8%と低いまま横ばいとなっています。

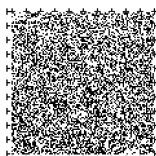
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	142	142	142	142
	箇所数(か所)	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	115	109	109	115
	箇所数(か所)	1	1	1	1
利用率	実利用者数(%)	81.0	76.8	76.8	81.0
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	115	115	115
	箇所数(か所)	1	1	1

ここ数年の実利用者数の推移から、今後も同程度の実利用者数と見込み、計画値を設定しました。



ii 地域活動支援センター(Ⅱ型)

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害者に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の実績

令和2年度(2020年度)から、2センター(やたべ、くきざき)を、令和3年度(2021年度)から、さらに2センター(さくら、とよさと)を社会福祉法人等に委託して実施しています。

また、やたべは令和5年度

(2023年度)から、地域活動支援センターⅢ型と統合して事業を実施しているため、実利用者数が増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	120	85	85	85
	箇所数(か所)	4	4	4	4
実績値	実利用者数(人)	72	64	64	81
	箇所数(か所)	4	4	4	4
利用率	実利用者数(%)	60.0	75.3	75.3	95.3
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	81	81	81
	箇所数(か所)	4	4	4

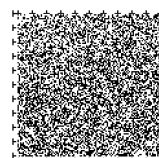
事業実施状況の変化を踏まえ、年度途中の実績値ですが、令和5年度(2023年度)の実績値をもとに計画値を設定しました。

iii 地域活動支援センター(Ⅲ型)

地域の障害者団体等が実施する通所事業で事業実績が5年以上有り、安定的な運営が行われていることが条件になっています。事業の安定的・効果的な実施の観点から、令和5年度(2023年度)から地域活動支援センター(Ⅱ型)に統合して運営しています。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	44	44	44	
	箇所数(か所)	1	1	1	
実績値	実利用者数(人)	35	30	30	
	箇所数(か所)	1	1	1	
利用率	実利用者数(%)	79.5	68.2	68.2	
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	



2 任意事業

(1) 日中一時預かりサービス事業

障害者の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■ 前計画の実績

利用状況は年々増加してきましたが、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3年間の増加傾向は緩やかになっています。実利用者数に対して、平均利用時間の伸び率が低く、1人あたりの利用時間が短いことがわかります。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	324	355	373	392
	利用時間(時間)	4,030	4,436	4,658	4,891
実績値	実利用者数(人)	328	364	358	357
	利用時間(時間)	4,039	4,389	4,159	4,572
利用率	実利用者数(%)	101.2	102.5	96.0	91.1
	利用時間(%)	100.2	98.9	89.3	93.5

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	365	372	379
	利用時間(時間)	4,242	4,327	4,414

今後は緩やかに増加していくことが予想されます。令和4年度(2022年度)の実績値に対し、毎年2%の伸びを見込み、計画値を設定しました。

(2) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

入浴に介助を必要とする重度身体障害者を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■ 前計画の実績

利用状況に大きな変化はありませんが、令和2年度(2020年度)の実利用者数を除き、計画値を上回る結果となりました。

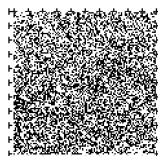
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	24	22	22	22
	利用日数(日)	119	125	125	125
実績値	実利用者数(人)	23	24	23	20
	利用日数(日)	125	135	125	111
利用率	実利用者数(%)	95.8	109.1	104.5	90.9
	利用日数(%)	105.0	108.0	100.0	88.8

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	23	23	23
	利用日数(日)	128	128	128

同様の利用状況が今後も継続すると思われるため、実利用者数及び利用日数の計画値は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)の平均値としました。



3 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業(年間)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。

■ 前計画の実績

夜間・土日・祝日においても、24時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を取ってきました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画	有無	有	有	有	有
実績	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画	有無	有	有	有

引き続き、事業を継続していきます。

(2) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度訪問介護利用者の通学及び学内での身体介助等を支援し、障害者の社会参加を促進します。

■ 前計画の実績

令和5年度(2023年度)から開始した事業のため、計画値はありません。令和5年度(2023年度)7月末時点で2人の利用実績がありました。

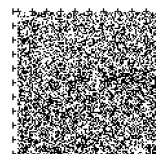
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)				
実績値	実利用者数(人)				2
利用率	実利用者数(%)				

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2

対象者が限られていることと、学校内での支援体制が構築されるまでの支援であることから、大きく増加することは考えにくいいため、年2人の利用を見込みます。



(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に必要となる通勤や職場等における障害者への支援を確保し、就労を諦めていた重度障害者等の就労機会の拡大と就労継続をサポートします。

■ 前計画の実績

令和4年度(2022年度)から開始した事業のため、計画値はありません。これまでに1人の実績がありました。

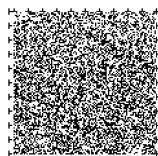
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)				
実績値	実利用者数(人)			1	1
利用率	実利用者数(%)				

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2

対象者は限られていますが、重度障害者の就労をサポートするための重要な事業であり、1人の利用者数増加を見込みます。



第3章 令和8年度(2026年度)における目標値

「つくば市障害福祉計画(第6期)・つくば市障害児福祉計画(第2期)」で成果目標、活動指標を設定したもののについて評価を行い、令和8年度(2026年度)における目標値を設定しました。

目標1 施設入所者の地域生活への移行

■ 前計画の実績

前計画では、令和元年度(2019年度)末時点の入所者について、令和5年度(2023年度)末までに9人の地域移行、また、入所施設利用者数は令和元年度(2019年度)末時点と比較して、3人の減少を目標としていましたが、実績は、地域移行者数が8人、入所施設利用者の減少数は0人でした。

地域移行者数については、施設利用者の重度化・高齢化により、施設を出ることが難しくなっていること、入所施設利用者の減少数については、施設入所待機登録者がいるため、退所者が出てもすぐに入れ替わりで新しい入所者が入ってくるのが原因として考えられます。

施設入所利用者が地域へ移行するためには、重度障害者が入居可能な共同生活援助の増加や、居宅内で長時間支援を行う重度訪問介護の充実が必要となるため、今後も引き続き、当該事業への参入を呼び掛けていきます。

	目標値	実績値
入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人	8人
入所施設利用者の減少数	3人	0人

令和5年(2023年)7月末時点

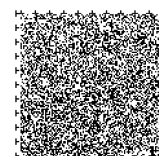


◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

令和6年度(2024年度)から8年度(2026年度)までの数値目標について、国の指針では、令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数を基準として、地域移行者数が6%以上、施設入所利用者の減少数が5%以上とされています。

つくば市の令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数は142人です。そのため、9人の地域移行と、8人の施設入所利用者数の減少を目標とします。

令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数		142人
【目標】	入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人
【目標】	入所施設利用者の減少数	8人



目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 前計画の実績

前計画では、地域での保健・医療・福祉関係者による協議の場の継続を目標としており、計画通り、継続しています。この目標は、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があるとして、設定されたものです。市では、精神障害のある人への支援については、市町村協議会等の場で、精神科医療への接続や入院生活から地域生活への移行の、好事例や課題等を共有し、精神障害者支援の関係機関と市との連携支援体制の向上に取り組んでいます。

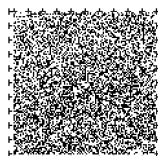
	目標	実績
地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場	継続	継続



◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムとして設置した、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続していきます。

【目標】	地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の継続
------	-----------------------------



目標3 地域生活支援の充実

■ 前計画の実績

令和5年度(2023年度)9月末時点では、地域生活支援拠点等については未整備となっています。

障害者が居住する地域には、障害者を支える様々な支援が存在し、現在も整備が進められていますが、それらの有機的な結びつきが十分でないことから、体制を整備する必要があります。

具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から、生活の場を共同生活援助や単身での暮らしへ移行しやすくなるような支援を提供する体制を整備します。

現在関係機関と協議を重ねており、協議が整い次第、整備を進めていきます。

	目標	実績
令和5年度(2023年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点	整備	未整備



◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和8年度(2026年度)末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

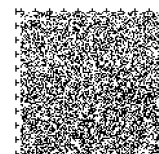
また、地域生活支援拠点等にコーディネーターの配置を行うとともに、実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行う場を開催し、機能の充実を図ります。

●地域生活支援拠点等関連

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点等)の整備
【目標】	地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置
【目標】	地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運用状況の検証および検討を行う場の開催

●その他

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備
------	--



目標4 福祉施設から一般就労への移行等

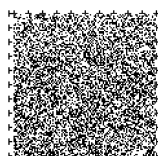
■ 前計画の実績

福祉施設を通じた一般就労への移行者数の増加と就労定着支援を利用した職場定着率の向上を目標としたものです。参考として、令和4年度(2022年度)の実績を掲載しています。一般就労移行者数について、就労継続支援B型利用者については目標値を達成していますが、そのほかの支援利用者については、目標から離れた実績となっています。また、一般就労移行者のうち、就労定着支援を利用している者の割合も、11.1%と目標値を大きく下回っています。一方で、つくば市内にある3つの就労定着支援事業所について、いずれも就労定着率が目標の8割を超えており、効果的な支援が提供されていることがわかります。

	目標値	実績値
令和5年度(2023年度)末における一般就労移行者数	48人	27人
就労移行支援利用者の一般就労移行者数	22人	15人
就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	23人	8人
就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	4人	4人
令和5年度(2023年度)末における一般就労移行者数のうち、就労定着支援を利用している者の割合	70%以上	11.1%
令和5年度(2023年度)末における就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の割合	70%以上	100%

令和4年度(2022年度)実績

国の指針において、本項目については都道府県で目標値を定め、活動・評価を行っていくこととされているため、令和8年度(2026年度)末時点の目標値は設定しません。



目標5 障害児支援の提供体制の整備等

■ 前計画の実績

令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上整備する目標については、達成することはできませんでした。

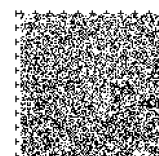
児童発達支援センターの整備については、平成30年度(2018年度)から「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催し、令和元年(2019年)7月、検討会から「児童発達支援センター整備に関する提言」を受け、これに基づき事業を進めてきました。建物の設置については、筑波大学が消防本部跡地にPFI事業で複合施設を建て、その一部を市が賃借し、児童発達支援センターを整備する計画でしたが、令和5年(2023年)8月に筑波大学がPFI事業の取り消しを公表しました。今後は市で整備をしていく予定です。

市では、平成30年度(2018年度)より、児童支援にかかわる庁内関係課(こども部幼児保育課、子育て相談室、保育所、教育委員会特別支援教育推進室、学び推進課、保健福祉部健康増進課、障害福祉課)で定期的にテーマに沿った協議の場を設けています。また、令和3年(2021年)3月に「医療的ケア児総合相談窓口」、令和4年(2022年)6月に、「つくば市医療的ケア児支援体制協議会」を設置し、医療的ケア児の支援にかかる課題の整理や情報共有、その方策に関することなど、支援体制の整備を行っています。

令和5年度(2023年度)末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する目標についても実績値を記載しており、現在は両事業とも6か所となっています。

	目標値	実績値
令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターの設置	1か所以上	0か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	維持	維持 (4か所)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	維持	維持 (6か所)
医療的ケア児支援の協議の場	開催	開催
令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置

令和5年(2023年)7月31日現在

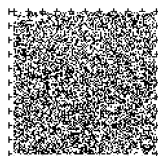




◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。また、新たに「令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築」を追加しました。

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターの設置
【目標】	保育所等訪問支援を利用できる体制の維持
【目標】	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持
【目標】	医療的ケア児支援の協議の場の開催とその継続
【目標】	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の継続
【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築



目標6 相談支援体制の充実・強化等

■ 前計画の実績

障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図りました。

また、2か月に一度相談支援事業所連絡会を開催し、情報共有やケース検討を行うことで、相談支援体制の充実・強化を図っています。

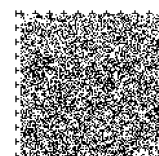
	目標	実績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	継続	継続



◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を継続します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

【目標】	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置の継続
------	--



目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の構築

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組みました。また、県が実施する研修への市職員の参加、関係事業所への情報共有を行っています。指導監査結果を共有する体制も構築されており、引き続きこの状態を継続していきます。

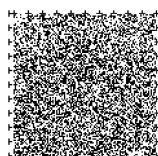
	目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制	継続	継続



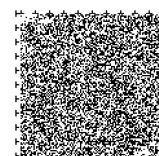
◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

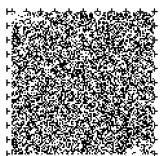
引き続き、障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組みます。また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業等に対する指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の強化を図ります。

【目標】	障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制の継続
------	----------------------------------



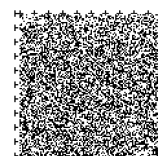
資料編





1 計画策定の経過

日程	内容
令和4年(2022年)7月14日(木)	令和4年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) つくば市障害者計画策定懇談会について (2) 第2期つくば市障害者プランの策定概要及びスケジュールについて (3) 第2期つくば市障害者プランの策定に向けたアンケート・ヒアリング案について
令和4年(2022年)11月	関係団体ヒアリング調査の実施
令和4年(2022年)11月1日(火) ～令和4年(2022年)12月2日(金)	障害福祉に関するアンケートの実施
令和5年(2023年)3月20日(月)	令和4年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) つくば市障害者プランの進捗評価について (2) アンケート・ヒアリング調査報告について
令和5年(2023年)6月19日(月)	令和5年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 つくば市障害者プランの骨子案について
令和5年(2023年)9月20日(水)	令和5年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 つくば市障害者プラン改定版の素案について
令和5年(2023年)12月8日(金) ～令和6年(2024年)1月9日(火)	パブリックコメントの実施
令和6年(2024年)1月31日(水) (予定)	令和5年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) パブリックコメント実施結果について (2) つくば市障害者プラン改定版の最終案について



2 つくば市障害者計画策定懇談会開催要項

(開催)

第1条 市長は、障害者福祉施策に関し必要な検討を行うため、福祉関係や学識経験のある者の参集を求め、つくば市障害者計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 障害福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) 障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、市民、福祉関係、学識経験のある者のうちから、市長が選任した者15人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

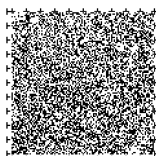
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

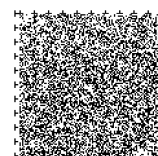
この要項は、令和4年4月1日から施行する。

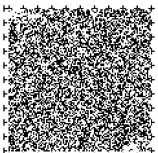


3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

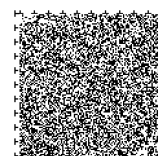
(敬称略)

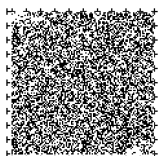
番号	役職	氏名	所属等
1	委員	五十嵐 純子	市民代表（公募）
2	委員	池田 由美	市民代表（公募）
3	委員	大山 真紀子	市民代表（公募）
4	委員	生井 祐介	市民代表（公募）
5	委員	細田 忠博	市民代表（公募）
6	委員	篠崎 純一	施設（つくば総合福祉センター）
7	委員	武田 真浩	施設（筑峯学園）
8	委員	津梅 光子	施設（つくばライフサポートセンター）
9	委員	斉藤 秀之	つくば市障害者自立支援協議会
10	委員	後藤 真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会
11	委員	齊藤 新吾	つくば市福祉団体等連絡協議会
12	座長	森地 徹	学識経験者（筑波大学）
13	副座長	中島 幸則	学識経験者（筑波技術大学）
14	委員	新谷 幹英	茨城県立つくば特別支援学校
15	委員	吉田 真一	つくば市社会福祉協議会





第2期つくば市成年後見制度 利用促進基本計画





第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

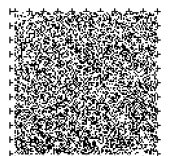
平成28年(2016年)5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「促進法」)」を施行し、平成29年(2017年)3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国の基本計画」という)」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画(以下、「第1期計画」という)」を策定しました。

第1期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関(つくば成年後見センター)の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人(法人後見支援員)の活躍の機会が増えてきたこと等、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第1期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和6年度(2024年度)からの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(以下、「本計画」という)を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。また、本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者プラン」、「つくば市高齢者福祉計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図り策定しています。対象期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。



<参考> 成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

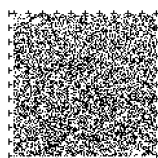
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 本市の現状

現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度(2023年度)の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度(2018年度)の数値と比較して年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度等による権利擁護支援の重要性がますます高まると予想されます。障害者プランと高齢者福祉計画それぞれ実施した成年後見制度の認知度に関する市民のアンケート調査の結果から、障害者プランにおいては、すべての回答者種別で「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」が合わせて50%を超えている一方、「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」がいずれの回答者種別でも20%を超えています。高齢者福祉計画においては、「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」を合わせた数値が要支援・要介護認定者を除いた回答種別においては65%を超えています。「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」はいずれの回答種別で20%を下回っています。

障害者と高齢者を取り巻く状況やそれぞれが持つニーズ等を踏まえながら、成年後見制度の利用が必要となる場合に備えるとともに、制度の趣旨を理解したうえで円滑な利用手続きを進めていけるように、引き続き、効果的な周知啓発活動等の取り組みが必要です



① 精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）・知的障害（療育手帳所持者）の推移

種別／年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
精神障害	3,212人	3,702人	4,096人	4,661人	4,943人	5,417人
知的障害	1,194人	1,231人	1,293人	1,333人	1,392人	1,464人

※参照：つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第1節「障害者手帳等所持者の推移」

※各年度4月1日時点

※精神障害は自立支援医療（精神通院医療）受給者も含む。

② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

種別／年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢化率	19.2%	19.2%	19.4%	19.4%	19.2%	19.2%
高齢者人口	44,647人	45,512人	46,613人	47,532人	48,302人	48,787人
認知症高齢者	4,418人	4,491人	4,557人	4,505人	4,628人	4,704人

※参照（高齢化率、高齢者人口）：つくば市高齢者福祉計画（第9期） 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

※高齢化率、高齢者人口：各年度10月1日時点

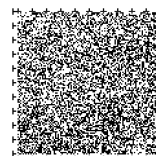
※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱa以上（各年度9月30日時点）

③ 成年後見制度の認知度について

障害・疾患別／回答項目	内容等をよく知っている	詳しくは分からないが、概要は知っている	名前を聞いたことがある程度	名前を聞いたことはないし、内容も知らない	無回答
①知的障害(n=192)	10.9%	39.1%	24.0%	22.4%	3.6%
②精神障害(n=180)	7.2%	27.8%	33.3%	27.8%	3.9%
③発達障害(n=97)	12.4%	34.0%	29.9%	20.6%	3.1%
④高次脳機能障害(n=29)	13.8%	34.5%	20.7%	20.7%	10.3%
⑤一般高齢者(n=1,488)	8.1%	34.9%	33.1%	16.9%	6.9%
⑥要支援・要介護認定者(n=578)	6.6%	24.9%	22.0%	10.4%	36.2%
⑦若年者(n=655)	8.5%	38.5%	33.1%	18.5%	1.4%

※参照（①～④）：つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第5節「権利擁護について（認知度）」

※参照：つくば市高齢者福祉計画（第9期） 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」



4 第1期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第1期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動指標です。第1期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの目標値を設定します。

(1) 利用者の把握と早期発見・早期支援について

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援に繋げるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度等、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 ・障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 ・本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施します。 ・ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。

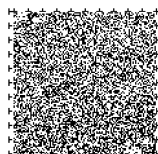
【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数（件）

	令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	— (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	— (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	— (290)	(400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計



(2) 各種制度の利用促進について

概要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
取組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

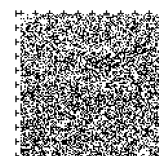
令和3年度 (2021年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	— (60 (10))	(50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	— (210)	(215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見 142 人、保佐 31 人、補助 6 人、任意後見 2 人（令和 3 年 10 月 1 日時点 水戸家裁調査結果）

※2 内訳：後見 136 人、保佐 30 人、補助 6 人、任意後見 1 人（令和 4 年 10 月 1 日時点 水戸家裁調査結果）



(3) 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
取組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座（入門講座）を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討します。 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置します。

【活動指標】

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

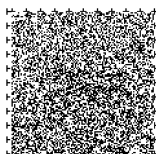
令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加者アンケートにより集計



(4) 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催（支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援）
課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
4 (5)	2 (7)	— (10)	(11)	(12)	(13)

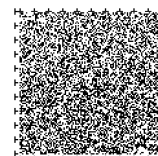
(5) 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座を企画します。

【活動指標】

延べ活動回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
19 (30)	79 (40)	— (50)	(60)	(70)	(80)



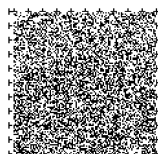
(6) チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意思が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知します。

【活動指標】

参加回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
13 (12)	4 (18)	— (24)	(26)	(28)	(30)



第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策

1 本計画の目標

目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。

(1) 本人の意思決定に寄り添った運用

- ・ 認知症高齢者や障害者等、権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を適切に利用できるように、意思決定支援の考え方にに基づき財産管理や身上保護を行います。
- ・ 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を継続的に確認し、個別の状況に応じた相談対応を行います。
- ・ 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用支援事業(申立費用と後見人等への報酬助成)や必要に応じて市長申立等を実施し、適切な報酬助成及び権利擁護の推進を図ります。

(2) 保佐、補助の利用促進

- ・ 本人の特性に合わせて細やかなサポートを行うために、利用者の意思決定能力やニーズ等を精査し、利用者の自発的な意思が尊重され安心して利用できるように、保佐・補助の利用を促進します。
- ・ 症状が進行する認知症の高齢者等については、その時々々の意思決定能力に応じて後見・保佐・補助の各類型間の移行を適切に行えるように、心身の状況等に合わせた見守りや権利擁護の支援を強化します。

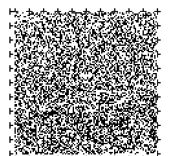
(3) 任意後見制度の利用促進

- ・ 法定後見制度以外の選択肢として検討しやすくするため、制度内容や手続き方法をわかりやすく周知し、利用に関する疑問や不安に対応する相談窓口を強化します。
- ・ 早期の段階から制度の利用を促進するため、任意後見制度が利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援であることについての周知活動・相談対応等を強化します。

目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。

(1) 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり

- ・ 利用者の日常生活に携わる様々な機関が関与することで、権利擁護支援が必要な人々を発見し、利用者の意思決定に寄り添った適切な支援につなげられる体制として、地域連携ネットワークの充実等の強化を図ります。



(2) 担い手の確保の推進

- ・ 利用者の個別の状況に応じて後見人等が適切に選任されるように、多様な後見等業務の担い手が必要となります。社会福祉法人等の法人後見活動をより一層推進させ、また、専門職団体が抱える課題等を地域連携ネットワークにおいて共有し、専門職による後見等が必要な場合に円滑に選任される仕組みを整備します。
- ・ 市民後見人や親族後見人等が安心して後見業務を行える体制を整備し、専門職以外の多様な担い手を確保し、地域連携ネットワークに参加できる体制を目指します。

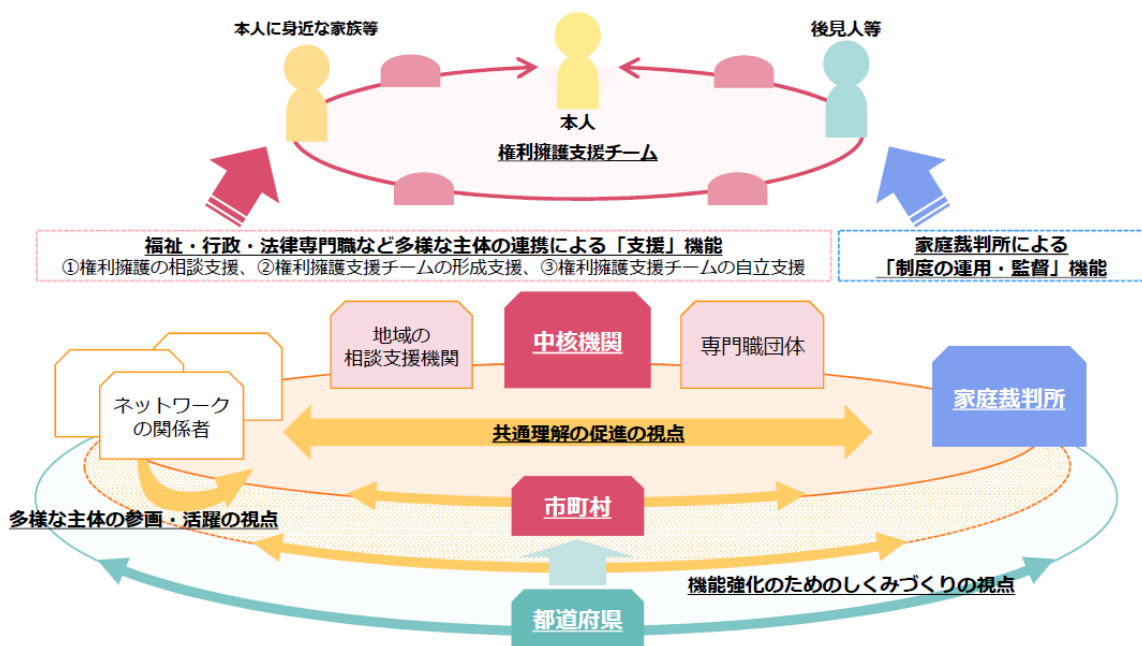
(3) 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

- ・ 市民が自分や家族の権利を守る方法を知ることで安心できるように、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口が広く行き渡るように、情報をわかりやすく発信します。
- ・ 効果的な権利擁護の支援が行えるように、地域連携ネットワークの関係者にも権利擁護支援に関する相談窓口を周知できるように積極的に発信します。

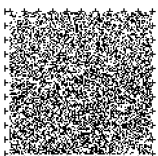
2 本計画の施策

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。



※出典 厚生労働省ウェブサイト「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」



(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 権利擁護の相談支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関が本人や関係者からの相談を受け、地域の実情に応じて中核機関や専門職と協力して権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援につなぎます。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関と専門職等が協力して、権利擁護支援の方針検討と地域のニーズに合わせた成年後見制度の申立てや適切な後見人等候補者を調整し、本人を支える権利擁護支援チームを構築します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

地域の実情に合わせて各機関が役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた支援を適切に行えるようにサポートします。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組み

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組みを踏まえ、連携体制を強化します。本市では、成年後見制度の推進について協議する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を、個別ケースにおける制度の運用方針等について協議する「つくば市成年後見制度利用支援会議」をそれぞれ協議会と位置付けています。

① 本人を支える「権利擁護支援チーム」による対応

- ・ 成年後見制度の利用開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、利用開始後は後見人等が加わる「権利擁護支援チーム」を形成します。
- ・ 後見人等と各関係者が協力し、日常的に本人を見守り、可能な限り継続的に状況を把握できる体制を整備します。

② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

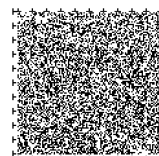
成年後見制度の利用促進に関する協議の場として、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等で構成される委員会を設置。本市の課題や解決策について協議しながら、関係機関との連携強化を目指しています。

③ つくば市成年後見制度利用支援会議（以下、「利用支援会議」という）

成年後見制度に関する専門相談や、個々のケースへの「権利擁護支援チーム」のサポート、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等からなる会議を実施。対象者が成年後見制度の開始前後に関わらず、制度の運用方針等を協議しています。

(3) 本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する関係機関との連携

本市において、地域連携ネットワークに参加する各関係機関等が地域の協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおいて相談対応や権利擁護支援チームの支援等を行う連携体制を強化するため、各関係機関等の取組と想定される役割等を適切に把握することが大切です。



① 福祉関係機関

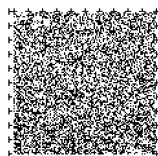
関係機関例	茨城県社会福祉士会、社会福祉協議会、社会福祉法人等
連携が必要とされる場面	本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用について検討される時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの理念や技術等に基づいた本人の意思決定支援 ・成年後見制度の利用相談や関係機関の紹介 ・権利擁護チームの支援による日常的な見守りや後見の運用方針に関する専門的な助言 ・法人後見活動の更なる推進 ・法人後見等の実施、成年後見制度の普及啓発活動

② 法律関係機関

関係機関例	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部等
連携が必要とされる場面	後見制度に関連する複雑で困難な事案や財産管理が重要な事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等が発生した時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法的観点から後見制度の利用の必要性やニーズの精査、後見、保佐、補助の種類の該当に関する助言や指導等、ケース会議の参加 ・多額の財産の授受や遺産分割協議等、高度な法的対応が必要な事案への適切な後見人等や成年後見監督人等候補者を推薦 ・知識と理解不足から生じる不正事案の発生等を防止するため、親族後見人や市民後見人等への指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与 ・本人と後見人等との利害が対立した場合の調整と協議会等で専門的な助言

③ 金融関係機関

関係機関例	常陽銀行、筑波銀行、ゆうちょ銀行、JAバンク等
連携が必要とされる場面	銀行窓口等で、単独で手続きを行うことが困難な人に対して金融関係の手続きを円滑に行えるサポートが必要とされる時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の概要や手続き、利用のメリット等制度に関する情報をわかりやすい内容の積極的な情報提供、周知啓発 ・不正利用や詐欺等のリスクを最小限に抑えるための監督や不正行為の発見・通報体制を整備し、利用者の資産の安全性を確保 ・後見人等が利用しやすい専用口座や適切な金融プランニングのサポート等、成年後見制度の利用者に適した商品開発やサービスの提供



施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

(1) 広報業務

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する各関係機関と、成年後見制度が本人の生活と権利を擁護する重要な手段であることを共有
- ・ 自ら支援を求めることが困難な人々を発見し、支援につなげることの重要性と制度の活用が有効なケース等を周知啓発
- ・ 各関係機関等と連携し、パンフレット作成・配布や入門的内容の研修会・専門職向けのセミナー企画等の広報活動の推進
- ・ 任意後見、保佐・補助類型の早期利用を視野に入れた周知活動

(2) 相談業務

- ・ 各関係機関等と協力し、成年後見制度の利用に関する相談対応の体制を構築
- ・ 権利擁護の支援が必要なケースについて各関係機関等から相談に応じ、情報を集約
- ・ 必要に応じて、地域連携ネットワークに参加する各機関と協力して、本人の意思決定に沿った見守り体制を調整

(3) 成年後見制度利用促進業務

① 受任者調整(マッチング)等の支援

(親族後見人・市民後見人候補者等の支援)

親族や市民の後見等が適切な場合に助言、それぞれ後見人等になった後の継続的な支援体制を調整

(専門職後見人の受任者調整(マッチング))

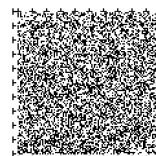
専門職による後見等が適切な場合、専門職団体(地域連携ネットワークに参加する各関係機関)と連携し、適切な後見人等の円滑な選定

② 担い手の育成・活動の促進

- ・ フォローアップ研修の実施等、市民後見人の育成と積極的に活躍できる環境を整備
- ・ 市民後見人養成講座修了者が実務経験を積むため、つくば市社会福祉協議会における法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援業務を実施
- ・ 法人後見業務に携わる者を確保することで、より一層の法人後見活動を促進

③ 成年後見制度の利用促進が可能な環境の整備

- ・ 成年後見制度の利用開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施
- ・ 市長申立ケースについて、申立て手続きを円滑に行えるように事前協議や情報共有を行える仕組みを整備

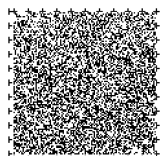


④ 後見人支援

- ・親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じ、必要に応じて本人をサポートするために各関係機関等がチームとなって連携し、継続的に状況を把握し適切に対応する体制を整備
- ・専門職による支援が必要な場合においても、各関係機関等が権利擁護支援チームとして協力し、ケース会議を通じて意思決定の支援と身上保護に重点を置いた後見活動をサポート

3 不正防止の取組

成年後見制度における不正事案の多くは、親族後見人等の理解不足や知識不足が要因とされています。権利擁護支援の地域連携ネットワークやチームでの支援体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談できる仕組みを整えることで、不正防止を図ります。



◆ 参考情報

1 成年後見制度の概要

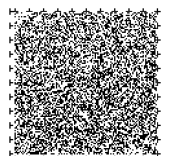
(1) 成年後見制度の種類

	種類	内容
成年後見制度	法定後見制度	認知症や精神・知的障害等で判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。本人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三つの類型がある。
	任意後見制度	判断能力があるうちに、将来、認知症等で判断能力が不十分になる場合に備えて、本人自らが選んだ人（任意後見人）に行ってもらおう支援内容を契約（任意後見契約）により事前に決めておく制度

(2) 法定後見制度について

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為 (同意権)	—	民法13条1項所定の行為※	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為※の一部)
取消が可能な行為 (取消権)	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲 (代理権)	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

※(例) 金銭の貸し借りに関する契約や相続、訴訟行為等



(3) 法定後見制度と任意後見制度の特徴

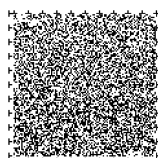
	法定後見制度	任意後見制度
後見人等の選任者	家庭裁判所	本人
支援の開始時期	判断能力が不十分な段階で、後見人等の選任後に開始	契約締結後に判断能力が不十分となり、任意後見監督人の選任後に開始
支援内容	家庭裁判所が定める範囲	本人の意思で定めた内容
後見人等の権限	取消権あり	取消権なし
後見人等への報酬額	家庭裁判所が決定した金額	本人と受任者間で決定した金額

2 用語説明

用語	内容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、後見人等の支援者が同意権や代理権等を行使して、利用者の生活と権利を守るために法律的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心的に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管などの支援を行うサービス（社会福祉協議会の実施事業）
意思決定支援	特定の行為に関して本人の判断能力的に課題のある場面において、後見人等を含む支援者が、本人に必要な情報を提供することで意思や考えを引き出す等して、本人の価値観や選好に基づき意思決定をするために行う活動

◆ 参照元

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「成年後見はやわかり」
- ・ 法務省ウェブサイト「成年後見制度・成年後見登記制度」
- ・ 裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」



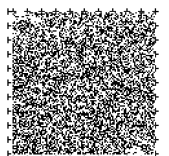
つくば市障害者プラン改定版
第3次つくば市障害者計画
第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画

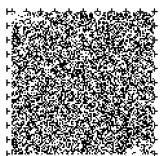
令和6年(2024年)3月

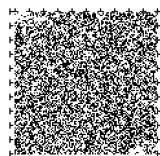
発行:つくば市 福祉部 障害福祉課

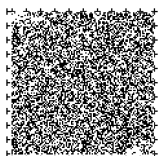
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話029-883-1111(代) FAX 029-868-7544









資料4

つくば市 障害者プラン 改定版

令和6年(2024年)3月

概要版(案)

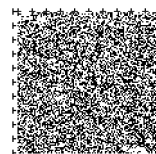
第3次つくば市障害者計画

〔対象期間〕 令和3年度(2021年度)から
令和8年度(2026年度)まで

第7期つくば市障害福祉計画 第3期つくば市障害児福祉計画

〔対象期間〕 令和6年度(2024年度)から
令和8年度(2026年度)まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



1 つくば市障害者プラン改定版策定の背景と趣旨

つくば市では、令和3年(2021年)3月に「つくば市障害者プラン(第3次つくば市障害者計画・第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児計画)」を策定し、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

そのなかで、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害者やその家族、支援者等の生活環境に多大な影響を与えています。また、令和4年(2022年)8月には日本の障害者施策の取組みについて国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。障害者の生命を守り、安全・安心な日常生活を支えるためにも障害者、家族、支援者への施策の更なる充実を図るとともに、一人一人が障害及び障害者への理解を深めていく必要があります。

この度、第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画の最終年度にあたり、第3次つくば市障害者計画の見直しとあわせ、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画)を策定します。

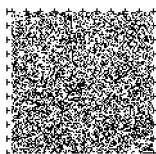
2 計画の位置付け

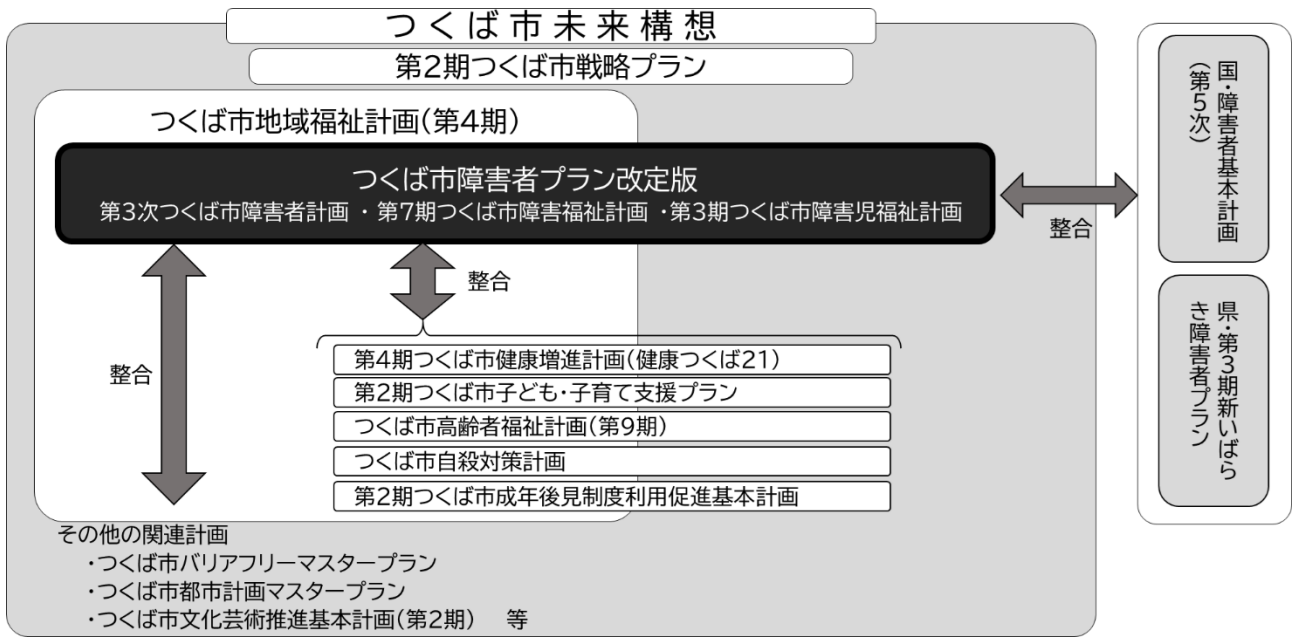
「つくば市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「つくば市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

「つくば市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

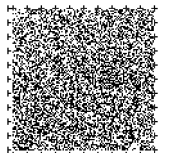
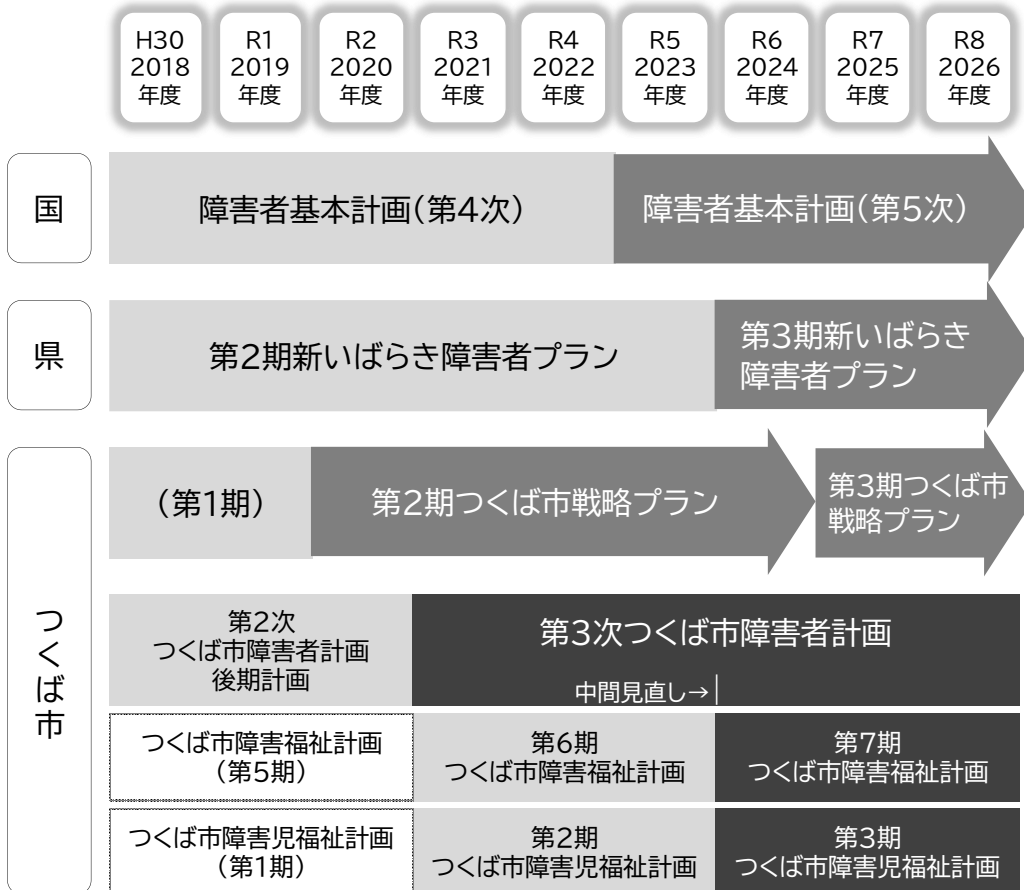
本市では、それぞれの計画の調和が保たれるよう「つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。





3 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第7期つくば市障害福祉計画」及び「第3期つくば市障害児福祉計画」については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。



4 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で「障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

また、この計画の推進にあたっては、障害者やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民が共通の認識と目標のもと、互いに理解し協力していくことが求められます。

5 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

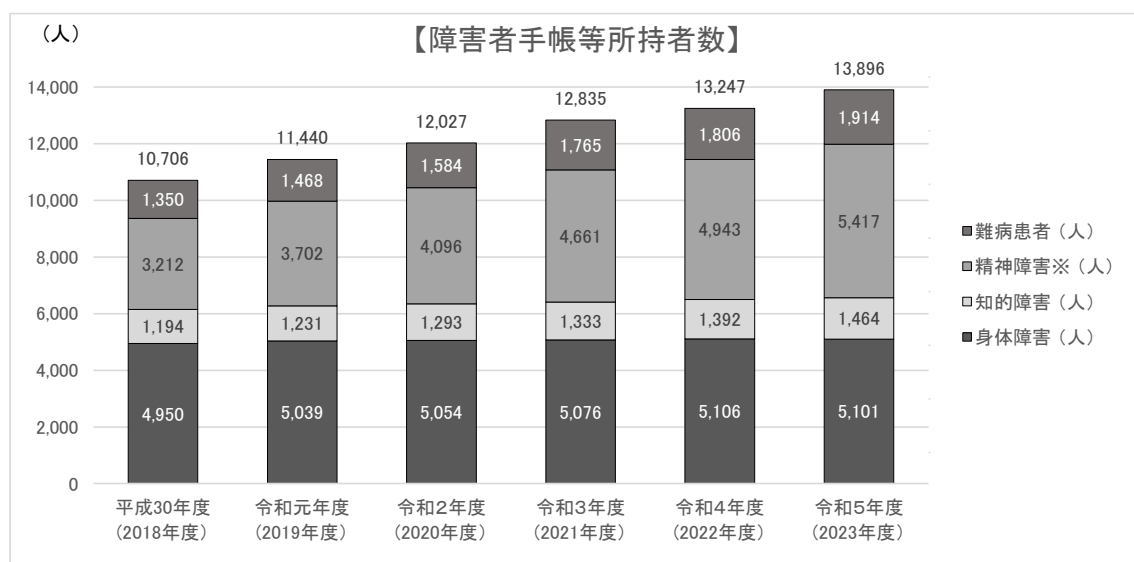
これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、以下の過程で策定しました。

- つくば市障害者計画策定懇談会
- つくば市自立支援協議会
- 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査
- 計画素案に対するパブリックコメント

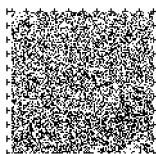
6 障害者をめぐる状況

◆ つくば市の障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院医療)受給者を含みます。



第3節 障害のある児童生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童生徒数は年々増加しており、令和5年度(2023年度)の児童生徒数は、平成30年度(2018年度)の児童生徒数と比べて約2倍近くに増加しています。

つくば特別支援学校の児童生徒数は、石岡特別支援学校の開校にともない令和元年度(2019年度)は大きく減少しましたが、令和3年度(2021年度)以降増加し、令和5年度(2023年度)には385人となっています。

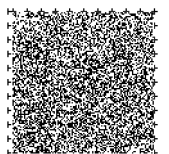
伊奈特別支援学校の児童生徒数は、年々増加しており、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)にかけて77人増加しました。

石岡特別支援学校の児童生徒数は、令和元年度(2019年度)に開校して以降、毎年増加し、令和4年度(2022年度)以降は200人を超えています。

2 特別支援学校卒業生の進路状況

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した66人全員が、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校高等部を卒業した35人の進路は、日中系サービスが28人、就労が6人、進学が1人となっています。伊奈特別支援学校高等部を卒業した28人の進路は、日中系サービスが16人、就労が12人となっています。石岡特別支援学校高等部を卒業した19人の進路は、日中系サービスが11人、施設入所が4人、就労が3人、グループホームが1人などとなっています。



7 計画の基本理念

つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

障害の有無にかかわらず、 安心して自立した生活を送ることができる 共生社会

8 計画の推進

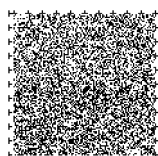
◆ 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

◆ 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じるPDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。



9 障害者福祉に関するアンケート調査結果の概要

【福祉サービス等の情報の入手について】

現在情報を得ているところとして、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」では「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」「⑭学校・職場から」が、「高次脳機能障害」では「⑫ケアマネジャーから」等も多くなっています。

今後情報を得たいところは、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「③障害者就業・生活支援センターから」「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」ではそれらに加えて、「⑭学校・職場から」などが多くなっています。

【日常生活で困ったことや悩みごとの相談先】

いずれの障害も「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師など」「友人・知人」が多いですが、「知的障害」「発達障害」では「施設の職員など」「相談支援事業所の相談支援専門」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が、「高次脳機能障害」では「施設の職員など」「介護保険のケアマネジャー」「相談支援事業所の相談支援専門員」なども多くなっています。

【外出時に困ること】

「困った時にどうすればいいのか心配」が「知的障害」で41.7%、「発達障害」で37.1%、「発作など突然の体調の変化が心配」が「精神障害」で36.7%と最も多くなっています。

また、「公共交通機関が少ない(ない)」が、どの障害でも多く挙げられています。

【施設・学校・保育所等に通うにあたって困ること】

「身体障害」「知的障害」「難病」では「特になし」が最も多くなっていますが、「精神障害」では「課題や授業についていけない」が50.0%、「発達障害」では「通うのに付き添いが必要」が32.7%と最も多くなっています。

「その他」では、距離が遠かったり、公共交通機関が少なかったりするため、通うのに時間がかかるなどといった回答がありました。

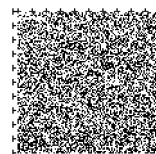
【一人で避難/近所に助けてくれる人】

災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できる」が「身体障害」で47.6%、「精神障害」では48.3%、「難病」では52.2%と約半数となっていますが、「できない」が「知的障害」では65.6%、「発達障害」では49.5%、「高次脳機能障害」では48.3%と多くなっています。

家族が不在の時や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、いずれの障害でも「いない」が最も多く、「知的障害」と「精神障害」では5割を、「発達障害」では6割を超えています。

【災害時に困ること】

いずれの障害でも「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多い中、「知的障害」や「発達障害」では「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」も多くなっています。



【いやな思いをしたり差別を感じたこと】

「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「知的障害」では52.1%、「精神障害」では56.7%、「発達障害」では58.8%、「高次脳機能障害」では55.2%と半数を超えています。

【いやな思いをしたり差別を感じた場所】

いずれの障害も「外出先で」が最も多くなっていますが、「精神障害」「難病」「発達障害」では「病院」などの医療機関でも多くなっています。

【権利擁護について(認知度)】

障害者の権利擁護のための「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度」の認知度はいずれも「内容などをよく知っている」「詳しくは分からないが概要は知っている」を合わせても概ね半数には届いていません。

【今後利用したい障害福祉サービス】

身体障害では、希望の多い順に「居宅介護」(13.4%)、「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「自立訓練(機能訓練)」(12.8%)、「移動支援」(10.8%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)、「重度訪問介護」(10.4%)、「生活介護」(10.2%)などとなっています。

知的障害では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(34.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(30.2%)、「行動援護」(27.6%)、「就労継続支援A型」(27.1%)、「就労移行支援」(26.6%)、「自立訓練(生活訓練)」(26.0%)などとなっています。

精神障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(19.4%)、「就労定着支援」(18.9%)、「地域定着支援」(17.8%)、「就労継続支援A型」(17.2%)、「自立生活援助」(16.1%)、「行動援護」「就労継続支援B型」(14.4%)などとなっています。

難病では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「居宅介護」「移動支援」(11.2%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)などとなっています。

発達障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(39.2%)、「就労定着支援」(33.0%)、「就労継続支援A型」(32.0%)、「短期入所(ショートステイ)」(29.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(28.9%)、「自立訓練(生活訓練)」(27.8%)などとなっています。

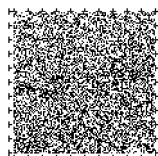
高次脳機能障害では、希望の多い順に「居宅介護」(24.1%)、「短期入所(ショートステイ)」(20.7%)、「重度訪問介護」「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」(20.7%)、「自立訓練(生活訓練)」(20.7%)、「就労定着支援」「移動支援」(17.2%)などとなっています。

【地域での生活に必要なこと】

いずれの障害も「経済的な負担の軽減」との回答が最多となっており、それぞれ5割を超えています。「知的障害」と「発達障害」では「入所施設やグループホームの充実」「コミュニケーションについての支援」は他と比べて多くなっています。

【障害のある人が就労するために必要なこと】

いずれの障害も「職場の上司や同僚の障害への理解」や「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多い傾向ですが、「知的障害」「精神障害」「発達障害」では「仕事について職場外での相談対応、支援」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「就労移行支援や就労継続支援(A型・B型)の充実」も多くなっています。



10 関係団体ヒアリング結果の概要

【活動上の問題について】

- ◆ 新規メンバーの加入が少ない。役員のなり手がいない。メンバーの高齢化や世代の偏りがある。
- ◆ 会議や活動場所の確保で苦勞している。情報発信する場や機会が乏しい。

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等が中止になることも多く、外に出る機会も少なくなり、まわりの理解が進んでいないと感じる。
- ◆ 法律だけではなく、自治体、市区町村がインクルーシブ教育を受けられる様なまちづくりをお願いしたい。
- ◆ 障害のある人が子どものころから、地域で一緒に育っていくことが出来るような環境づくりが必要。
- ◆ バリアフリーマップの拡充や合理的配慮施策導入店舗の紹介・マップの作成。

【生活環境について】

- ◆ 公共施設を作るときに設計段階から障害当事者の意見を聞く仕組みが必要。
- ◆ つくば市中心部は良くなってきていると思うが、郊外に行くともだまだ住みにくい。
- ◆ 少なくとも公共施設や公共交通機関ではバリアフリーが必要。全車がバリアフリーになるまでは、低床バスなどの運行スケジュールは分かりやすく公開すべき。
- ◆ 出かける人を支援するヘルパーの増加と育成を行う。

【安全・安心な暮らしについて】

- ◆ 障害のある人も参加できる地域での避難訓練の実施。
- ◆ 要支援者名簿があるので、福祉避難所の開設を希望者に通知できると良い。
- ◆ 防犯について、支援されることに慣れた障害者は人を疑うことをしない。だまされたり、奪われたりすることに対する防衛方法がない。

【差別の解消・権利擁護について】

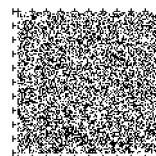
- ◆ 障害のある方も関係ある法律についてはきちんと勉強する必要がある。だから自学、また、法律に対する理解しやすい説明会が必要。
- ◆ 市民の障害理解を推進するためにも、まずは市職員の障害理解研修などを進め、差別解消に向けた具体的取り組みを進めてはどうか。
- ◆ 幼少期から障害のある子もいない子もともに過ごすことができる機会の創出。
- ◆ 合理的な配慮については本人や家族、専門家の意見を聞いた施策が必要。公的な行為ができるようにしてもらいたい。

【障害福祉サービスについて】

- ◆ 全体的に足りていない。利用できるサービスや施設を増やして欲しい。市内の施設が少ない。特に障害児が卒業後に通えるところ。
- ◆ 一人暮らし、グループホーム、入所施設など、住みたい場所で暮らせるようにする。
- ◆ 年を取ったり、障害が重くなるなど、環境や状況が変わっても対応できる町づくり
- ◆ 通所先は社会参加できる数少ない場所で、そこでの理解ある対応は当事者の安心や自己肯定感を育むことのできる大切な場所。職員は障害の症状の違いなど個人差はあるが理解に繋がる知識の習得学習を重ねてもらいたい。

【相談・情報提供について】

- ◆ 市の窓口相談は日時に制限があり、出向くのが難しいので簡単に質疑応答できるようにして欲しい。月に一回は土日も受付してくれるとありがたい。
- ◆ 障害のことだけではなく、障害者団体などの情報も周知してもらいたい。



- ◆ 色々な審査が必要なのも大事だと思うのですが、手続きなどが多く、相談やサービスの利用や参加までの時間・手続きを短縮・簡素化して欲しい。

【医療・保健について】

- ◆ 医師や看護師に、障害のことをよく知ってもらい、安心して治療を受けられるようにする。
- ◆ 健康診断など、成人の通知が少ない。持病のある人は病院とつながっているが、健康で日常的に投薬等を必要としない障害者は新しく病院にかかるのは大変難しい。
- ◆ 小児科や小児の発達外来が少ないのもっと増やして欲しい。
- ◆ 乳幼児期ばかりではなく、思春期にも焦点をあてた思春期にあらわれる精神疾患等に関する支援の配慮事項など、学習する機会を設けてほしい。

【教育・保育・療育について】

- ◆ 年齢が若い内から障害等の有無に関係無く助け合いや周りに目を向けた教育方針。
- ◆ 国連の障害者権利条約の勧告に基づいてインクルーシブ教育の推進に努める。
- ◆ 保育・就学前教育、療育について早期のアプローチが成長に影響する。
- ◆ 幼保から小中までつながっているようだがその先はまだないと思われる。

【雇用・就労について】

- ◆ 制度は充実し、雇用する企業も増えてきているが、希望するすべての人が就労できていない。当人の性質や体調などについて考慮して決められるほどの余裕がないのが現状。
- ◆ 市独自の福祉的就労場の充実及び企業を対象にした障害者受け入れ支援の充実。
- ◆ 一般就労している障害者の交流の場を作ること。
- ◆ 医師からの正しい診断、本人や家族への周知、就労の準備などの専門職による就労時・継続時のサポート等、が流れとして繋がりのある支援が整備されてほしい。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

- ◆ 障害のある子どもが運動のできる場が本当に少ない。
- ◆ 医療的ケア児および重心児が継続して参加できる場所づくり
- ◆ 生涯学習、文化・スポーツ活動に参加することが難しい。移動支援を使うことが難しい。
- ◆ 本人が楽しく学べる環境が必要。学校や施設だけが学ぶ場ではなく、好きなことを親が教えるのではなく、教室に行く、同好の者が多くいる環境に入れることも重要。

【地域生活支援拠点等の整備について】

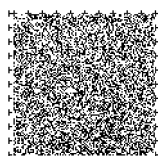
- ◆ 相談について、可能であれば家庭訪問も有りかと思われる。
- ◆ 障害特性ではなく、個人の特性をみていくことが必要。
- ◆ 相談支援というより、当事者同士でのピアカウンセリングを出来る環境が欲しい。

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

- ◆ 災害に備えた関係づくり
- ◆ 親なき後の生活を確保する居住の確立を考えたい。障害者の親も子どもが独立した後の自由な老後がなければいけないと思う。
- ◆ 障害を持った様々な方を含めた交流会やイベントができれば。

【前述の活動を進めるのあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

- ◆ 情報提供、情報収集、情報発信力を高めて欲しい。
 - ◆ 国連の障害者権利条約についての理解啓発の協力、市政や各協議会への障害当事者の積極的な登用・参加。
 - ◆ 活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけ。
 - ◆ 地域住民が障害を理解し、皆で考えていく。



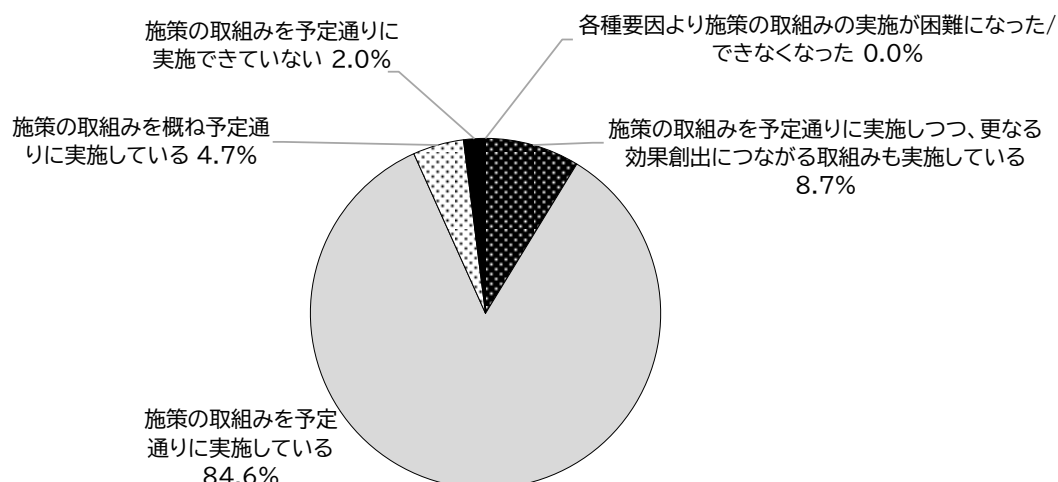
11 第3次つくば市障害者計画の中間評価

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、進捗状況の評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

1 評価方法と基準

評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

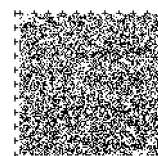
2 評価結果



3 評価まとめ

障害のある人・ない人全ての市民が安心して自立した生活を送ることができる共生社会を目指すために掲げた第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和5年度(2023年度)までの進捗では、全体の9割以上の事業において3点(予定通りに実施している)を上回っています。

しかしながら、基本目標でみると、基本目標1「共生のまちづくりの推進」(2.96点)、基本目標6「保健・医療体制の充実」(2.88点)、基本目標9「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実」(2.67点)が3点(予定通りに実施している)を下回っています。これらは新型コロナウイルス感染拡大によるイベント開催の中止や活動自粛などの影響により、障害者の社会参加の場が減少したことが、一つの要因であると考えられます。障害者が社会の場でさらに活動するための施策に、より一層取り組んでいく必要があります。



第3次つくば市障害者計画

基本目標

目標1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。

目標2 生活環境の整備促進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害者や高齢者などの意見に耳を傾け、同じ目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

目標3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害に対する防災体制や詐欺などの犯罪に対する防犯体制の充実を図り、障害者や高齢者をはじめとする全ての市民の安全で安心な暮らしの確保を図ります。

目標4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

判断能力が十分でない人の権利を保護するために、また、障害者への虐待や、障害者が不快な思いをするようなことをなくすために、成年後見制度の利用促進や、虐待防止のための体制強化、差別解消など、障害者の人権を守るため啓発活動を充実させます。

目標5 地域生活の充実 ～地域で自立した生活を支えるために～

障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、日常生活を支援する様々な福祉サービスの充実や相談体制の更なる強化、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

目標6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

目標7 教育・療育の充実 ～障害児を安心して育てるために～

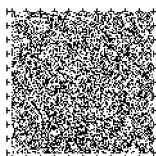
教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支え、応援していきます。

目標8 就労に向けた支援 ～生きがいのある生活を送るために～

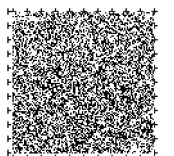
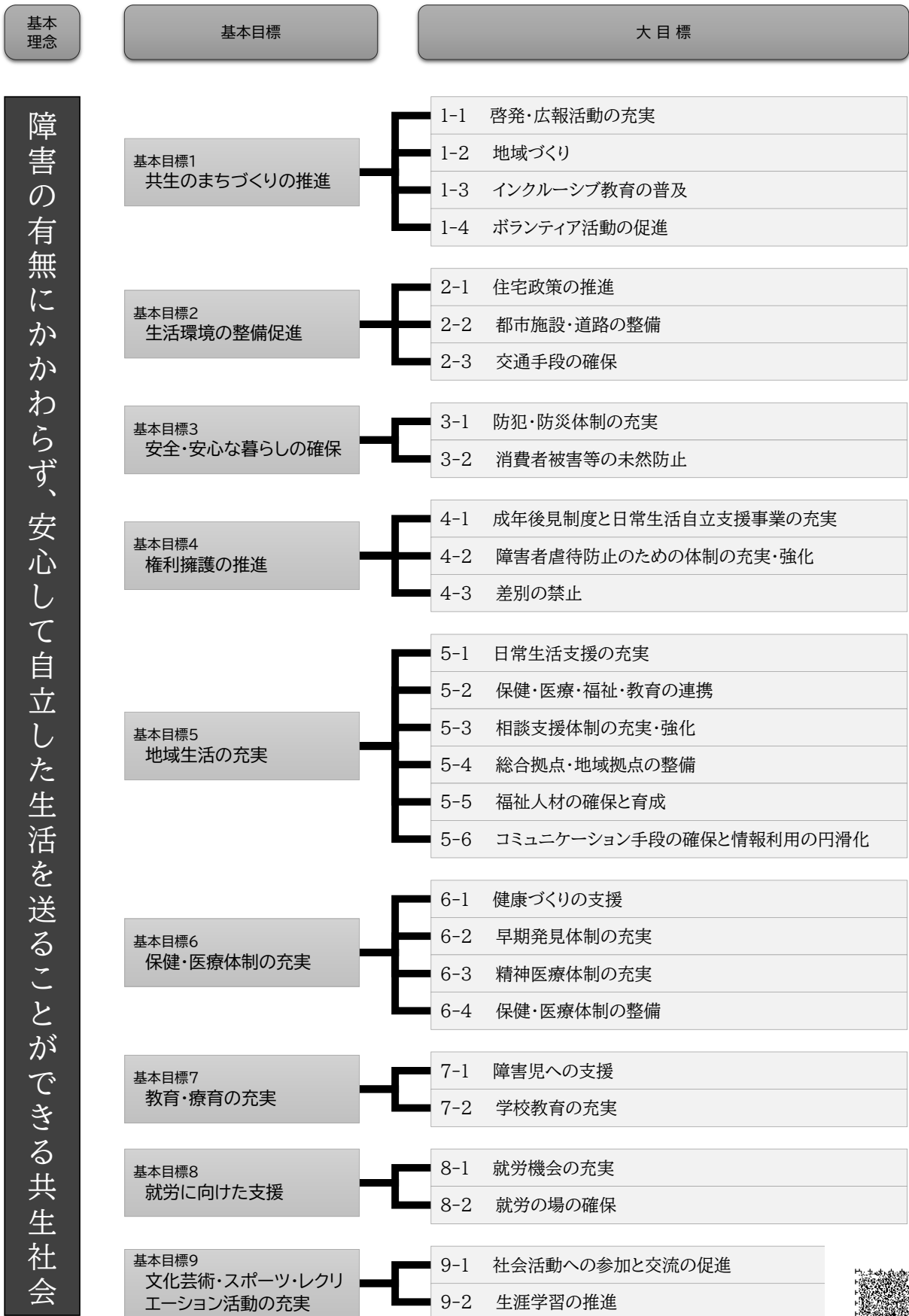
障害者が自立のための経済的基盤を確立し、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力とともに本人の希望に沿った働きがいのある就労や生きがいのある生活を送ることができるよう支援を行います。

目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習に、障害者が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。



計画の体系



第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画

基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法

自立支援給付

■ 介護給付

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護
- ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活支援
- ・ 施設入所支援

■ 訓練等給付

- ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ・ 就労選択支援【新規】 ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援(A型、B型)
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助(グループホーム)
- ・ 自立生活援助

■ 相談支援

- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

■ 自立支援医療

- ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療

■ 補装具

- ・ 補装具費の支給

地域生活支援事業

■ 市町村(必須事業)

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

■ 市町村(任意事業)

- その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- ・ 日中一時支援事業
 - ・ 訪問入浴サービス事業
 - ・ 地域生活支援促進事業

■ 都道府県(必須事業)

- ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業
- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など

児童福祉法

障害児への福祉サービス

■ 障害児通所支援

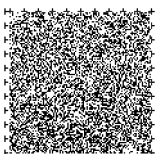
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

■ 障害児相談支援

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

■ 障害児入所支援※都道府県

- ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型)



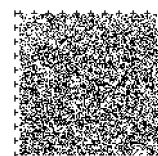
障害福祉サービス等の利用実績と見込量

自立支援給付【介護給付】

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	計画値	実利用者数(人)	130	133	136	139	180	190	200
		利用時間(時間)	1,900	1,950	2,000	2,050	2,900	3,100	3,300
	実績値	実利用者数(人)	123	144	162	159			
		利用時間(時間)	1,935	2,301	2,378	2,708			
重度訪問介護	計画値	実利用者数(人)	12	18	19	20	24	26	28
		利用時間(時間)	3,550	6,200	6,450	6,700	9,000	9,600	10,200
	実績値	実利用者数(人)	18	20	22	21			
		利用時間(時間)	6,176	6,550	7,604	7,781			
同行援護	計画値	実利用者数(人)	14	9	11	13	13	15	17
		利用時間(時間)	120	50	65	80	135	160	185
	実績値	実利用者数(人)	7	8	9	11			
		利用時間(時間)	40	56	79	109			
行動援護	計画値	実利用者数(人)	1	2	2	2	2	2	3
		利用時間(時間)	10	20	25	30	20	25	30
	実績値	実利用者数(人)	1	2	1	1			
		利用時間(時間)	15	19	21	17			
重度障害者等包括支援	計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
		利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0			
		利用時間(時間)	0	0	0	0			
短期入所(ショートステイ)	計画値	実利用者数(人)	100	73	78	83	70	80	90
		利用日数(日)	800	500	525	550	620	670	720
	実績値	実利用者数(人)	44	45	60	60			
		利用日数(日)	361	349	491	548			
療養介護	計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11	12	12	12
	実績値	実利用者数(人)	11	12	11	12			
生活介護	計画値	実利用者数(人)	265	290	305	320	340	360	380
		利用日数(日)	5,000	5,300	5,500	5,700	6,350	6,600	6,850
	実績値	実利用者数(人)	286	295	304	321			
		利用日数(日)	5,413	5,618	5,680	6,081			
施設入所支援	計画値	実利用者数(人)	143	142	140	139	139	137	134
	実績値	実利用者数(人)	144	144	142	142			

自立支援給付【訓練等給付】

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立訓練(機能訓練)	計画値	実利用者数(人)	30	22	24	26	13	14	15
		利用日数(日)	240	190	210	230	80	88	96
	実績値	実利用者数(人)	14	12	12	10			
		利用日数(日)	140	87	67	67			
自立訓練(生活訓練)	計画値	実利用者数(人)	34	37	39	41	36	38	40
		利用日数(日)	540	690	730	770	580	620	660
	実績値	実利用者数(人)	39	35	35	30			
		利用日数(日)	681	577	558	535			
就労選択支援	計画値	実利用者数(人)						4	8
		利用日数(日)						40	80
	実績値	実利用者数(人)							
		利用日数(日)							
就労移行支援	計画値	実利用者数(人)	90	77	82	87	90	100	110
		利用日数(日)	1,800	1,300	1,350	1,400	1,480	1,640	1,800
	実績値	実利用者数(人)	63	64	79	78			
		利用日数(日)	1,062	1,076	1,339	1,275			



			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
就労継続支援(A型)	計画値	実利用者数(人)	80	65	66	67	130	145	160
		利用日数(日)	1,700	1,200	1,220	1,240	2,400	2,700	3,000
	実績値	実利用者数(人)	67	86	105	116			
		利用日数(日)	1,221	1,579	1,947	2,118			
就労継続支援(B型)	計画値	実利用者数(人)	285	360	370	380	530	560	590
		利用日数(日)	5,500	6,000	6,150	6,300	8,950	9,400	9,850
	実績値	実利用者数(人)	361	395	453	501			
		利用日数(日)	6,093	6,708	7,607	8,521			
就労定着支援	計画値	実利用者数(人)	9	20	24	28	23	27	31
	実績値	実利用者数(人)	15	20	19	16			
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	実利用者数(人)	127	160	175	190	280	320	360
	実績値	実利用者数(人)	156	173	212	234			
自立生活援助	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	4	6	8
	実績値	実利用者数(人)	0	0	1	2			

自立支援給付【相談支援】

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	計画値	実利用者数(人)	990	1,100	1,150	1,200	1,500	1,600	1,700
	実績値	実利用者数(人)	1,139	1,203	1,335	1,377			
地域移行支援	計画値	実利用者数(人)	8	8	8	8	9	9	9
	実績値	実利用者数(人)	0	0	2	0			
地域定着支援	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	3	5	7
	実績値	実利用者数(人)	1	1	1	1			

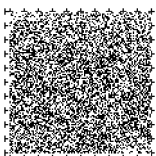
障害児に対する福祉サービスの利用実績と見込量

障害児通所支援

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	230	300	330	360	480	520	560
		利用日数(日)	1,300	2,300	2,600	2,900	3,700	4,020	4,340
	実績値	実利用者数(人)	344	403	450	419			
		利用日数(日)	2,681	3,123	3,370	3,268			
放課後等デイサービス	計画値	実利用者数(人)	420	530	560	590	820	900	980
		利用日数(日)	5,460	6,890	7,280	7,670	9,000	9,920	10,840
	実績値	実利用者数(人)	502	583	687	755			
		利用日数(日)	5,827	6,475	7,402	8,282			
保育所等訪問支援	計画値	実利用者数(人)	6	4	6	8	40	60	80
		利用日数(日)	12	8	12	16	55	85	115
	実績値	実利用者数(人)	9	18	49	25			
		利用日数(日)	12	21	61	29			
居宅訪問型児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	4	2	3	4	2	3	4
		利用日数(日)	8	4	6	8	4	6	8
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0			
		利用日数(日)	0	0	0	0			

障害児相談支援

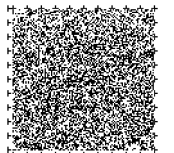
			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害児相談支援	計画値	実利用者数(人)	130	170	190	210	550	750	1,000
	実績値	実利用者数(人)	170	224	344	401			



地域支援事業

必須事業

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
理解促進研修・啓発事業(年間)			計画 有無	有 有	有 無	有 有	有 有	有 有	有 有	
自発的活動支援事業(年間)			計画 有無	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	
相談支援事業	基幹相談支援センター	計画値	(か所)	1	1	1	1	1	1	
		実績値	(か所)	1	1	1	1			
	指定一般相談支援事業者	計画値	(か所)	4	4	4	4	4	4	
		実績値	(か所)	4	4	4	4			
	指定特定相談支援事業者	計画値	(か所)	15	21	22	23	28	29	30
		実績値	(か所)	20	21	23	27			
成年後見制度利用支援事業			計画 有無	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	
成年後見制度法人後見支援事業			計画 有無	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	計画値	実利用者数(人)	45	50	50	50	52	53	54
		実績値	延べ利用者数(人)	355	415	430	445	501	531	561
		計画値	実利用者数(人)	37	51	52	45			
		実績値	延べ利用者数(人)	351	425	471	147			
	要約筆記者派遣事業	計画値	実利用者数(人)	9	7	7	7	5	5	5
		実績値	延べ利用者数(人)	44	43	43	43	33	33	33
		計画値	実利用者数(人)	6	7	4	4			
		実績値	延べ利用者数(人)	23	45	30	6			
	手話通訳者設置事業	計画値	実利用者数(人)	486	362	372	382	505	535	565
		実績値	延べ利用者数(人)	1,700	1,200	1,300	1,400	1,668	1,768	1,868
		計画値	実利用者数(人)	326	427	475	147			
		実績値	延べ利用者数(人)	1,127	1,343	1,568	597			
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
	実績値	延べ利用者数(人)	28	28	28	28	28	28	28	
	計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0				
	実績値	延べ利用者数(人)	0	0	0	0				
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	利用件数(件)	14	13	13	13	12	12	12
		実績値	利用件数(件)	9	8	6	2			
	自立生活支援用具	計画値	利用件数(件)	26	24	24	24	24	24	24
		実績値	利用件数(件)	15	18	18	11			
	在宅療養等支援用具	計画値	利用件数(件)	16	14	14	14	14	14	14
		実績値	利用件数(件)	12	14	12	3			
	情報・意思疎通支援用具	計画値	利用件数(件)	25	25	25	25	26	26	26
		実績値	利用件数(件)	10	18	21	4			
	排せつ管理支援用具	計画値	利用件数(件)	3,525	4,027	4,127	4,227	4,080	4,180	4,280
		実績値	利用件数(件)	3,795	3,773	3,881	1,274			
	居宅生活動作支援用具	計画値	利用件数(件)	4	4	4	4	4	4	4
		実績値	利用件数(件)	2	2	1	1			
修業員手話養成研修事業	入門コース	計画値	修了人数(人)		15	15	15	15	15	15
		実績値	修了人数(人)	3	14	13	0			
	基礎コース	計画値	修了人数(人)	20	15	15	15	15	15	15
		実績値	修了人数(人)	12	13	8	0			
移動支援事業	計画値	実利用者数(人)	34	31	31	31	28	28	28	
		利用時間(時間)	156	140	140	140	168	168	168	
	実績値	実利用者数(人)	24	20	25	27				
		利用時間(時間)	103	123	153	216				
地域機能強化センター	I型	計画値	実利用者数(人)	142	142	142	142	115	115	115
		実績値	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
		計画値	実利用者数(人)	115	109	109	115			
		実績値	箇所数(か所)	1	1	1	1			
	II型	計画値	実利用者数(人)	120	85	85	85	81	81	81
		実績値	箇所数(か所)	4	4	4	4	4	4	4
		計画値	実利用者数(人)	72	64	64	81			
		実績値	箇所数(か所)	4	4	4	4			
	III型	計画値	実利用者数(人)	44	44	44				
		実績値	箇所数(か所)	1	1	1				
		計画値	実利用者数(人)	35	30	30				
		実績値	箇所数(か所)	1	1	1				



任意事業

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
日中一時預かりサービス事業	計画値	実利用者数(人)	324	355	373	392	365	372	379
		利用時間(時間)	4,030	4,436	4,658	4,891	4,242	4,327	4,414
	実績値	実利用者数(人)	328	364	358	357			
		利用時間(時間)	4,039	4,389	4,159	4,572			
重度身体障害者訪問入浴サービス	計画値	実利用者数(人)	24	22	22	22	23	23	23
		利用日数(日)	119	125	125	125	128	128	128
	実績値	実利用者数(人)	23	24	23	20			
		利用日数(日)	125	135	125	111			

地域生活支援促進事業

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者虐待防止対策支援事業(年間)	計画	有無	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有	有			
重度訪問介護利用者の 大学就学支援事業	計画値	実利用者数(人)					2	2	2
	実績値	実利用者数(人)				2			
雇用施策との連携による重度 障害者等就労支援特別事業	計画値	実利用者数(人)					2	2	2
	実績値	実利用者数(人)			1	1			

令和8年度(2026年度)における目標値

目標1 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数		142人
【目標】	入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人
【目標】	入所施設利用者の減少数	8人

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】	地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の継続
------	-----------------------------

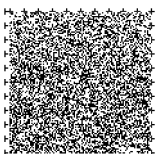
目標3 地域生活支援の充実

●地域生活支援拠点等関連

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点等)の整備
【目標】	地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置
【目標】	地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運用状況の検証および検討を行う場の開催

●その他

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備
------	--



目標4 福祉施設から一般就労への移行等

本項目については都道府県で目標値を定め、活動・評価を行っていくこととされているため、令和8年度(2026年度)末時点の目標値は設定しません。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

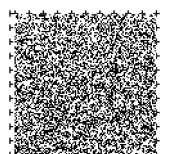
【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターの設置
【目標】	保育所等訪問支援を利用できる体制の維持
【目標】	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持
【目標】	医療的ケア児支援の協議の場の開催とその継続
【目標】	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の継続
【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

目標6 相談支援体制の充実・強化等

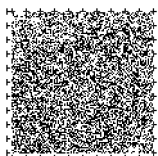
【目標】	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置の継続
------	--

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

【目標】	障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制の継続
------	----------------------------------



つくば市障害者プラン改定版
概要版
第3次つくば市障害者計画
第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画
令和6年(2024年)3月
発行:つくば市 福祉部 障害福祉課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話029-883-1111(代) FAX 029-868-7544



資料5

あん
(案)

わかりやすい

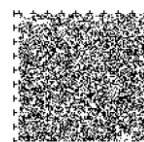
し しょうがいしゃ
つくば市障害者プラン

かいていばん
改定版

れいわ ねん (2024年) 3月

ページの下に「音声コード（ユニボイス）」があります。スマートフォンのアプリなどを使って音声で内容を聞くことができます。

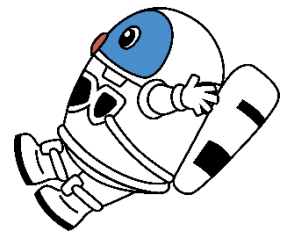
これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



1 あたらしい^{けいかく}計画をつくりました

この^{けいかく}計画は、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人や^{しょうがい}障害のある^こ子どもが、つくば^し市で^{じぶん}自分らしく^{あんしん}安心して^{せいかつ}生活できるようにすることをめ^{めざ}目指してつくりました。

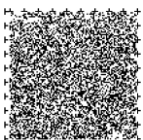
この^{けいかく}計画をつくるために、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人や^{しょうがい}障害のある^こ子どもが、^{いま}今どのように^{せいかつ}生活しているのか、^{こま}困っていること、^{きぼう}希望していることを^{しら}調べて、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人や^{しせつ}施設の人などで、^{かんが}みんなでいっしょに^{かんが}考えました。



2 ^{けいかく}計画の^{かんが}考^{かた}え方

この^{けいかく}計画の^{かんが}考^{かた}え方は^{つぎ}次の^{とお}通りです。

^{しょうがい}障害のある^{ひと}人もない^{ひと}人も、^{かんが}みんながいっしょに^{あんしん}安心して^{じぶん}自分らしく^{せいかつ}生活できる^{しゃかい}社会をめ^{めざ}めざす

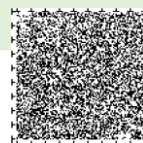


障^{しょうがい}害のある人もない人もおたがいを^{おも}思いやりながら、市民^{しみん}が
みんなでささえあい、いきいきと^{あんしん}安心して暮^くらすことのできる
まちをつくりまします。

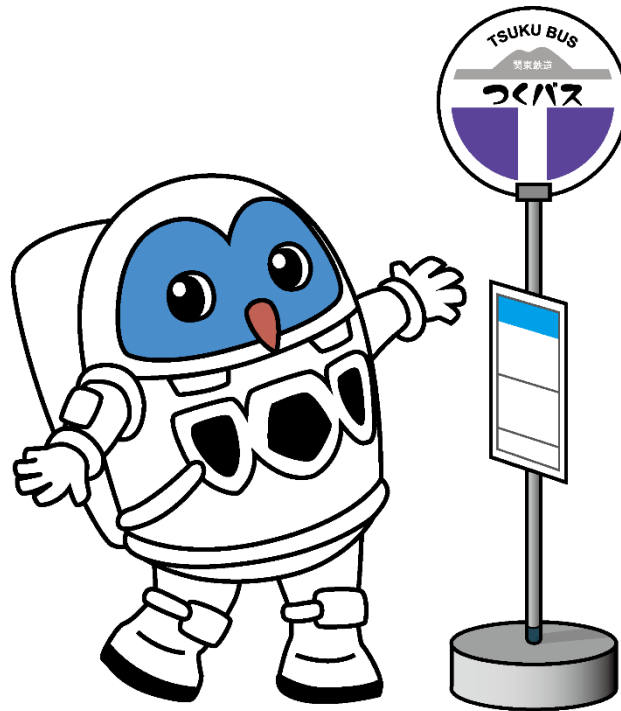


とく^とく^く取り組むこと

- ・「障^{しょうがい}害」や「障^{しょうがい}害のある人」について、みんなに知^しってもらったり、考^{かんが}えてもらったりするためのイベントを開^{ひら}いたり、お知^しらせをしたりします。
- ・だれもがかんたんに情^{じょうほう}報を集めることができるようにします。
- ・障^{しょうがい}害のある人もない人も、同^{おな}じ場^{ばしょ}所で学^{まな}ぶことができるようなまちをめざします。
- ・ボランティヤに参加する人をふやします。また、障^{しょうがい}害のある人^{ひと}が参^{さんか}加できるボランティヤを広^{ひろ}げていきます。

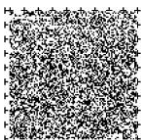


障害のある人やお年寄りの立場に立って、住まいやまちのなかで困ることや大変なことをなくし、生活しやすいまちをつくれます。



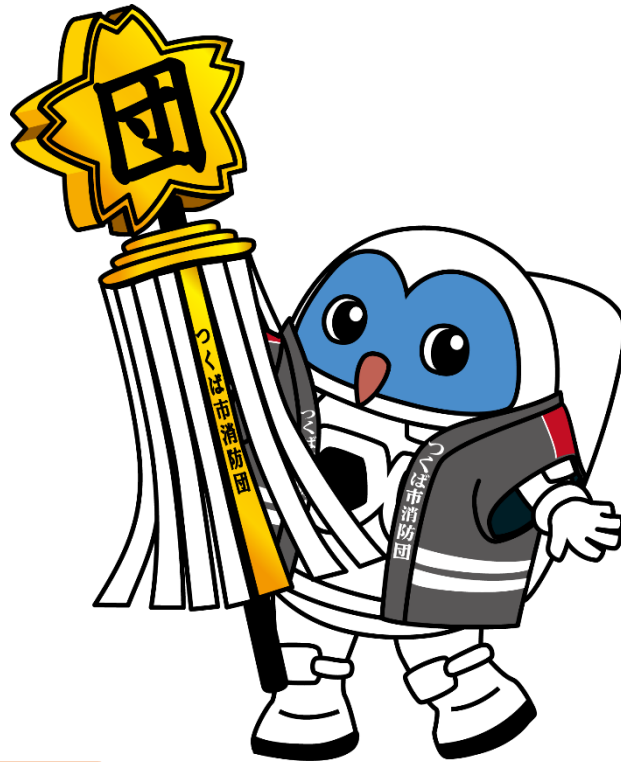
とく 取り組むこと

- ・住みやすい家の情報をだれもがかんたんに調べられるようにします。
- ・障害のある人もない人も行きたいところに行けるようにするために、建物の中や道路の段差を少なくしたり、障害のある人も乗ることができるバスやタクシーを増やしたりします。



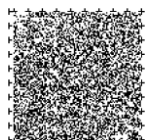
基本目標 3 安全・安心に暮らせるまちをつくる

災害(地震・台風など)や犯罪から障害のある人を守り、安全で安心した暮らしができるようにします。



とく
取り組むこと

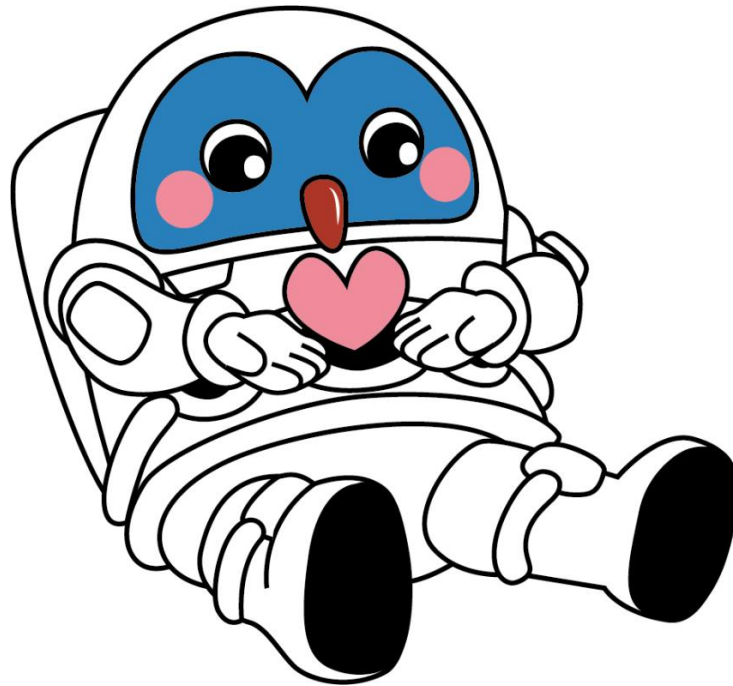
- 地震や台風がおきたときに、どうすればいいのかがわかるような、「防災ガイドブック」を広めたり、ひなんくんれんをしたりします。
- ものをとられたり、いらぬものを買わされたりしないように、気をつけることを広めていきます。



基本目標 4 障害のある人の権利を守る

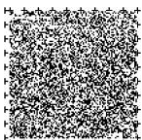
障害のある人が差別を受けたり、いやな思いをしないように、

障害のある人の権利を守る取り組みをします。



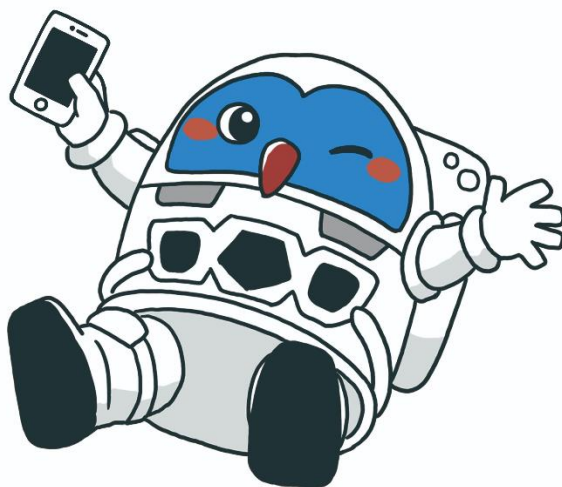
とく 取り組みこと

- ・自分で決めることや手続をすることがむずかしい人のために、相談に乗り、手続をしてくれる人を見つけます。また、このように助けてくれる人がいるということを、広めていきます。
- ・「差別や虐待をしてはいけない」という決まりがあることを広めていきます。また、差別を受けたり、深く傷つけられたときに相談できるしくみをつくり、相談できる場所があることを広めていきます。



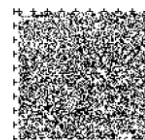
しょうがい ひと じぶん せいかつ
障害のある人が、自分らしくいきいきと生活できるよう、

にちじょうせいかつ たす ようい
日常生活を助けるサービスを用意します。



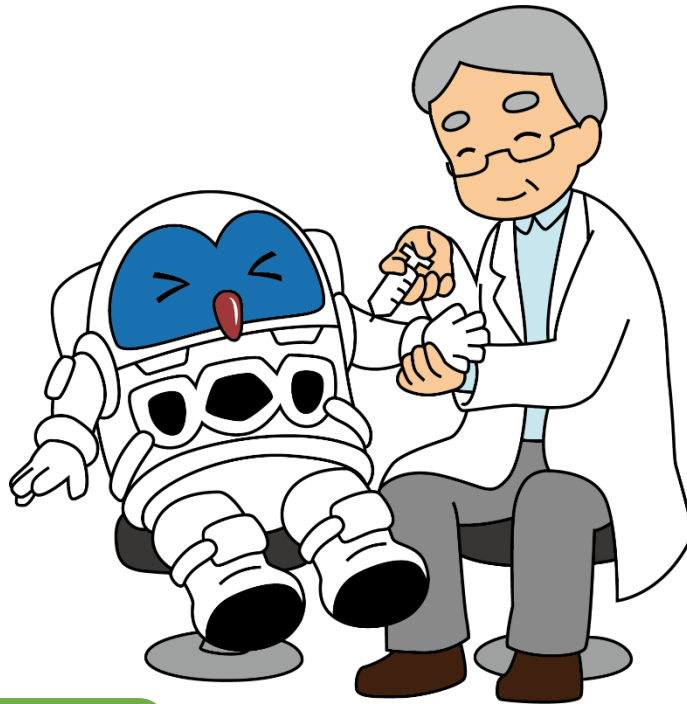
とく 取り組むこと

- 市役所・病院・学校などが協力して、障害のある人が生活していくうえで必要なことを考えて、その人に合った手助けをします。
- 生活の助けになるサービスを、必要な時に使うことができるようにします。
- 困ったことがあったときに相談できるしくみをつくります。また、相談できる場所がどこにあるのかをわかりやすくまとめ、その情報を広めていきます。



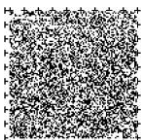
基本目標 6 保健・医療のしくみを整える

病気や障害が重くなるのを防いだり、病気や障害があっても、健康に暮らすことができるようなしくみを作ります。

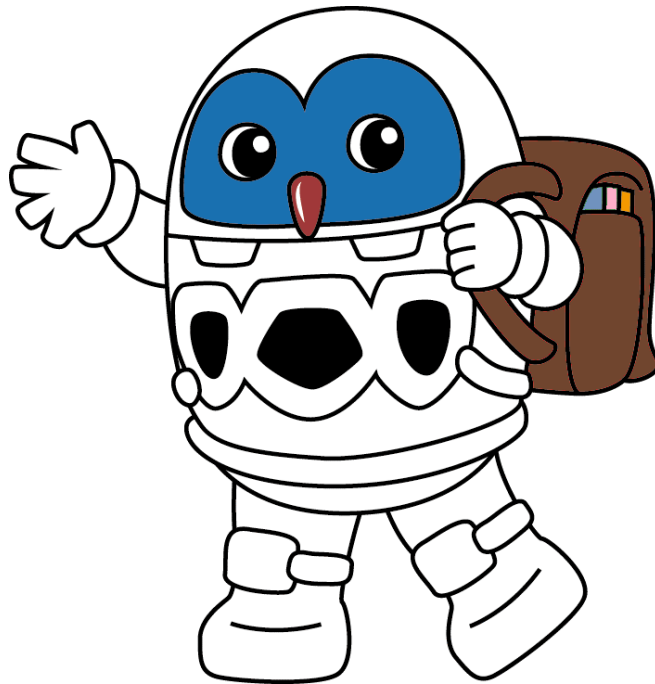


とく 取り組むこと

- ・子どもの成長の様子を決まった時期に確認して、必要な手助けをしていきます。
- ・障害のある人や、成長に不安がある子どもが過ごすことができる場所を用意します。
- ・障害が原因で入院している人が、退院したあとに地域で生活できるように、必要な手助けをしていきます。

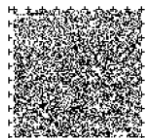


がっこう こ はったつ ささ ば ようい こ すこ
学校や、子どもの発達を支える場を用意して、子どもの健やか
せいちょう
な成長と、その保護者・家庭を支えます。



とくく 取り組むこと

- それぞれの子どもに合わせた手助けができるよう、専門の人たちと保護者が相談できる場を用意します。
- 子どもや先生を手助けする人を用意し、子どもが学校で困らないように、また、困ったときにすぐに相談できるようにします。
- 子どもが健やかに成長できるよう、学校の先生や施設の先生もさらに勉強していきます。



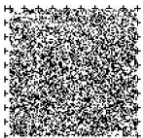
基本目標 8 はたら 働くための てだす 手助けをする

しょうがい しょうがい ひと ひと じぶん じぶん あ あ しごと しごと てだす てだす
障害のある人が、自分に合った仕事ができるように手助けします。

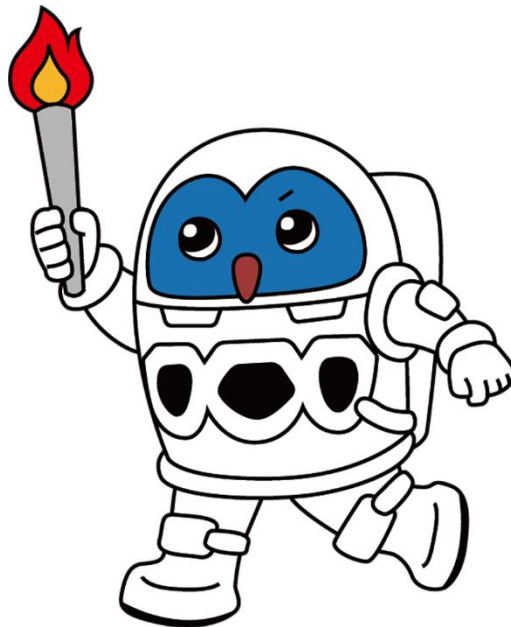


と ぐ 取り組むこと

- しごと しごと べんきょう べんきょう れんしゅう れんしゅう ようい ようい
・ 仕事をするための勉強や練習ができるサービスを用意します。
- しょうがい しょうがい ひと ひと はたら はたら ふう ふう
・ 障害のある人が働くことができるところを増やします。
- しょうがい しょうがい ひと ひと はたら はたら めんせつかい めんせつかい おこな おこな
・ 障害のある人が働くための面接会を行います。

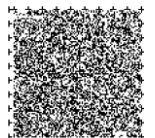


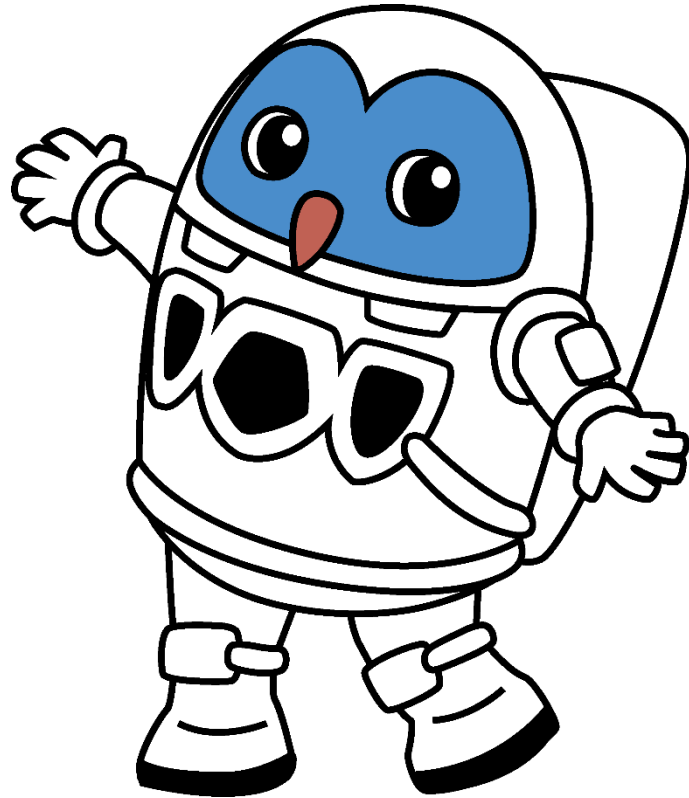
しょうがい ひと ゆた せいかつ おく ぶんか
障害のある人が豊かな生活を送ることができるように、文化
げいじゅつ
芸術・スポーツなど、それぞれが好きなことに取り組めるよう
かんきょう ようい
な環境を用意します。



とく ぐり ぐむ こと

- しょうがい ひと つく さくひん てんじ げき はっぴょうかい ひら
・ 障害のある人が作った作品の展示や、劇などの発表会を開きます。
- しょうがい ひと ひと とく ぐり ぐむ こと ができる イ
べんと ひら
・ 障害のある人もない人も、いっしょに取り組むことができるイベントを開きます。





つくば市 し 福祉部 ふくしぶ 障害福祉課 しょうがいふくしか
〒305-8555 いばらきけん 茨城県つくば市 し 研究学園一丁目 しけんきゅうがくえんいちちようめ 1番地 ばんち 1
でんわ 電話 029-883-1111 だいひょう (代表)
ふあつくす F A X 029-868-7544

